

令和7年9月議会
福祉都市委員会報告資料 別冊②

福岡市みどりの基本計画（案）

令和7年9月9日
住宅都市みどり局

福岡市みどりの基本計画 (案)

福 岡 市

一目 次一

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の概要	3
(1) みどりの基本計画とは.....	3
(2) 計画の位置づけ.....	3
(3) 目標年次.....	3
3 本計画におけるみどりの定義と役割	8
(1) みどりの定義.....	8
(2) みどりの役割.....	10
4 計画の構成	12
第2章 みどりの状況と課題	13
1 社会動向	14
(1) 世界的動向.....	14
(2) 国の動向.....	17
(3) 福岡市を取り巻く社会環境の変化	22
2 福岡市のみどりの状況	28
(1) みどりの特徴.....	28
(2) みどりの状況.....	30
(3) 施策の変遷.....	40
(4) 市民意識.....	42
(5) 前計画の評価.....	59
3 福岡市のみどりの課題	66
第3章 基本理念とみどりの将来像	69
1 基本理念	70
2 みどりの将来像	72
3 みどりの将来像の実現に向けて	74
4 計画の目標	77

第4章 計画推進に向けた方針	83
1 基本方向別	85
基本方向1：みどりの骨格を守る	85
基本方向2：山と海をみどりの道で結ぶ	90
基本方向3：みどり豊かな拠点を創る	96
基本方向4：身近な暮らしの中のみどりを活かす	107
基本方向5：みどりで安全・安心なまちを支える	114
基本方向6：行政・市民・企業など多様な主体がみどりのまちづくりに携わる	120
2 地域別	126
第5章 区別計画	131
1 東区	134
2 博多区	136
3 中央区	138
4 南区	140
5 城南区	142
6 早良区	144
7 西区	146
第6章 計画の進行管理	149
1 進行管理のサイクル	150
2 モニタリング指標	151

第1章

計画の 基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

福岡市は、1994（平成6）年の都市緑地保全法の改正において、市町村が定めることができる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」が位置づけられたことを踏まえ、1999（平成11）年に「福岡市緑の基本計画」を策定しました。その後、上位・関連計画の策定・改定に合わせて、2009（平成21）年「福岡市 新・緑の基本計画」（以降、「前計画」という）に改定しました。福岡市では、前計画において、豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、持続的に発展していくため、基本理念として、「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡をめざして～市民・地域・企業とともに～」を掲げ、みどりあふれるまちづくりをこれまで進めてきました。

現在、世界においては、地球規模での気候変動の深刻化や自然災害の頻発化・激甚化、生物多様性¹の損失などが、人々の生活環境に大きな影響を及ぼし、脱炭素²やネイチャーポジティブの機運が高まるとともに、Well-being³やダイバーシティ＆インクルージョン⁴などの新たな価値観が重視されるなど、社会経済情勢は大きく変化しています。

また、国土交通省においては、2019（令和元）年に「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、環境・防災・地域振興などの課題の解決に、自然環境の有する多様な機能を活用することの重要性が示されるなど、まちづくりにおいて、みどりが担う役割の重要性が高まっています。

今後のまちづくりを進めていくうえでは、自然環境が有する多様な機能が、様々な社会課題に対して適切に発揮されるよう、みどりの保全や創出、活用にこれまで以上に取り組むとともに、都市計画や環境、景観などの各分野とも連携し、多角的かつ戦略的に取組みを開拓していくことが必要です。

このような背景を踏まえ、福岡市では、市民や企業などの多様な主体との共働によるみどりのまちづくりを一層推進していくことを目的として、今回、新たに「福岡市のみどりの基本計画（以下、本計画）」を策定します。

1 生物多様性：生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性という3つを併せて生物の多様性という。

2 脱炭素：温室効果ガスの排出を減らし、将来的に排出量を実質ゼロにすることをめざす取組み。

3 身体的、精神的、社会的に良い状態であることを言い、充実や幸福感に近い概念。

4 ダイバーシティ＆インクルージョン：ダイバーシティ（diversity）は多様性、インクルージョン（inclusion）は包摂性。多様性を認め合い、誰もが自分らしくいられること。

2 計画の概要

(1) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことで、みどりの将来像や目標、施策の方針などを定めた、みどり全般に関する幅広い総合計画であり、市民・企業・行政などの各主体が、みどりのまちづくりに取り組むための基本的な方針を示すものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国の「緑の基本方針」に基づくとともに、「福岡市基本計画」等の上位計画や、「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、それらのみどりに関する部門を支える計画として位置づけています。[▶図1-1 参照]

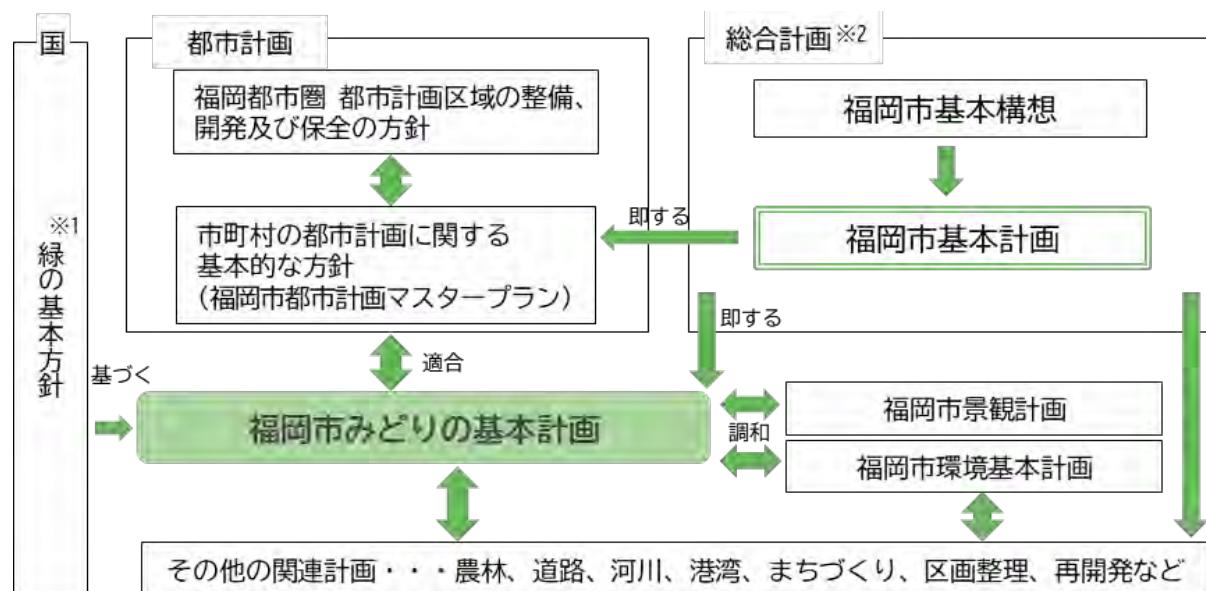


図1-1 福岡市みどりの基本計画の位置づけ

(3) 目標年次

本計画の目標年次は、2034（令和16）年度とします。

※計画期間：2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間

コラム

主な上位・関連計画の概要

● 緑の基本方針（都市における緑地の保全や緑化推進に関する基本的な方針）

都市緑地法等の一部を改正する法律（2024（令和6）年5月29日公布・同年11月8日施行）では、国土交通大臣が定める都市における緑地の保全や緑化推進に関する基本方針（以降、「緑の基本方針」という）が創設され、2024（令和6）年12月20日に同方針が策定されました。市町村が緑の基本計画を定めるにあたっては、緑の基本方針に基づく必要があります。

【全体目標：緑の基本方針が掲げる将来的な都市のあるべき姿】

人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市

上記の全体目標を実現するため、国全体として都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることをめざすとともに、緑の基本計画等において、以下の3つの都市の実現に向けた取組み及び関連する指標等を位置づけることを都道府県及び市町村に促しています。

1. 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

・地球温暖化対策計画（2021（令和3）年10月22日閣議決定）においては、森林等の吸収源対策の項目の一つとして「都市緑化等の推進」が位置づけられており、当該分野における取組の目標（2030（令和12）年度における都市緑化による吸収量約120万t-CO₂/年）の達成に向けて、官民連携した緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、環境への負荷が小さい緑豊かな都市を実現し、カーボンニュートラルの実現に貢献する。

2. 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

・緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワーク¹として有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する。

3. Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

・地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンス²の向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく。

市町村においては、地域の実情をよく把握している基礎自治体として、それぞれの地域の状況を踏まえた緑の基本計画を策定し、市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を講じていくことが求められています。

¹ 生態系ネットワーク：都市や郊外に点在する緑地や水辺などをつなぎ、生きものが移動・生息しやすい環境をつくるしくみ。

² レジリエンス：災害や気候変動などの影響を受けても、地域や環境が柔軟に対応し、元の状態やより良い状態に回復できる力。

●第10次福岡市基本計画

「福岡市基本計画」は、「福岡市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画であり、2024(令和6)年12月に「第10次福岡市基本計画」を策定しました。

【みどりに関連する主なポイント】

<目標4> 人と自然が共生し、身边に潤いと安らぎが感じられる

- ・行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組む。
- ・公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民や企業との連携、共働を進めるとともに、立地の特性に応じた公園などの整備や維持管理、魅力向上を取り組むなど、市民が花や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進める。

<目標6> 都市機能が充実し、多くの人や企業から選ばれている

- ・博多湾や那珂川などの水辺や通り、広場などのオープンスペースを活用し、花や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある魅力的なまちづくりを進める。

<空間構成目標>緑の骨格

- ・緑や水辺で構成される「緑の骨格」は、福岡らしい風景をつくり、市民の憩いの場を創出するとともに、気候変動への対策や生物多様性の確保など、大きな役割を果たしている。



図1-2 都市空間構想図

出典：第10次福岡市基本計画

●福岡市都市計画マスタープラン

福岡市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針で、福岡市総合計画や県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めるものです。

この計画では、都市計画に係わる施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針であり、都市づくりの基本的な方針として定める8つの部門のひとつに「みどりづくり」が含まれており、都市の持続可能な発展と市民の快適な生活環境の実現に不可欠な要素として位置づけられています。

●福岡市環境基本計画

福岡市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものとして、「福岡市環境基本条例（平成8年福岡市条例第41号）」に基づいて策定するものです。

この計画では、めざす環境都市像を「人・まち・自然が調和し、心豊かに住み続けられるアジアのモデル都市」とし、その実現に向けて、分野横断的に取り組む必要がある施策として「環境行動を実践するまちづくり」「環境経営を実践するまちづくり」の2つを設定しています。また、環境課題の柱として着実に取り組む必要のある施策として5つを設定し、そのひとつに多様性にあふれた自然共生のまちづくり」を掲げ、みどりの保全・創出・活用を図ることが示されています。

●福岡市景観計画

福岡市景観計画は、景観法第8条第1項の規定に基づく良好な都市景観の形成に関する計画であり、市全域を景観計画区域として指定し、そのうち、福岡市を代表する地区や個性ある地区等、特に良好な景観の形成を図るべき地区を「都市景観形成地区」と定めています。

この計画では、景観形成の目標像として、「顔のあるまち」「個性がいきるまち」「魅力を感じるまち」とし、市民や来訪者にとって、魅力と心地よさが感じられる、大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した福岡らしい都市景観の形成をめざしています。

また、景観形成の基本方針として4つの方針のひとつに「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」を示しており、みどりは、地域の自然や歴史、文化を反映した美しい景観を形成する上で重要な役割を担っています。

●福岡市農林業総合計画

福岡市農林業総合計画は、今後の農林業振興のための施策・事業実施の総合的な指針であり、国及び県等の農林業振興に関する計画と整合性のあるものとして定めています。

この計画では長期的な目標として、農業は「食べ物がおいしいまちを支え、農とともににある豊かな暮らしをつくる」、林業は「みんなで守り・楽しみ・活かす都市・ふくおかの森づくり」を定めています。

3 本計画におけるみどりの定義と役割

(1) みどりの定義

本計画で対象とする「みどり」は、市域内における

- ・公園・緑地、オープンスペース、森林、農地
 - ・道路、商業地、住宅地、港湾・工業地、公共施設等の花や緑
 - ・河川・水面等それらと一体の花や緑
- としています。



また、湾内の水面も「みどり」とともに良好な環境を形成する重要な要素と位置づけます。

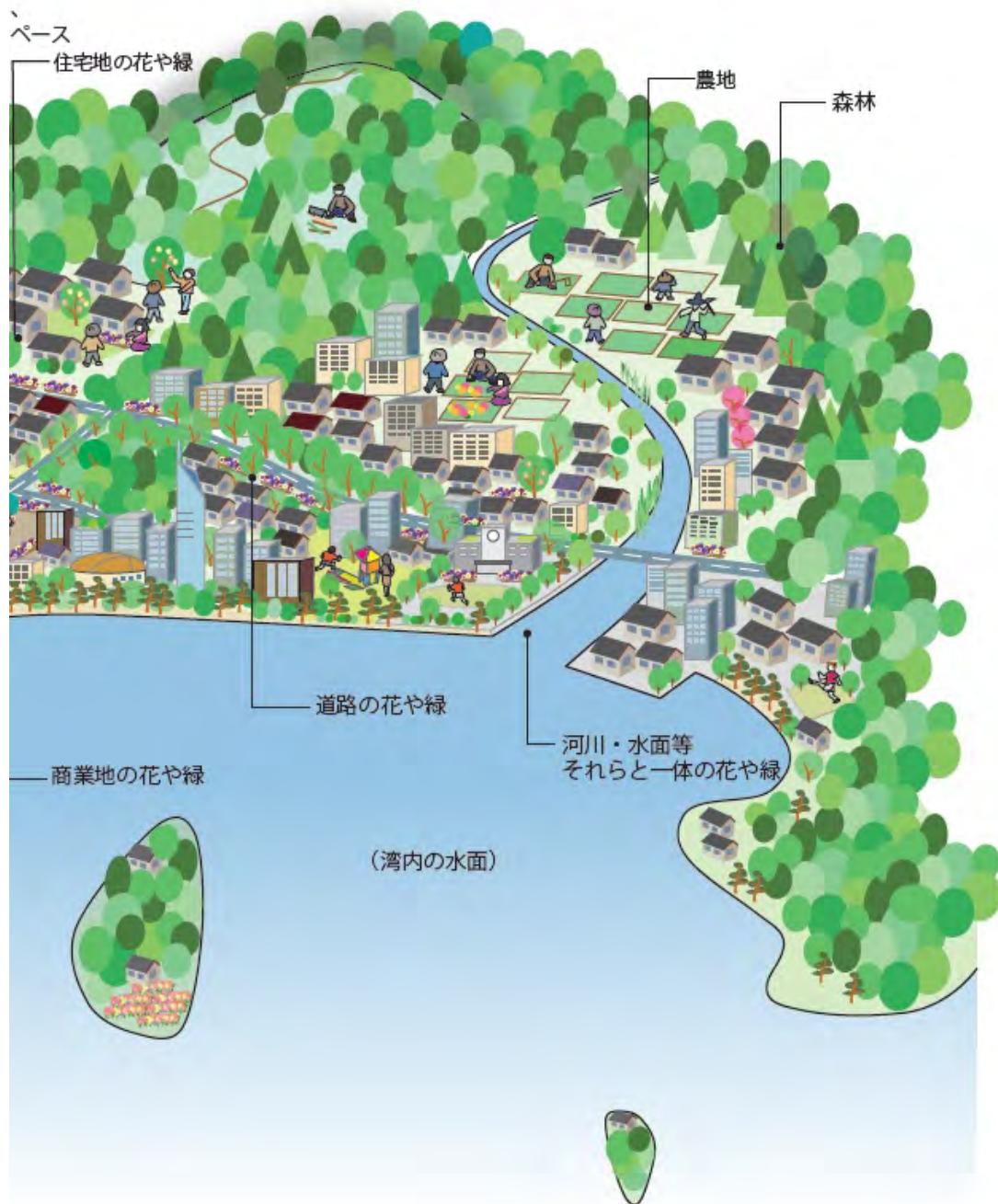


図 1-3 本計画が対象とする「みどり」のイメージ

※本イラストは現時点でのイメージ図であり、今後、解像度を高めたものを作成していくもの

(2) みどりの役割

みどりは、人々の豊かな生活を生み出していくため、精神面、物質面ともに多様な役割を担っています。福岡市では、都市の特性や都市づくりの方向から、大きく次の7つの役割が求められています。

存在効果

環境の保全

- ・CO₂の吸収・固定
- ・生物多様性の保全・回復・創出（生物の生息・生育環境の確保）
- ・健全な水環境の確保（雨水の貯留浸透、水源かん養）
- ・大気の浄化、騒音・振動の吸収
- ・緑陰形成、ヒートアイランド現象緩和

防災・減災への貢献、災害時の安全・安心の提供

- ・雨水流出の抑制（浸水被害の軽減）
- ・防風、土砂流出防止、延焼防止
- ・災害時の避難地、防災拠点

魅力的な景観の形成

- ・季節感のある美しい街並みの形成
- ・福岡らしい風景の創出

まちの賑わいや豊かな暮らしの創出

- ・人を呼び込み、賑わいや活力、魅力を創出
- ・観光客や市民、企業の交流の拠点
- ・様々な好循環（森林資源、農水産物）により豊かな暮らしを創出

文化芸術や歴史の継承

- ・地域の歴史・文化の継承
- ・アート・芸術活動の拠点

Well-being の向上

- ・ストレス緩和とリラックス効果をもたらす癒し
- ・多様な活動（休養、憩い、運動、遊び、健康・福祉増進、自然とのふれあい）の場の提供
- ・コミュニティ活動の拠点、市民参画の場

子育て・教育への寄与

- ・子ども・若者の健全な育成の場の提供
- ・環境教育等の学びの場の提供

利用効果

コラム

みどりの存在効果と利用効果

みどりの役割には、存在することで一定の機能を発揮する「存在効果」、人の利活用により機能を発揮する「利用効果」があります。



雨水の貯留浸透、水源かん養



生物の生息環境



緑陰による都市環境向上（街路樹）



公園を調整池として活用



防風機能のある海岸の松林



防災 フェスタ（運動公園）



春を感じられるイベント



紅葉したイチョウ並木（街路樹）



福岡城跡と舞鶴公園



イベントによる賑わい



イベントによる交流の場



農作物の収穫体験(市民農園)



歴史を感じられる樹木（保存樹）



日本庭園（歴史公園）



ボタニカルアート講座



心身のリフレッシュ



スポーツを楽しむ



地域等の交流の場



植樹体験



誰もが遊べる遊具広場



環境学習

4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

2 計画の概要

3 本計画におけるみどりの定義と役割

4 計画の構成

第2章 みどりの状況と課題

1 社会動向

2 福岡市のみどりの状況

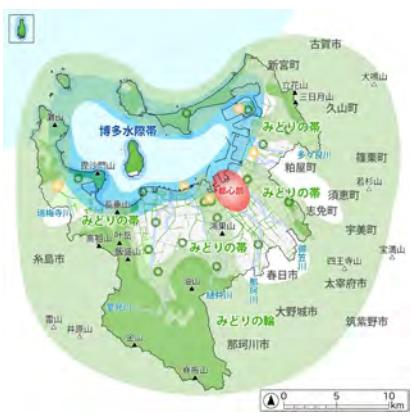
3 福岡市のみどりの課題

第3章 基本理念とみどりの将来像

1 基本理念

**花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして
～みんなで守り、つなぐ、“みどり”のまち～**

2 みどりの将来像



3 みどりの将来像の実現に向けて

基本方向1 みどりの骨格を守る

基本方向2 山と海をみどりの道で結ぶ

基本方向3 みどり豊かな拠点を創る

基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす

基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える

**基本方向6 行政・市民・企業など多様な主体が
みどりのまちづくりに携わる**

4 計画の目標

第4章 計画推進に向けた方針

1 基本方向別

2 地域別

第5章 区別計画

1 東区

2 博多区

3 中央区

4 南区

5 城南区

6 早良区

7 西区

第6章 計画の進行管理

1 進行管理のサイクル

2 モニタリング指標

第2章

みどりの 状況と課題

第2章 みどりの状況と課題

1 社会動向

(1) 世界的動向

① SDGs

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために、2015（平成27）年の国連サミットで採択された、2030（令和12）年を期限とする17の国際目標です。

ストックホルムレジリエンス研究所長が提唱した、SDGsの概念を表すウェディングケーキモデルでは、「経済」の発展は「社会」によって成り立ち、「社会」は人々が生活するためには必要な「環境（自然資本）」によって支えられて成り立つという考え方を示されています。[▶図2-1 参照]

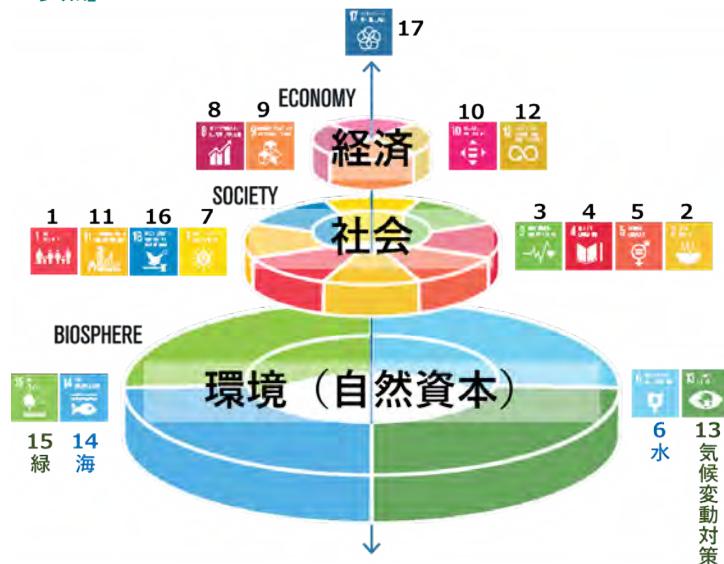


図2-1 SDGs ウェディングケーキモデル

出典：Stockholm Resilience Center ホームページの図に一部加筆

② Well-being

Well-beingとは、身体的、精神的、社会的に良い状態であることを言い、充実や幸福感に近い概念です。都市のみどりは、健康リスクの軽減、ストレス緩和、住民の相互交流の促進等、様々な役割があり、身体的・精神的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下等、Well-beingの向上に寄与することが、世界保健機関（WHO）等によって示されています。

③ カーボンニュートラル

1997（平成9）年に定められた「京都議定書」の後継として、2015（平成27）年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020（令和2）年以降の温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられ、そのために、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、今世紀後半にカーボンニュートラルの実現をめざすことが盛り込まれました。

「カーボンニュートラル」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しており、カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減とともに吸収作用の保全及び強化を行う必要があります。

④ ネイチャーポジティブ

2022（令和4）年、国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、生物多様性の新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。そこで、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現が掲げられ、2030（令和12）年までの主なターゲットとして、陸と海の30%以上を保全する30by30や、自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化、都市における緑地・親水空間の確保等が定められています。また、2023（令和5）年には、2030（令和12）年のネイチャーポジティブの実現をめざし、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。30by30の目標達成に向けて、自然公園や条例に基づく保護地域の他、地域住民に大切にされている里山やビオトープ¹、境内地、都市緑地等を、地方公共団体が地域住民や地域の企業等と一緒に保全すること等が示されています。【図2-2 参照】

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール	
自然と共生する世界の実現	ゴールA 生物多様性の保全 ゴールC 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）	
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	ゴールB 生物多様性の持続可能な利用 ゴールD 実施手段の確保	
	生物多様性への 脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13
		実施と主流化のための ツールと解決策 ターゲット 14~23

図2-2 昆明・モントリオール生物多様性枠組が示す事項

出典：昆明・モントリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標（環境省）

1 ビオトープ：人工的につくられた、野生生物の生息・生育空間。

⑤ ESG 投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応

近年、企業においては、SDGs や環境への意識の高まり等を背景に、ESG 投資が拡大するとともに、気候関連や自然関連の情報開示の取組みが浸透し、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きがますます活発化しています。

緑の基本方針において、都市におけるカーボンニュートラルやネイチャーポジティブを実現するためには、公有地のみならず、民有地における緑地の確保等を図ることが重要であり、ESG 投資等の流れを踏まえた企業による緑地確保や緑化の取組みを促進する必要があると示されています。

このため、都市における緑地確保の意義や効果の客観的な評価等により、環境面、社会面で効果の高い事業への資金の流れを促すことが重要です。

(2) 国の動向

① 都市緑地法等の改正

2017(平成29)年に、都市のみどりを民間の活力を生かしながら保全、活用するため、都市緑地法や都市公園法、生産緑地法等、みどりに関する法制度が改正されました。この改正を通して、みどりの基本計画の記載事項の拡充が行われ、農地を緑地として扱うこと、都市公園の管理方針を記載すること等が新たに示されています。また、この改正では、都市公園における民間活力の導入を促進するための制度としてPark-PFI(公募設置管理制度)¹⁾が創設されました。

さらに、気候変動や生物多様性の確保、Well-beingの向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推進するための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が、2024(令和6)年5月29日に公布され、同年11月8日に施行されました。

この改正では、国土交通大臣が定める都市における緑地の保全や緑化推進に関する基本方針が創設されるとともに、特別緑地保全地区内における緑地の機能の維持増進を図るために再生・整備を行う「機能維持増進事業」や土地の買入を代行する都市緑化支援機構の制度、民間事業者等による緑地確保の取組みを国が評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)」などが創設されました。[\[▶図2-3参照\]](#)

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国的基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上



鴻巣山特別緑地保全地区

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設



優良緑地確保計画認定制度
(愛称:TSUNAG)

3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

図2-3 2024年(令和6年)の都市緑地法等の改正内容の概要

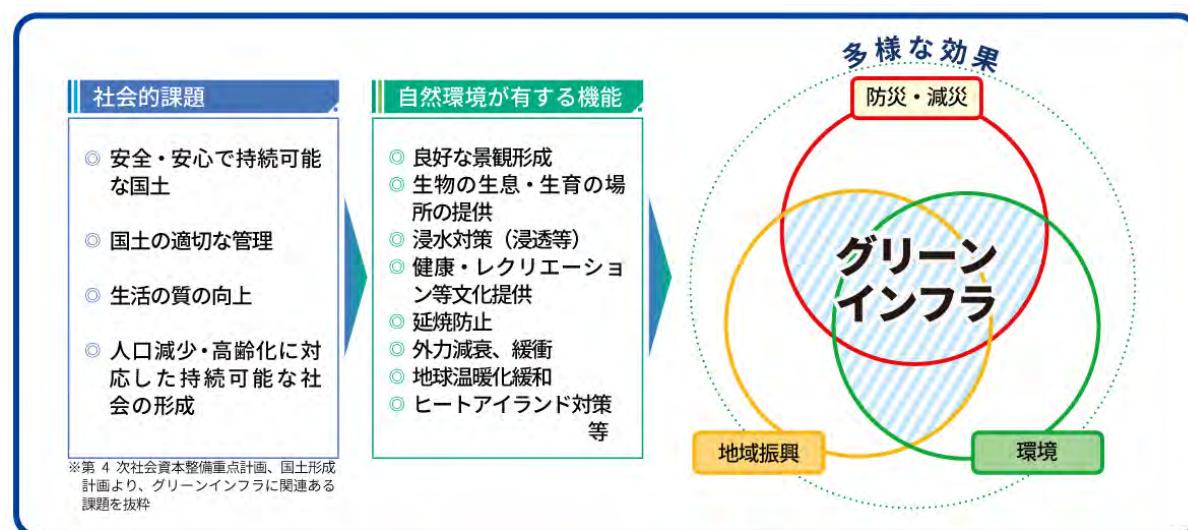
¹⁾ Park-PFI(公募設置管理制度)：飲食店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。

② グリーンインフラの推進

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。[▶図2-4 参照]

国土交通省は「グリーンインフラ推進戦略」(2019(令和元)年)の全面改定を2023(令和5)年に行い、「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定しました。同戦略では、グリーンインフラを社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものとしています。グリーンインフラのめざす姿として「自然と共生する社会」を掲げ、実現にむけた4つの柱として「自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」、「自然の中で健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」、「自然を通して、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」、「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会」を設定し、あらゆる分野・場面においてグリーンインフラを取り入れることをめざすとしています。

また、国土交通省は、2024(令和6)年に、緑の基本計画策定・改定時にグリーンインフラの考え方を取り入れるための検討事項を示す「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」を公表しています。



- 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

- 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図2-4 グリーンインフラの考え方

出典：国土交通省 グリーンインフラポータルサイト

③ みどりとオープンスペースの基本的考え方

国土交通省は、今後の都市公園における取組みの方向性を検討するため、2022（令和4）年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を開催し、同年に「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」の提言を公表しました。

同提言は、都市公園について、人中心のまちづくりの中で個人と社会の Well-being の向上を目指し、地域の課題や公園の特性に応じて、多機能性のポテンシャルをさらに発揮することが求められていることを示しています。また、都市公園について、「まちの資産とする」、「個性を活かす」、「共に育て共に創る」の変革が必要とし、具体的な取組みとして、グリーンインフラとしての保全・利活用、居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり、利用ルールの弾力化、社会実験の場としての利活用、担い手の拡大と共に創、自主性・自律性の向上、デジタル技術とデータの利活用（公園 DX の推進）を掲げています。

④ 2050 年カーボンニュートラルの実現

2020（令和2）年10月の首相所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル宣言がなされました。また、2025（令和7）年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中長期的な温室効果ガス削減目標が新たに示され、2035（令和17）年度に2013（平成25）年度比で60%、2040（令和22）年度には同73%の削減をめざすとされています。

地球温暖化対策計画において、みどりは温室効果ガスの吸収源対策として重要な役割を担っており、特に都市の中では、特別緑地保全地区等の保全や、都市公園や街路樹などのみどりの創出の必要性が示されています。また、都市の中における緑化の意義やその効果を幅広く普及啓発するとともに、市民や企業などの多様な主体によるみどりの創出等を推進することの重要性が示されています。

⑤ 生物多様性増進活動促進法の制定

地域に根ざした多様な主体の連携による生物多様性の維持・回復・創出を促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」が、2024（令和6）年4月19日に公布され、2025（令和7）年4月1日に施行されました。

本法律の施行に伴い、2023（令和5）年度より運用開始していた「自然共生サイト」が法制化され、これまで「場所」を認定する制度から、より幅広い取組みを柔軟に促進するため、「活動※」を認定する制度に変更しています。【図2-5、2-6参照】

※生物多様性を増進する活動実施計画（①既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動、②管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動、③開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動）

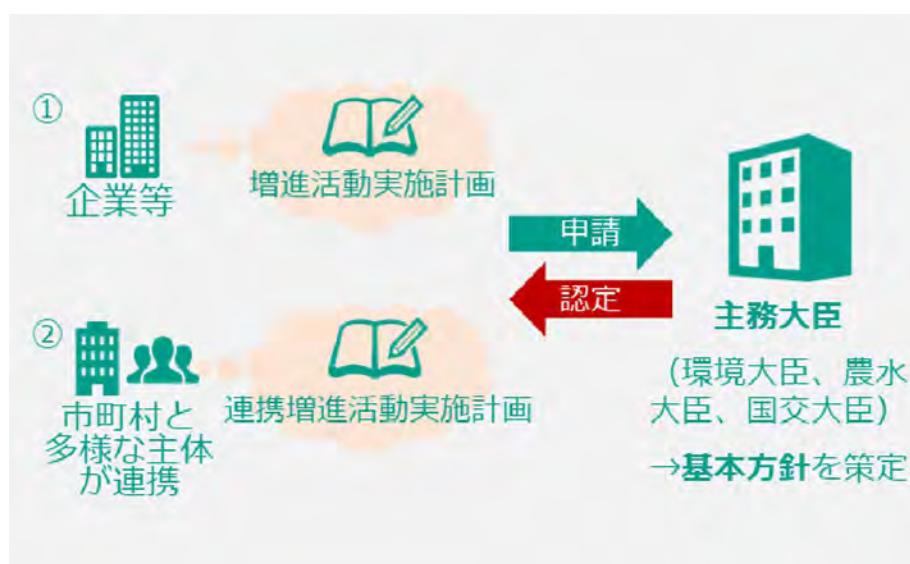


図2-5 増進活動実施計画等の認定制度の概要

出典：環境省「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（概要）」

（自然共生サイトと新法の違い）

	自然共生サイト	生物多様性増進活動促進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

図2-6 増進活動実施計画等の認定制度の概要

出典：環境省「生物多様性増進活動促進法の施行後の「自然共生サイト」制度の扱いについて」

① 自然共生サイト：民間や自治体などが管理する地域のうち、生物多様性の保全に顕著に貢献している場所として国が認定する区域。

コラム

みどりに関わる世界・国内の動向

下図に示すように前計画策定以降、世界や国内においてみどりに関わる様々な動きがありました。[▶図2-7参照]

このような社会動向を踏まえながら、計画を立案・実施する必要があります。

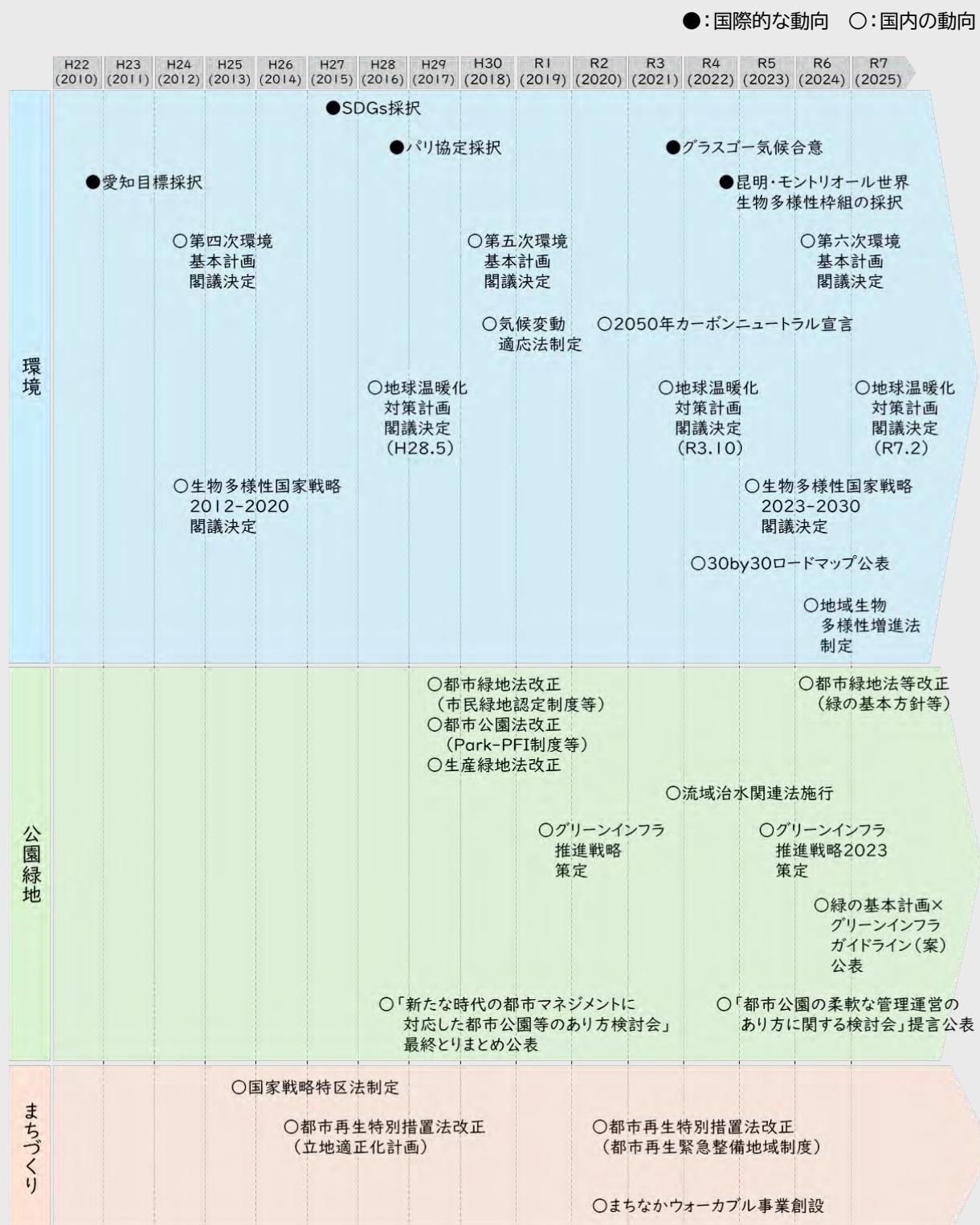


図2-7 みどりに関わる世界・国内の動向

(3) 福岡市を取り巻く社会環境の変化

① 人口の推移

人口増加率は、政令指定都市の中で最も高く、今後も人口増加が見込まれます。

多くの都市で人口減少局面を迎える中、福岡市の人口は一貫して増加し続けています。2015（平成27）年から2023（令和5）年にかけて10万人以上が増加しており、政令指定都市で最も多い人口増加数、かつ21大都市（政令指定都市及び東京区部）の中で最も高い人口増加率となっています。今後、福岡市における総人口数は、2040（令和22）年頃にピークの約170万人に達する予定です。[▶図2-8参照]

また、人口の年齢階層別では、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあります。生産年齢人口（15～64歳）については増加傾向にありますが、2030（令和12）年頃をピークに減少に転じる見込みです。高齢者人口（65歳以上）は、継続的な増加傾向にあります。

[▶図2-8参照]

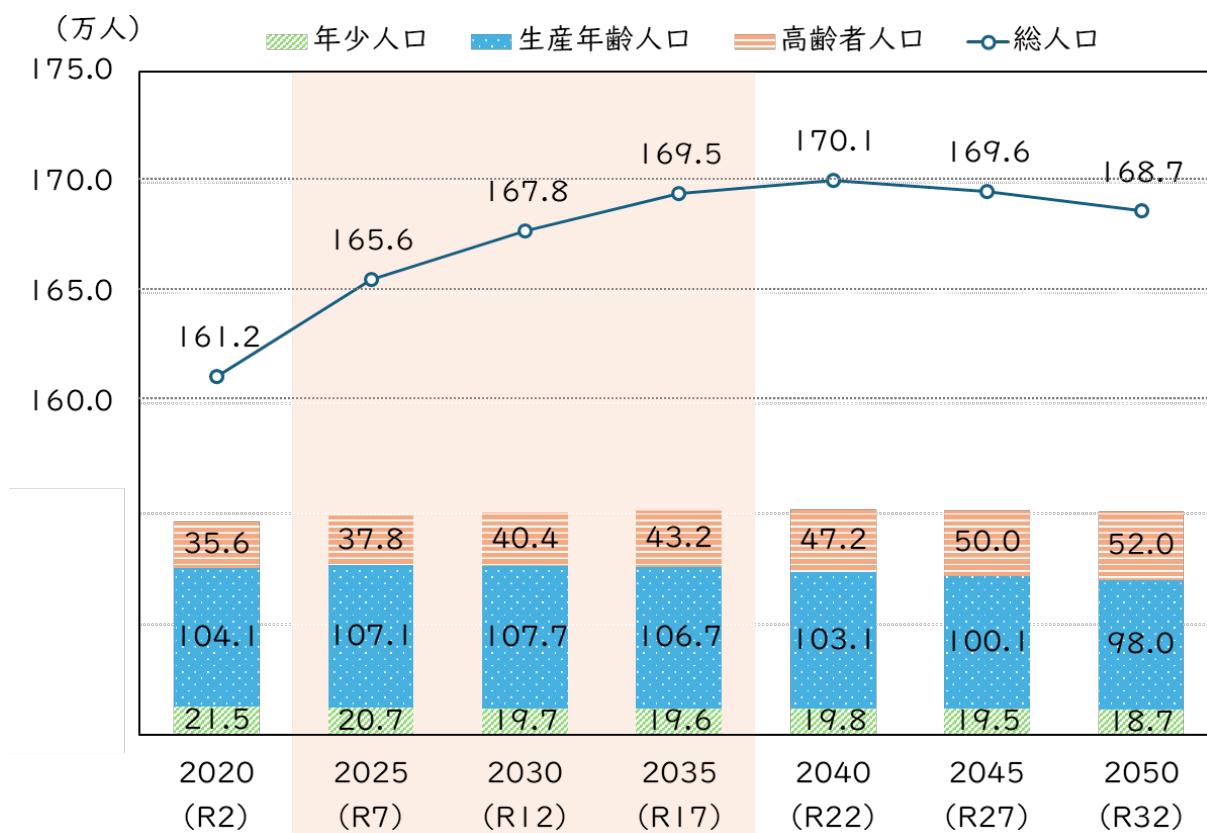


図2-8 人口推移と将来人口推計

出典：福岡市の将来人口推計(R6.4)より作成

世帯数と世帯構成の推移については、単身世帯が約半数を占めており、今後も増加傾向が続くことが予想されています。[▶図2-9 参照]

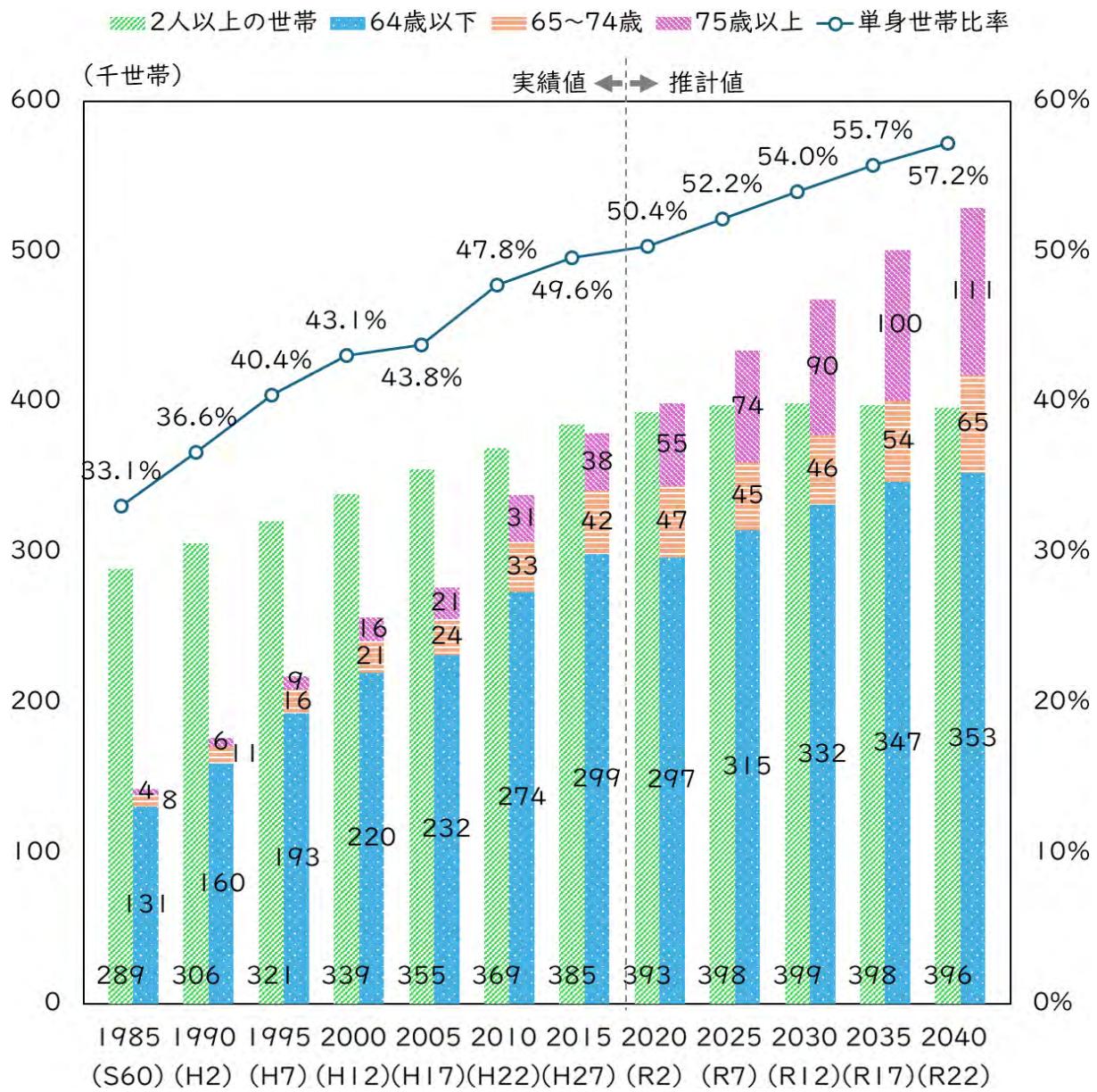


図2-9 世帯数と世帯構成の推移

出典：「福岡市空家等対策計画」(R3.12)

第2章 みどりの状況と課題

福岡市の総住宅数に占めるマンションなどの共同住宅数（共同住宅率）については、全体の約7割を占めており、全国的にも高い水準となっています。[▶図2-10 参照]

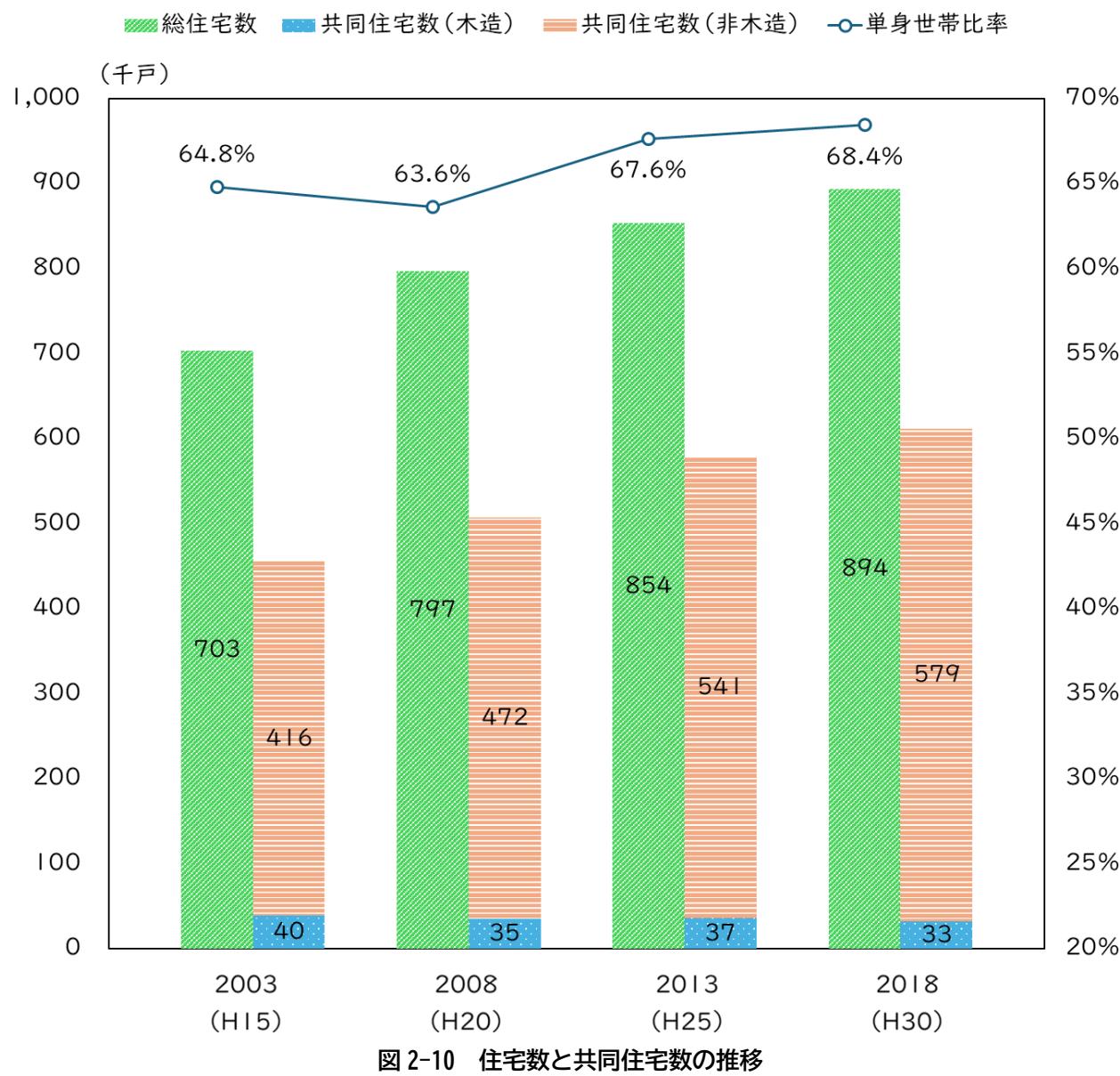


図2-10 住宅数と共同住宅数の推移

出典：国勢調査

② 福岡市を訪れる外国人の状況

在住外国人数及び外国人入国者数は、依然として増加傾向にあります。

在住外国人数及び外国人入国者数は、新型コロナウイルスの感染症拡大等の影響により、一時減少したものの、2022(令和4)年から現在に至るまで増加傾向が続いています。

[図2-11、2-12 参照]

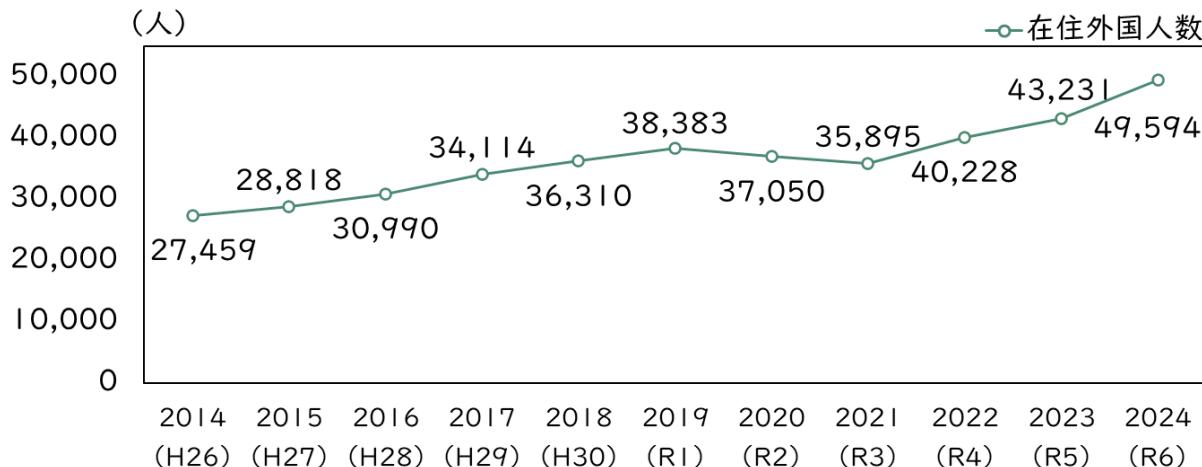


図2-11 在住外国人数の推移

出典：「福岡市統計書」(各年9月末時点)

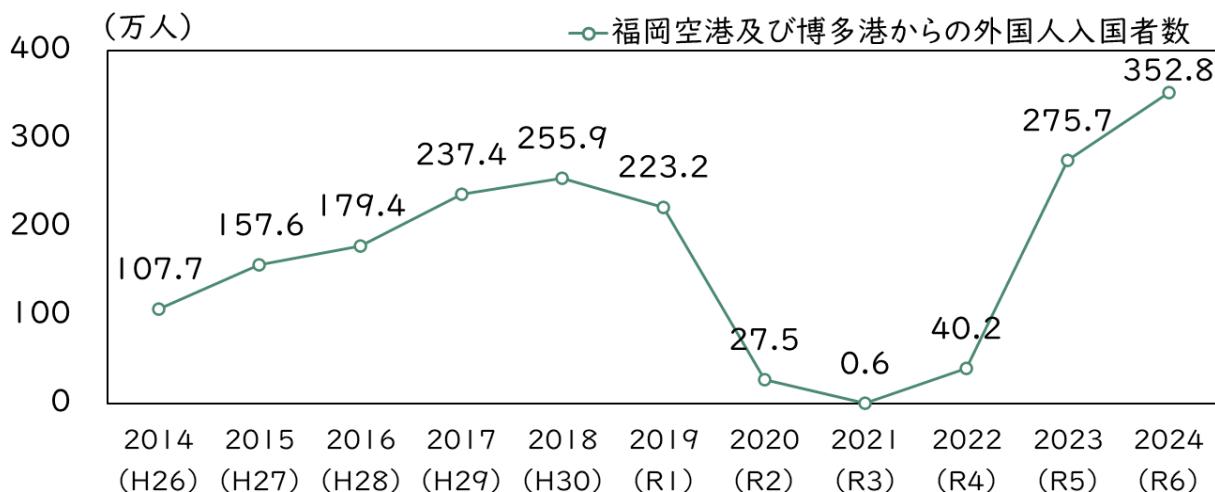


図2-12 福岡空港及び博多港からの外国人入国者数の推移

出典：「出入国管理統計」(法務省)

在住外国人を 国・地域別で見ると、特にネパール・中国出身者が多く、アジアを中心とした様々な国籍の方が市内で暮らしています。

[表2-1 参照]

表2-1 国・地域別外国人数上位5か国

1 ネパール	13,535人
2 中国	13,505人
3 ベトナム	7,758人
4 韓国又は朝鮮	6,735人
5 ミャンマー	1,932人

出典：「ふくおかの統計 令和7年5月号」
(2025(令和7年)4月末現在)

③ まちづくりの動向

市内各地で、住宅地の造成やビルの建替え等の開発が進んでいます。

前計画策定時の2009（平成21）年以降、アイランドシティの埋立てに伴うまちづくりや土地区画整理事業が行われており、天神地区や博多駅周辺地区では、規制緩和を活用した官民連携のまちづくりが進んでいます。また、九州大学箱崎キャンパス跡地では、約50haといった大規模なまちづくりも進んでいます。[▶図2-13参照]

今後も、市内では、人口増加に伴う住宅地の造成をはじめとする開発が進むことが想定されます。

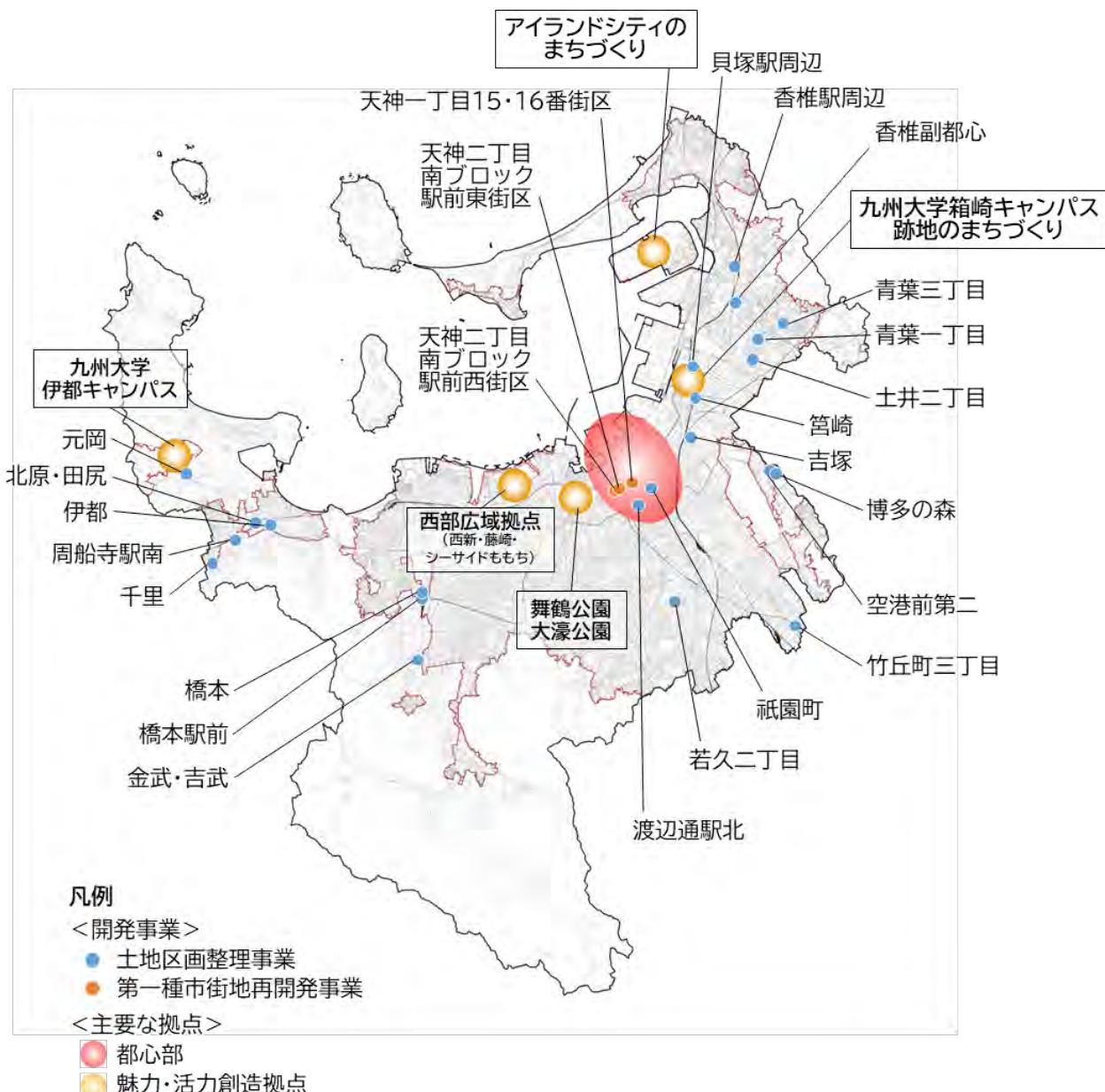


図2-13 前計画の策定後^{*}に実施された主な開発事業（実施中も含む）

*2009年（平成21年）～2025年（令和7年）

④ 気候変動

年平均気温は、約130年で3°C上昇しています。
豪雨の発生頻度も増加しており、災害のリスクが高まっています。

福岡市の年平均気温は、上昇傾向にあり、1890（明治23）年から2023（令和5）年までの約130年間で約3°C上昇しています。また、2018（平成30）年7月20日には福岡市で38.3°Cと観測史上最高気温を記録するなど、近年の気温上昇に伴い熱中症などのリスクも高まっています。[▶図2-14参照]

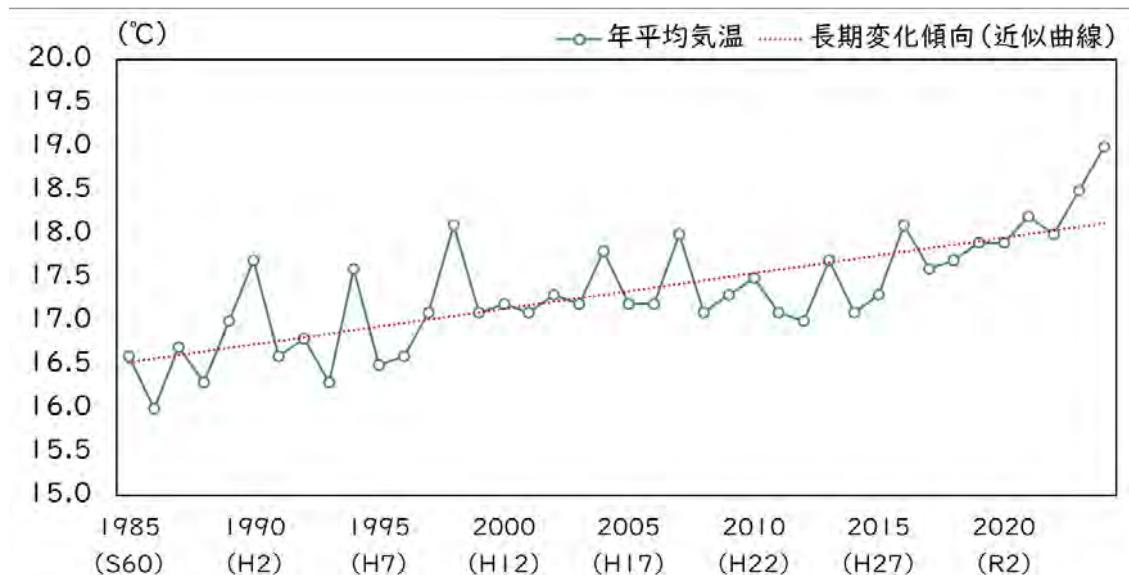


図2-14 福岡管区気象台の年平均気温の変化

出典：気象庁

また、降水量については、1時間降水量50mmを超える大雨の年間発生回数は増加傾向であり、今後、豪雨に伴う土砂災害や浸水などの災害のリスクも高まっています。
[▶図2-15参照]

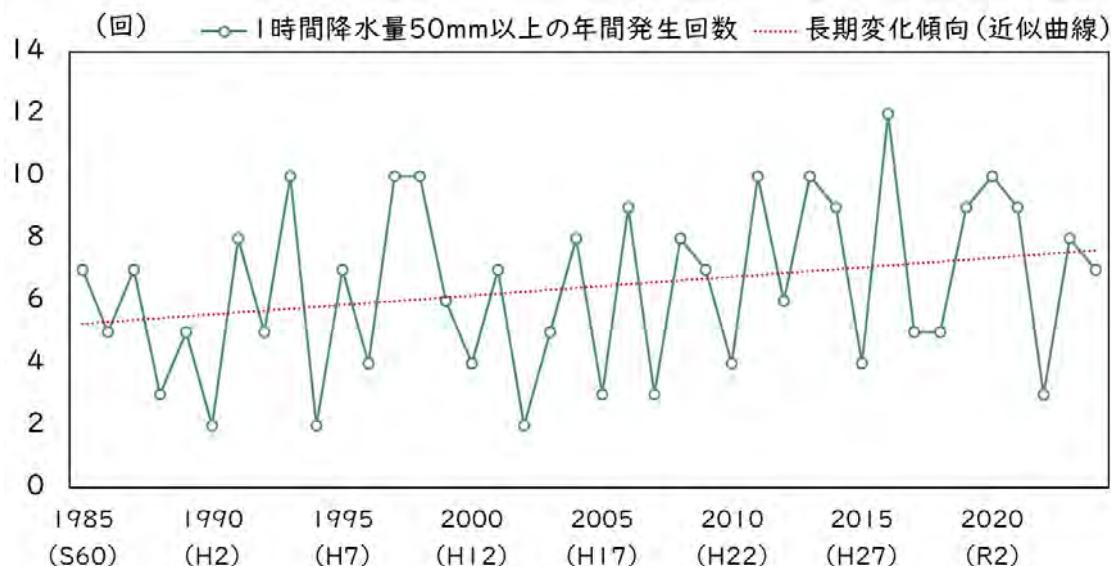


図2-15 福岡管区気象台の1時間降水量50mm以上の年間発生回数

出典：気象庁

2 福岡市のみどりの状況

(1) みどりの特徴

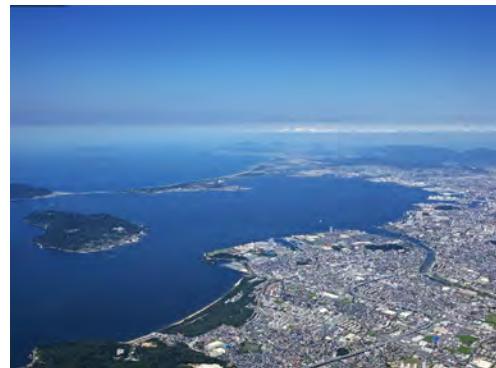
福岡市は、福岡県の北西部に位置し、北は玄界灘を臨み、海の中道と糸島半島によって仕切られた博多湾を擁し、南は脊振山地、東は三郡山地に囲まれた半月型の福岡平野に位置しています。

沿岸部を見ると、海面水位の変動や沿岸流、河川作用などにより、砂州と砂丘が形成されており、特に海の中道は、志賀島と九州本土とを繋ぐ全長約8kmに及ぶ巨大な砂州となっています。また、博多湾については比較的水深が浅いため、昭和50年代以降、大規模に埋め立てられ、シーサイドももち地区やアイランドシティ等の居住域が形成されました。沖合には、玄界島、小呂島等の島々があります。

福岡市の東には立花山を頂部とする立花丘陵や四王寺丘陵があり、南から西には油山や脊振山、金山、高祖山などが連なる脊振山地が位置し、これらの連続した山並みが市街地の背景となっています。こうした山々と、そこから平野部に延びる丘陵地や博多湾の島々、海岸線などの緑地により、大きなみどりの骨格を形成しています。

河川については、これらの山地や丘陵地から、北に広がる平野部を抜け、玄界灘や博多湾に流れています。比較的流域の広い河川として、糟屋平野を流れる多々良川や、福岡平野の東側を流れる御笠川、西側を流れる那珂川、油山を源流とする樋井川、脊振山・金山・高祖山の山麓から水が集まる室見川が挙げられ、市街地に潤いある景観をもたらしています。また、西部にかけてまとまりある農地が広がっています。

市街地には、特別緑地保全地区などの樹林地¹や公園、街路樹などのみどりが配置されており、これらは、市民の憩いの場となるとともに、災害時においては避難場所や延焼防止などの防災や減災機能を発揮しています。



博多湾と海の中道



脊振山地から市街地を望む眺め



室見川沿いの河川景観



今津運動公園

¹ 樹林地：特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地など。

また、古代から近世におけるアジアとの交流等の豊かな福岡市の歴史を今に伝える、金印公園や鴻臚館跡、福岡城跡、友泉亭公園など、個性ある歴史資源がみどりとともに存在しており、個性と風格ある風景を形成しています。



友泉亭公園



図2-16 福岡市のみどりの構造

(2) みどりの状況

① 市全域

市全域の半分以上を緑被地¹が占めており、15年間で約120ha増加しています。

市全域のみどりについては、2022(令和4)年時点では、緑被面積²は約18,984ha(緑被率³55.4%)となっており、2007(平成19)年と比べて、約120ha増加しています。

[▶図2-17参照]

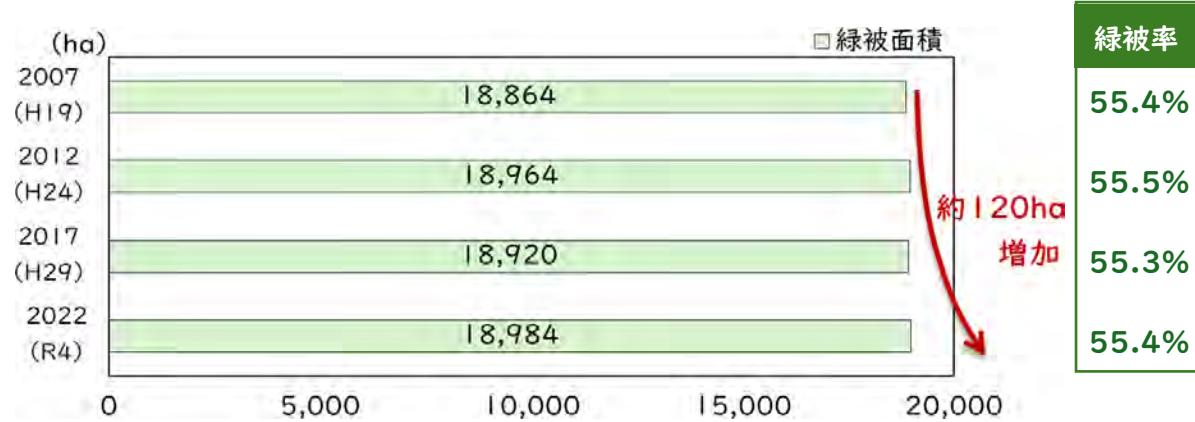


図2-17 緑被面積の推移

また、市街化区域内の緑被率は約20%、市街化調整区域等の緑被率では約90%となっています。[▶図2-18、2-19参照]



図2-18 市街化区域の緑被面積の推移

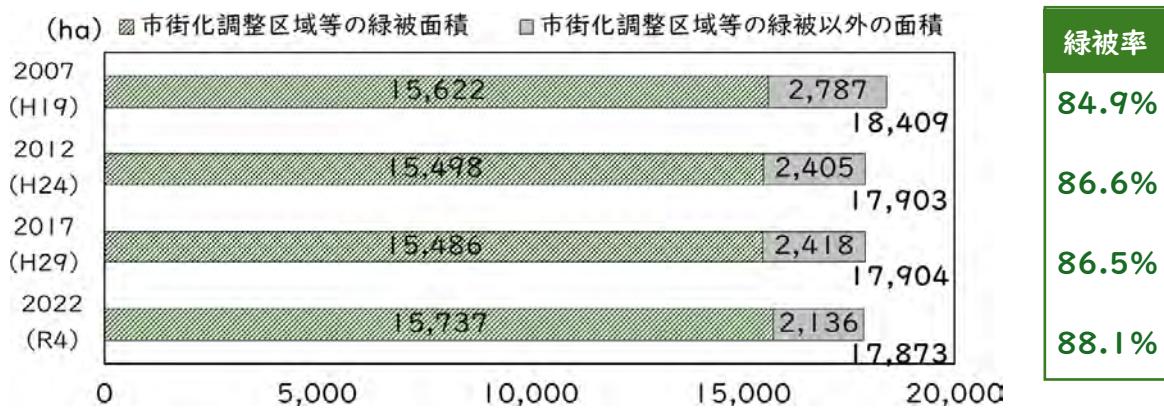


図2-19 市街化調整区域等の緑被面積の推移

¹ 緑被地：樹木や草地など、地表が緑で覆われている土地のこと。

² 緑被面積：樹木や草地など、地表が緑で覆われている土地の面積。

³ 緑被率：地域全体の面積に対して、樹木や草などで覆われた緑被地が占める割合。



図 2-20 福岡市の緑被分布（令和4年度）

② 町丁目別

都心部では 10%未満の緑被率である町丁目が多く分布しており、緑被率が特に低い（3%以下）町丁目は、埋立地や中央区・博多区の都市部に集中しています。また、市街化区域内では緑被率 10～30%、市街化調整区域内は緑被率 60%以上の町丁目が多く分布しています。【図 2-21 参照】

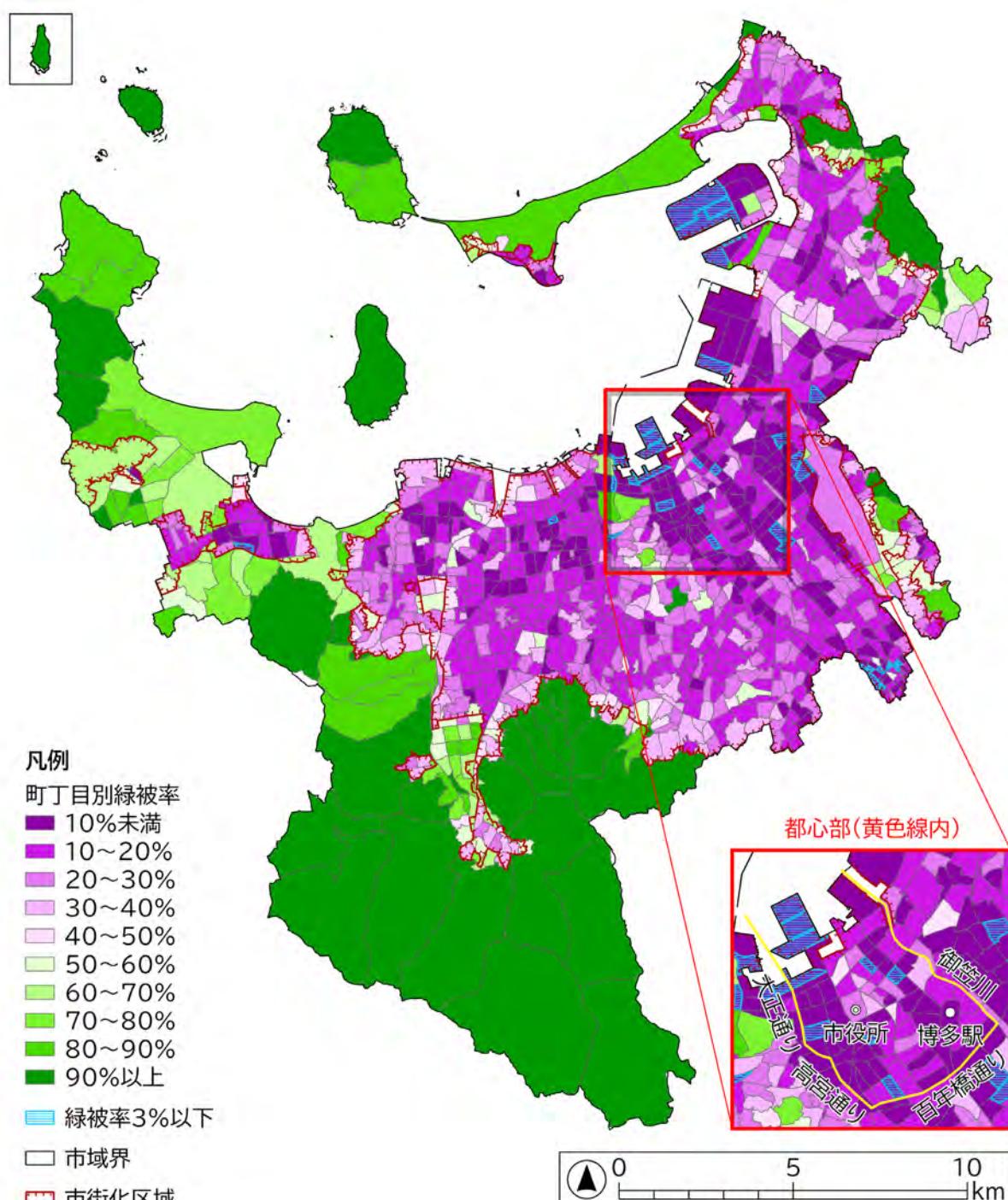


図 2-21 町丁目別緑被率（令和 4 年度）

③ 区別

緑被率が高い行政区は、早良区及び西区でそれぞれ行政区面積の 79.3%、68.5%をみどりが占めています。一方、緑被率が低い行政区は、中央区及び博多区で、それぞれ行政区面積の 22.3%、23.1%となっています。[▶図 2-22 参照]

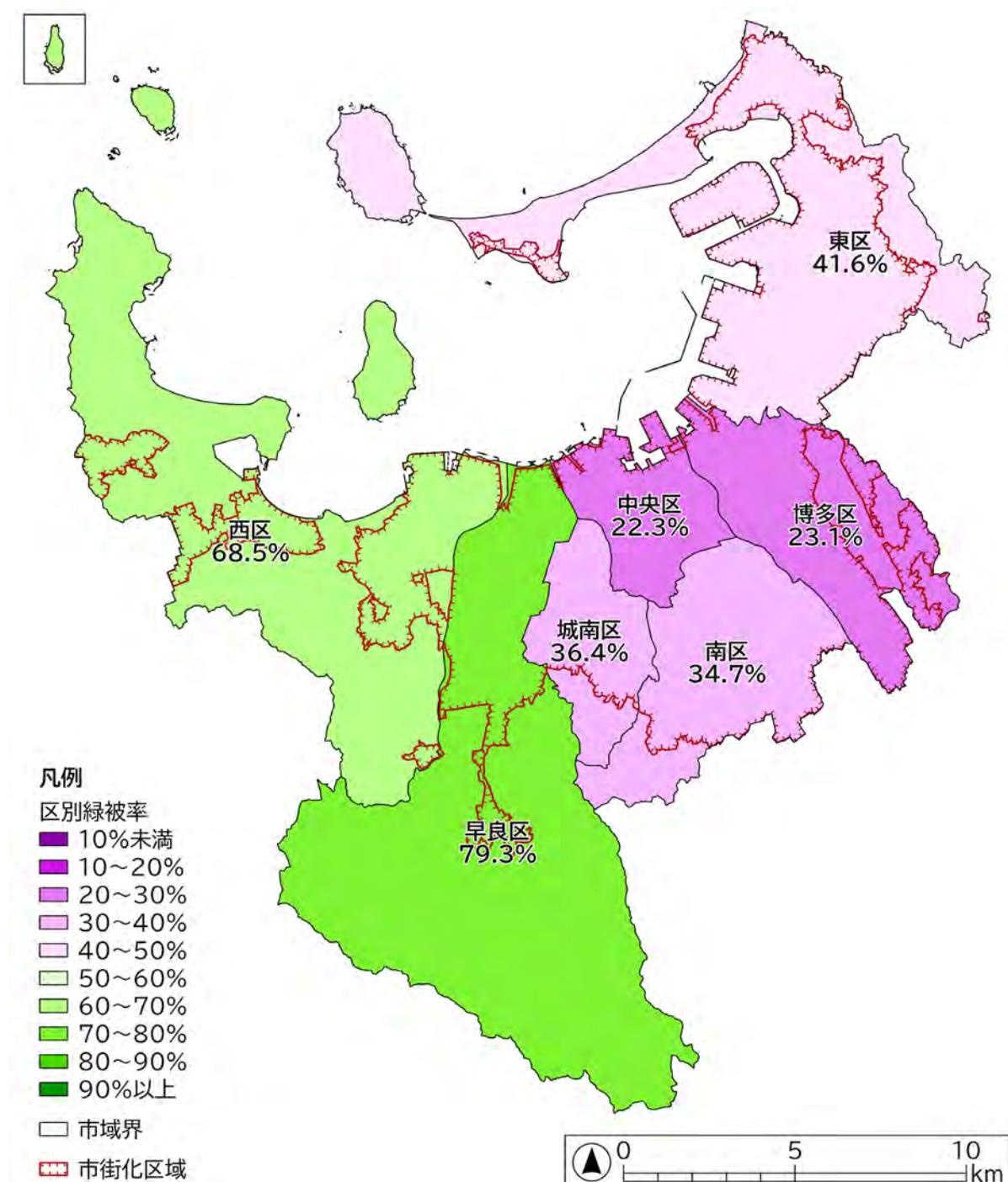


図 2-22 区別緑被率（令和 4 年度）

④ 土地利用別

みどりの6割以上を森林が占めています。森林、公園・緑地の緑被面積は増加しましたが、農地や住宅地の緑被面積は減少しました。

土地利用別の緑被面積では、市全域の緑被面積の 18,984ha に対して、森林が 11,313ha と 60% を占めており、最も大きな割合を占めています。

割合の大きい順に、農地 13%、公園・緑地等 10%、住宅地 6%、河川・水面等 6% となっています。[▶図 2-23 参照]

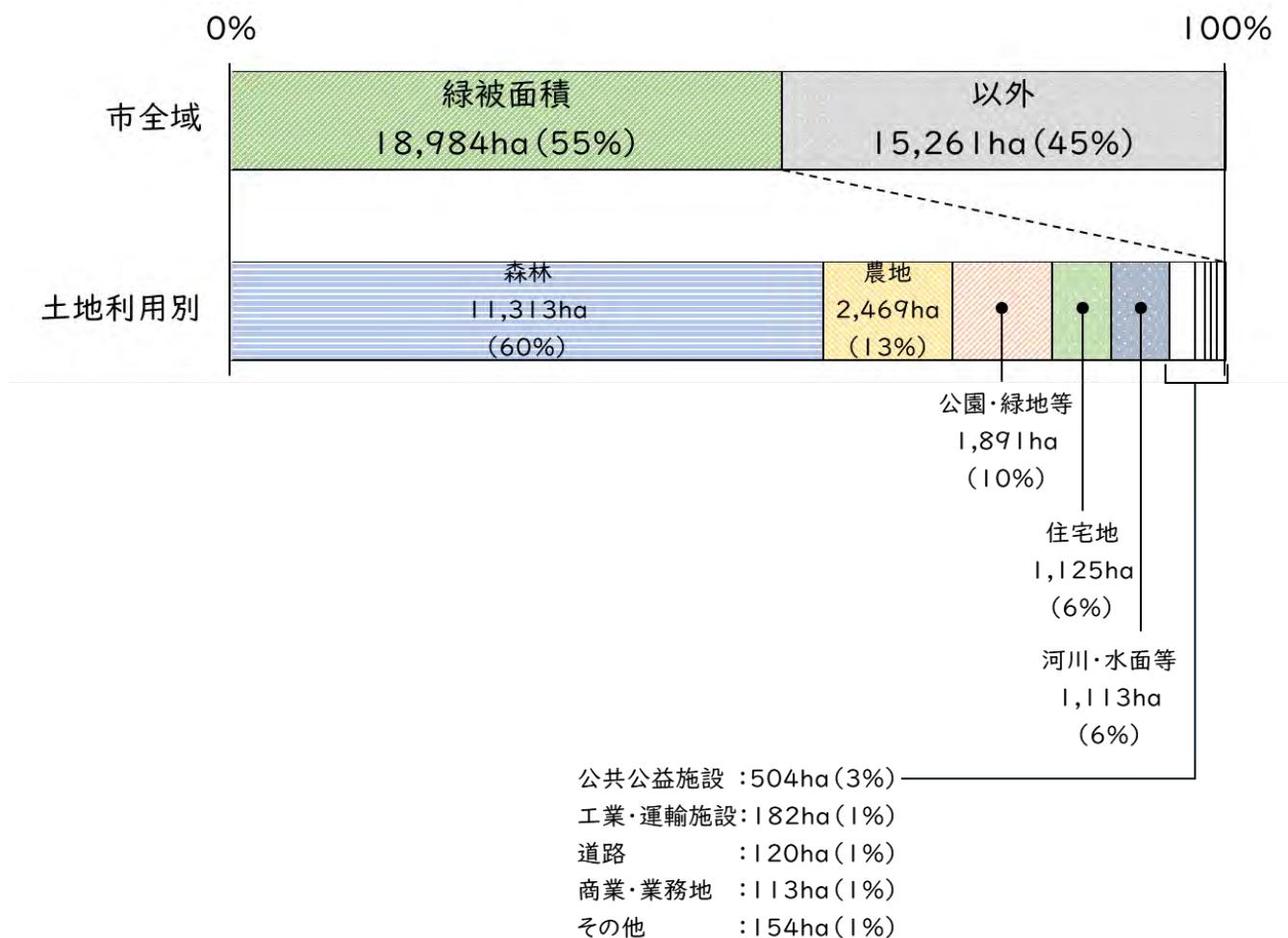


図 2-23 土地利用別の緑被面積の内訳（令和 4 年度）

土地利用ごとの緑被面積の推移では、約15年前に比べて公園・緑地等が255ha増加しており、次に森林が135ha、公共公益施設が121haの順に増加しています。一方で、農地は503ha、住宅地は101haと、緑被面積が大きく減少しています。【表2-2 参照】

表2-2 土地利用別の緑被面積の変遷

土地利用	H19	R4	増減	増減率	主な増減要因
保全系のみどり	森林	11,178ha	11,313ha	135ha	101% 【増】防風林等の生長、草地の樹林化など
	農地	2,973ha	2,469ha	▲503ha	83% 【減】宅地・商業地の造成、市街化区域内の農地の減少など
	河川・水面等	1,071ha	1,113ha	42ha	104% 【増】河川拡幅や水路設置に伴う水域の増加など
創出系のみどり	公園・緑地等	1,636ha	1,891ha	255ha	116% 【増】新規公園の設置、既存公園の拡張など
	道路	110ha	120ha	10ha	109% 【増】新設道路整備に伴う街路樹の新植など
	公共公益施設	383ha	504ha	121ha	132% 【増】水処理施設センター整備や学校等の造成における緑地の整備など
	住宅地	1,226ha	1,125ha	▲101ha	92% 【減】既存住宅地における植栽面積の減少など
	商業・業務地	95ha	113ha	18ha	119% 【増】駅周辺の商業・業務地の開発に伴う植栽面積の増加など
	工業・運輸施設	185ha	182ha	▲3ha	99% ※都市計画基礎調査において分類される土地利用区分の変更に伴うもの
	その他	8ha	154ha	146ha	2,025% ※都市計画基礎調査において分類される土地利用区分の変更に伴うもの
緑被面積	18,864ha	18,984ha	120ha		

⑤ 永続性のあるみどり*

永続性のあるみどりの面積は、2007（平成19）年に比べて324ha増加しています。

特に公園緑地等においては、219ha増加しており、香椎浜中央公園や石丸中央公園などの新規公園の設置、また、国営海の中道海浜公園や西南杜の湖畔公園などの既存公園の拡張も増加の要因となっています。【図2-24参照】

また、森林（自然公園、保安林、水道水源かん養林、特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地、風致地区内の緑地）については36ha増加しており、主に保安林と水道水源かん養林の増加が要因となっています。【図2-24参照】

一方、農地（生産緑地地区、農用地区域、公共団体設置の市民農園、公共団体外が設置している市民農園）は40ha減少しており、主に農用地区域の減少が要因となっています。【図2-24参照】

* 「永続性のあるみどり」とは、次のいずれかの要件に当てはまるものと定義します。

ア 法令により土地利用転換が規制されている緑地

自然公園、保安林（民有林、国有林）、風致地区内の樹林地、特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地

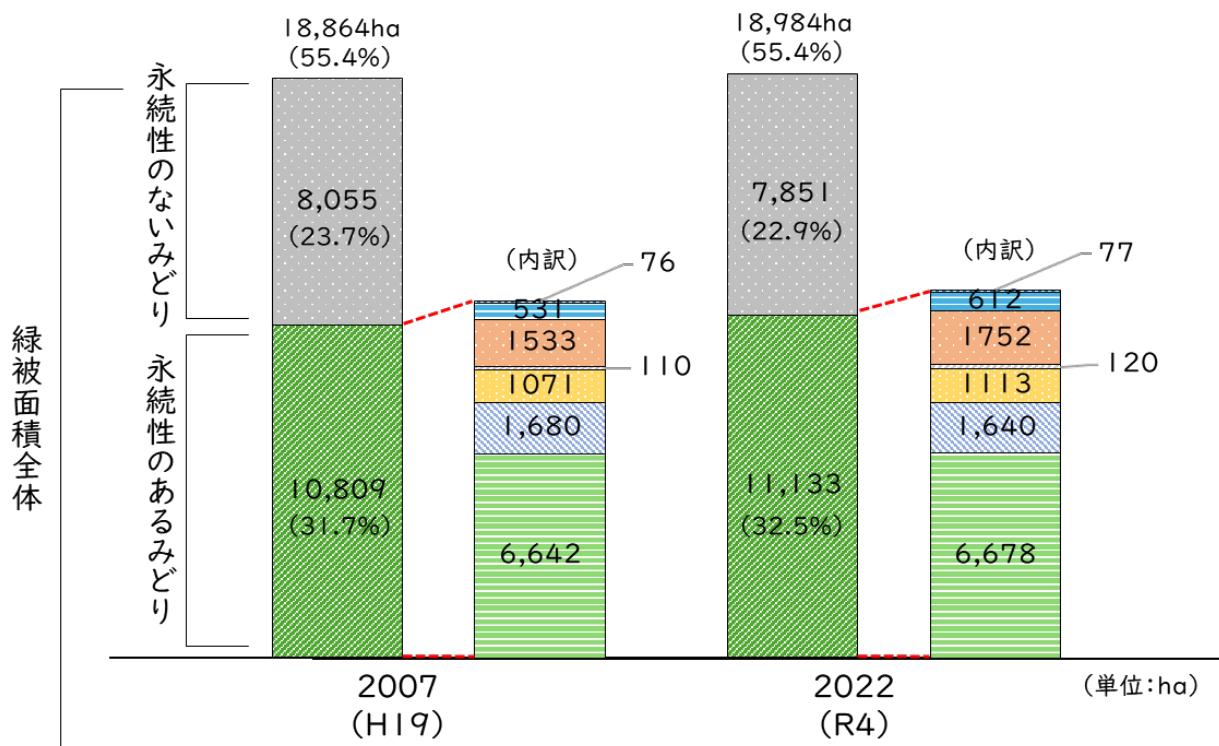
イ 公的機関かそれに準ずる団体が所有または借地している公園緑地や施設のみどり

ウ その他法令による位置づけがあるみどり

なお、上記要件に該当しない森林や農地、住宅地、商業・業務地、工業地の緑等は「永続性のないみどり」になります。

表2-3 永続性のあるみどりの種類

区分	みどりの種類	永続性のタイプ
保全系のみどり	森林	自然公園
		保安林（民有保安林、国有林）
		水道水源かん養林
	樹林地	特別緑地保全地区
		緑地保全林地区
		市民緑地
		風致地区内の緑地
	農地	生産緑地地区
		農用地区域
		公共団体設置の市民農園
		公共団体外が設置している市民農園
	河川水辺等	河川、ため池
		海浜
創出系のみどり	公園緑地等	都市公園法で規定する公園・緑地・墓園等
		条例で設置の公園（準都市公園）
		港湾緑地
		史跡、遺跡の公園的整備
		公営住宅の児童遊園
		空港周辺移転補償跡地の公園的整備
	道路の緑	街路樹
	公共公益施設の緑	公共施設
		運輸施設
	住宅地、商業・業務地、工業地の緑	緑地協定地区内の民有地の植栽、生垣、庭木など
		風致地区内の民有宅地の植栽、生垣、庭木など
		地区計画で定める緑地
		工場立地法などによる工場内の緑地
		公開空地



※内訳は、各要素の重複を控除する前の数字を積み上げたもの。

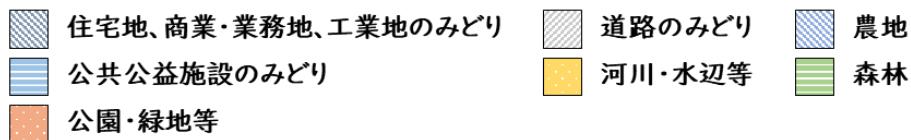


図 2-24 市全域における永続性のあるみどりの面積の推移

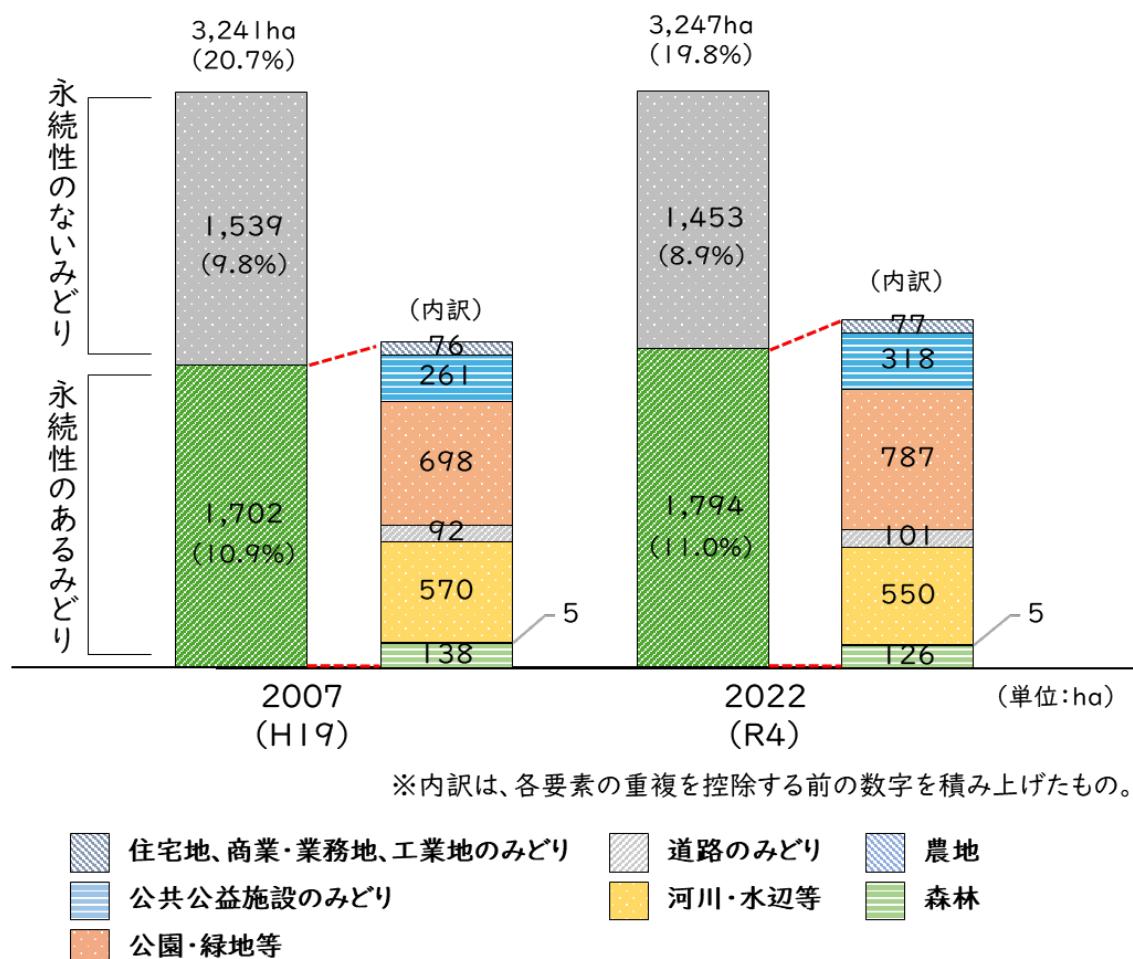


図 2-25 市街化区域における永続性のあるみどりの面積の推移

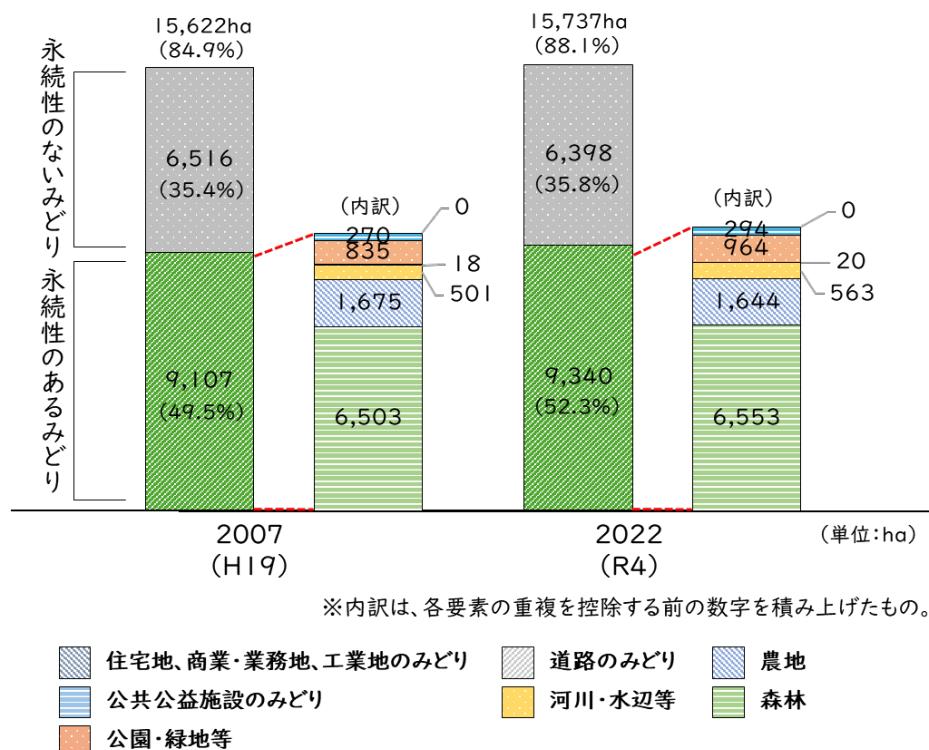


図 2-26 市街化調整区域等における永続性のあるみどりの面積の推移

⑥ 植生

福岡市の植生は、地域ごとに異なる植物群落で形成されています。

三日月山や鴻巣山、長垂山などには、1965（昭和40）年頃まで薪炭林として利用されていたシイ-カシ萌芽林が主に分布しています。油山や脊振山、金山、飯盛山などには、戦前はスダジイ-ヤブコウジ群集が主に分布していましたが、戦後の林业政策によりスギ・ヒノキの植林が進められ、範囲が広がっています。

また、各地で竹林の拡大が確認されており、今後、他の植生への侵食により、森林の多様性の低下や、土壤保持力の低下による地滑り等の災害リスクも高まる恐れがあります。

[▶ 図2-27 参照]

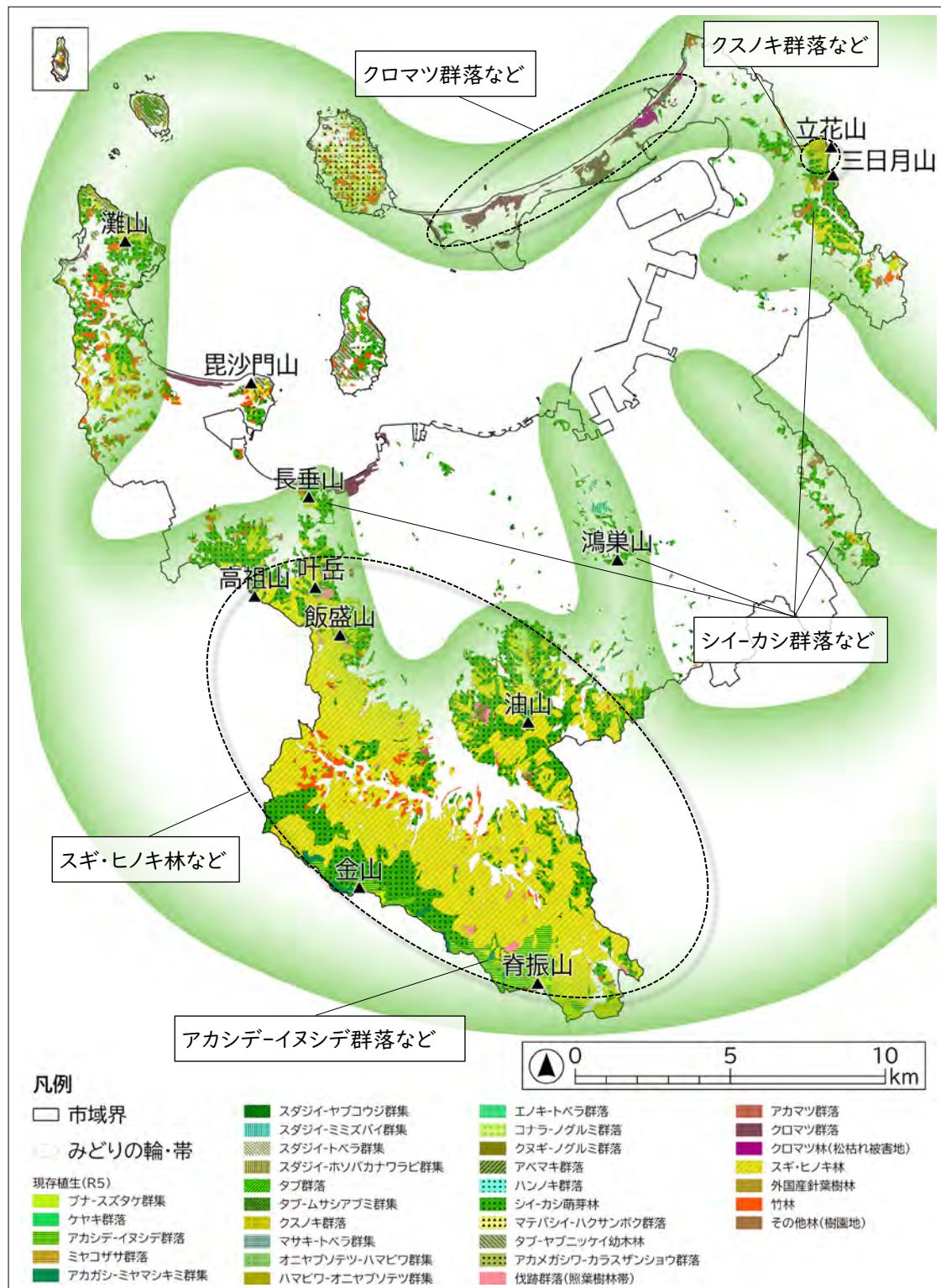


図2-27 福岡市の植生（令和5年度）

(3) 施策の変遷

(凡例) 国の法整備・計画等、市の条例施行・重要な計画策定等

福岡市の主な出来事	年代	緑地政策の変遷
福岡市の誕生/九州鉄道(現JR鹿児島本線)開通	明治6年	太政官布達第16号(旧来の名所旧跡等の行楽地を公園として開園)
博多港が対外貿易港として開港	明治9年	東公園供用開始(県営)
博多~釜山定期航路開設	明治14年	西公園供用開始(県営)
福博電軌(市内電車)営業開始	明治22年	
九州帝国大学の創立	明治44年	
旧都市計画法施行都市となる	大正11年	香椎参道クス並木を整備
九州鉄道(現西鉄大牟田線)開通	大正12年	水上公園供用開始(市営第1号公園で天皇ご成婚記念事業として整備)
雁の巣国際飛行場開設	大正13年	
雁の巣国際飛行場開設	昭和4年	大濠公園供用開始(県営)
福岡大空襲/博多港が海外引揚援護港に指定される	昭和11年	
復興都市計画の決定/戦災復興土地区画整理事業の決定	昭和20年	
博多港が最重要港湾に指定される/福岡空港の民間空港化	昭和21年	疎開跡公園として六軒屋公園他3公園(合計0.94ha)が計画決定
博多駅地区土地区画整理事業の決定(271ha)	昭和23年	第3回国体開催(舞鶴公園の供用開始に伴い主会場になる)/戦災復興土地区画整理事業着手に伴い、特別都市計画公園として23公園が決定される(大公園:南公園・小戸公園・舞鶴公園、小公園:須崎公園ほか19公園)
公共下水道の決定(1,009ha)	昭和25年	平和台野球場完成
福岡市基本計画策定	昭和26年	須崎公園一部供用開始(戦災復興)
福岡市民会館開館/現・博多駅移転して落成	昭和28年	動物園供用開始(南公園内)
新都市計画法公布/塩原地区土地区画整理事業の決定	昭和30年	冷泉公園供用開始(戦災復興)/平尾靈園供用開始
福岡都市計画の市街化区域・市街化調整区域の決定	昭和31年	
政令指定都市となり、5区が誕生	昭和32年	都市公園法施行
新都市計画法に基づく新用途地域の決定	昭和33年	福岡市公園条例施行/市街地緑化事業着手(3年間で5,000本を植栽)
市の人口が100万人突破/山陽新幹線が博多まで開通	昭和36年	
天神地下街完成	昭和38年	
渴水のため給水制限(287日間)	昭和42年	貝塚公園供用開始(交通公園)
福岡市美術館開館	昭和43年	
福岡都市高速道路開通	昭和45年	
地下鉄空港線開業/福岡国際センター完成	昭和46年	雁の巣レクリエーションセンター供用開始
行政区の再編成により7区制開始	昭和47年	政令指定都市に指定され「緑の指定都市づくり」を宣言/第1次都市公園等整備五箇年計画スタート/第1次百万本植樹運動始まる/都市緑地保全法施行/福岡市緑化対策要綱を制定
筑後川受水開始	昭和48年	緑地保全地区第1号指定(鴻巣山他)
	昭和49年	福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例施行/緑のプロムナード事業に着手(南北軸)
	昭和50年	国営海の中道海浜公園の決定
	昭和51年	第2次都市公園等整備五箇年計画スタート/東平尾公園一部供用開始
	昭和52年	福岡市緑地保全・緑化推進基本計画を策定
	昭和53年	南公園駐車場有料化
	昭和54年	福岡都市計画区域緑のマスターplanを策定/緑のプロムナード事業に着手(東西軸)、「市の木、市の花」を制定
	昭和55年	植物園供用開始(南公園に編入)
	昭和56年	第3次都市公園等整備五箇年計画スタート/友泉亭公園供用開始/国営海の中道海浜公園一部供用開始
	昭和57年	舞鶴公園駐車場有料化
	昭和58年	水上公園の彫刻「風のプリズム」完成(彫刻のあるまちづくり第1号)/「第3回緑の都市賞」において内閣総理大臣賞を受賞
	昭和59年	花畠園芸公園供用開始
	昭和61年	市内の公園数が1,000公園突破/第4次都市公園等整備五箇年計画スタート
福岡市基本構想策定/全区に区役所庁舎を整備	昭和62年	舞鶴公園で鴻臚館の遺構を発見
新市庁舎行政棟完成/市の人口120万人を突破	昭和63年	水上公園が「手作り郷土賞」受賞
アジア太平洋博覧会「よかトピア」開催	平成元年	ユニバーシアード福岡大会を東平尾公園で開催決定
「アジア太平洋都市宣言」制定/アジアマンス開幕/福岡市博物館開館/博多港が特定重要港湾に昇格	平成2年	第2次福岡市緑地保全・緑化推進基本計画策定/第45回国体開催(主会場 東平尾公園)

福岡市の主な出来事	年代	緑地政策の変遷
ベイサイドプレイス博多ふ頭オープン	平成3年	第5次都市公園等整備五箇年計画スタート
	平成4年	今津運動公園一部供用開始(昭和天皇御在位60年記念健康運動公園として整備)/ユニバーシアード福岡大会に向けて東平尾公園球技場の工事着手
博多港国際ターミナル開設	平成5年	桧原運動公園一部供用開始
	平成6年	都市緑地保全法から都市緑地法に名称変更
ユニバーシアード福岡大会開催/ マリンメッセ福岡開館	平成7年	博多の森テニス競技場センターコート完成/博多の森球技場完成/ 「アジア太平洋蘭会議」/ユニバーシアード記念平和の杜完成
福岡市総合図書館が開館	平成8年	第6次都市公園等整備五箇年計画スタート/中央区赤坂「フクロウの森」の買収
	平成9年	福岡市民有綠地保全基本計画の策定/ 公園づくり等ワークショップの開始(長丘中公園)
福岡都市高速道路が太宰府 IC へ接続/ 福岡アジア美術館開館/博多港開港100周年	平成11年	「福岡市緑の基本計画」策定/ 市民緑地契約第1号
	平成12年	福岡市都市緑化委員会の設置/福岡市公共緑化連絡調整会議の設置
第9回世界水泳選手権大会福岡2001を開催	平成13年	桧原運動公園供用開始
「第8次福岡市基本計画」の策定	平成14年	屋上緑化助成制度の創設/福岡市街路樹整備指針の策定/ 福岡市都市緑化マニュアルの策定/自然動物園構想の中止決定
福岡国際会議場開館	平成15年	
町世話人廃止/自治協議会制度導入	平成16年	景観緑三法の制定/都市公園法の改正(立体都市公園制度など)/ 緑のコーディネーター制度の創設
地下鉄七隈線開業/福岡県西方沖地震発生/ アイランドシティのまちびらき/ 九州大学伊都キャンパスへの移転開始	平成17年	第22回全国都市緑化ふくおかフェアの開催
第34回世界クロスカントリー選手権福岡大会開催	平成18年	指定管理者制度の導入/ 第26回緑の都市賞「都市緑化基金長賞」を「こうのす里山クラブ」が受賞
アジア太平洋環境会議(エコアジア2007)開催	平成19年	アイランドシティ中央公園供用開始/「朝顔のかーテンプロジェクト」の実施/ 青葉公園供用開始
福岡県西方沖地震から3年/玄界島島民帰島完了 「福岡市2011グランドデザイン」を策定	平成20年	楽水園・松風園・友泉亭公園駐車場有料化
「福岡・釜山経済協力事務所」開所	平成21年	「福岡市新・緑の基本計画」策定
九州新幹線鹿児島ルート全線開通/ (東日本大震災)/ 博多港が「日本海側拠点港」に選定	平成22年	福岡城さくらまつりの開催/福岡市植物園開園30周年記念(温室リニューアル)
「福岡市基本構想」「第9次福岡市基本計画」の 策定/福岡都市高速道路環状線が完成	平成23年	福博花しるべの開催/ 都市公園法の改正(都市公園における建蔽率などの条例委任)
行財政改革プラン策定/市の人口150万人突破	平成25年	かなたけの里公園供用開始/
国家戦略特区に指定/福岡市立こども病院移転/ 福岡マラソン初開催	平成26年	雁の巣レクリエーションセンター駐車場有料化
天神ビッグバン始動	平成27年	雁の巣RC多目的グラウンド/ 今津運動公園球技場供用開始/百道中央公園駐車場有料化
博多駅前道路陥没事故/ ヤンゴン市と姉妹都市締結/ 博多祇園山笠ユネスコ無形文化遺産	平成28年	区所管公園の直轄管理試行(東区) 区所管公園の直轄管理開始(全区)/西部運動公園駐車場有料化/ 西南杜の湖畔公園(レストラン)施設供用開始
九州北部豪雨の支援/福岡市科学館開館	平成29年	「福岡市みどり経営基本方針」策定/中比恵公園保育所設置特区認可/ 水上公園(レストラン)施設供用開始
九州大学移転完了/総合体育館開館/ 博多コネクティッド始動	平成30年	都市公園法改正(Park-PFI制度等)/ 都市緑地法改正(市民緑地認定制度等)/ 生産緑地法改正(面積要件緩和、特定生産緑地制度の創設等)/ 公園条例改正(使用料等)/コミュニティパーク事業開始/ 今津運動公園駐車場有料化/西南杜の湖畔公園駐車場有料化
福岡市美術館リニューアルオープン/ G20財務大臣・中央銀行総裁会議開催/ ラグビーワールドカップ開催	令和元年	一人一花運動開始/今津運動公園硬式野球場供用開始/ アイランドシティ中央公園駐車場有料化
新型コロナウイルス感染症発生	令和2年	セントラルパーク基本計画策定/大井中央公園駐車場有料化
福岡都市高速道路アイランドシティ線開通/ マリンメッセ福岡 B 館開館	令和3年	コロナ対策として、動植物園や日本庭園の閉鎖・有料公園施設や駐車場の 閉鎖・大型遊具の閉鎖等を実施
	令和4年	平尾靈園(合葬式墓地)供用開始
地下鉄七隈線延伸開業/ 新型コロナウイルス感染症「5類感染症」へ移行/ 第20回 FINA 世界水泳選手権2023 福岡大会開催	令和5年	公園条例改正(Park-PFI制度)/ 高宮南緑地(旧高宮貝島家住宅)指定管理・施設供用開始/ インクルーシブな子ども広場整備指針の策定/都心の森!万本プロジェクト開始/ 植物園でボタニカルライフスクエアがオープン/ Park-PFI公募開始(清流公園、明治公園、東平尾公園)/ 舞鶴公園(福岡高等裁判所跡地)供用開始
「第10次福岡市基本計画」の策定/ 福岡市民ホール開館	令和6年	Park-PFI公募開始(香椎浜北公園、長垂海浜公園)/ インクルーシブな子ども広場(百道中央公園)供用開始/ 地域生物多様性増進法制定/ 都市緑地法の改正(緑の基本方針など)
	令和7年	花の祭典~Fukuoka Flower Show Pre-Event~開催/ Park-PFI公募開始(音羽公園)/ Park-PFI事業供用開始(東平尾公園大谷広場)/ グリーンビル促進事業開始/ インクルーシブな子ども広場(西南杜の湖畔公園、桧原運動公園)供用開始/ 「福岡市みどりの基本計画」策定

(4) 市民意識

① みどりに関する市民意見募集

■ 市民アンケート

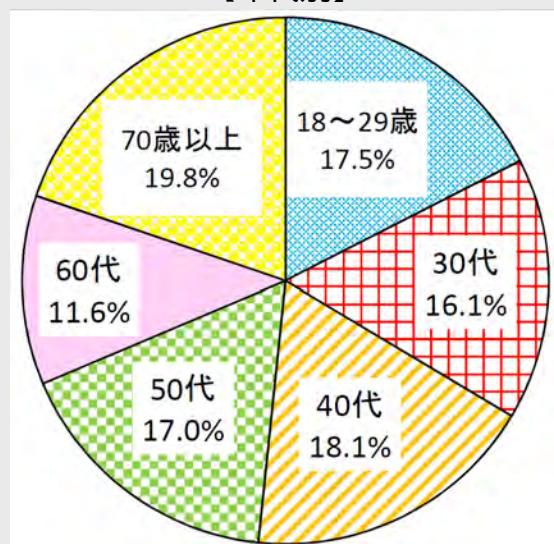
1997（平成9）年、2007（平成19）年、2023（令和5）年に行った「市政アンケート」の結果を比較すると、市民のみどりのまちづくりに関する意識と行動の現状と変化が以下のようになっています。

令和5年度市政アンケート調査

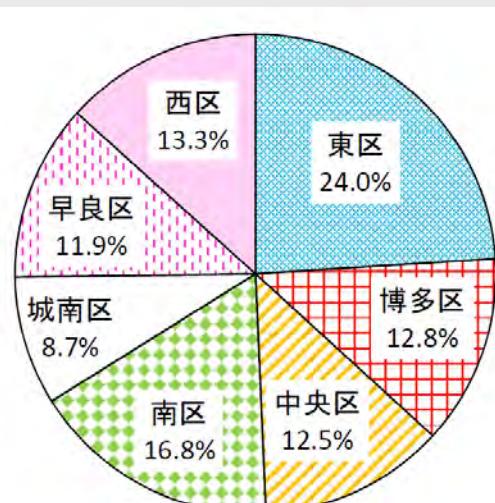
- ・実施期間：2023（令和5）年10月5日～19日
- ・回答方法：案内／郵送・メール、回答／郵送・インターネット
- ・回答件数：544人（調査対象者数：638人）

※市内に居住する満18歳以上の市民（住民基本台帳から無作為に抽出した市民の中から承諾を得て依頼）

【年代別】



【行政区別】

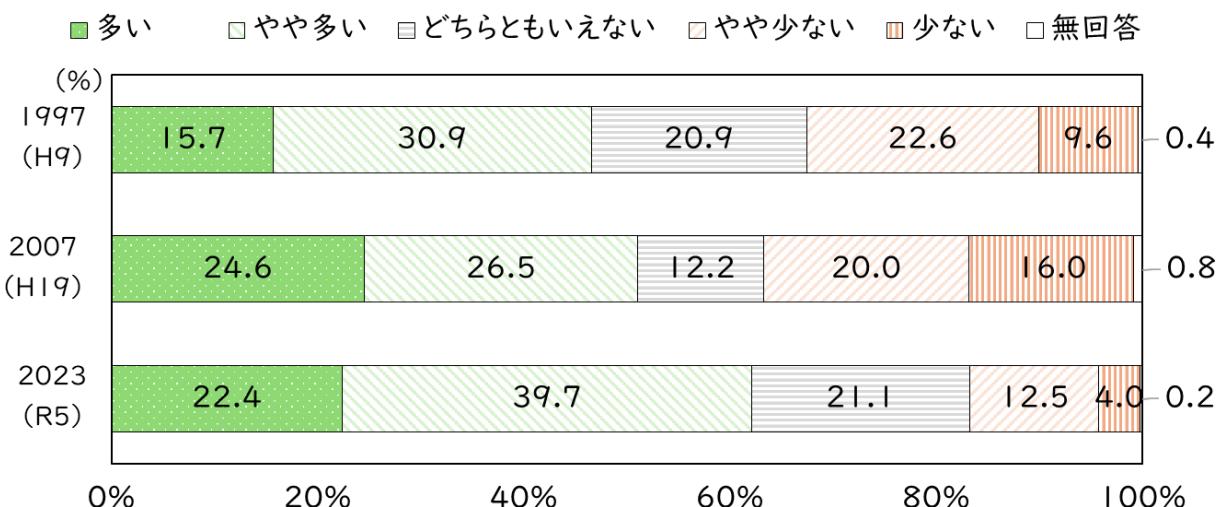


○ みどりに対する印象、考え方

住まいの周辺のみどりを「多い」「やや多い」と感じる人の割合は、全体の約6割で、年々増加しています。

住まいの周辺のみどりの量を「多い」または「やや多い」と思うと答えた人は全体の62.1%を占めており、年々増加しています。「少ない」「やや少ない」と感じる人の割合は、1997（平成9）年、2007（平成19）年では30%以上を占めていましたが、2023（令和5）年では16.5%とかなり少なくなっています。

Q 住まいの周辺の「みどり」を多いと感じますか

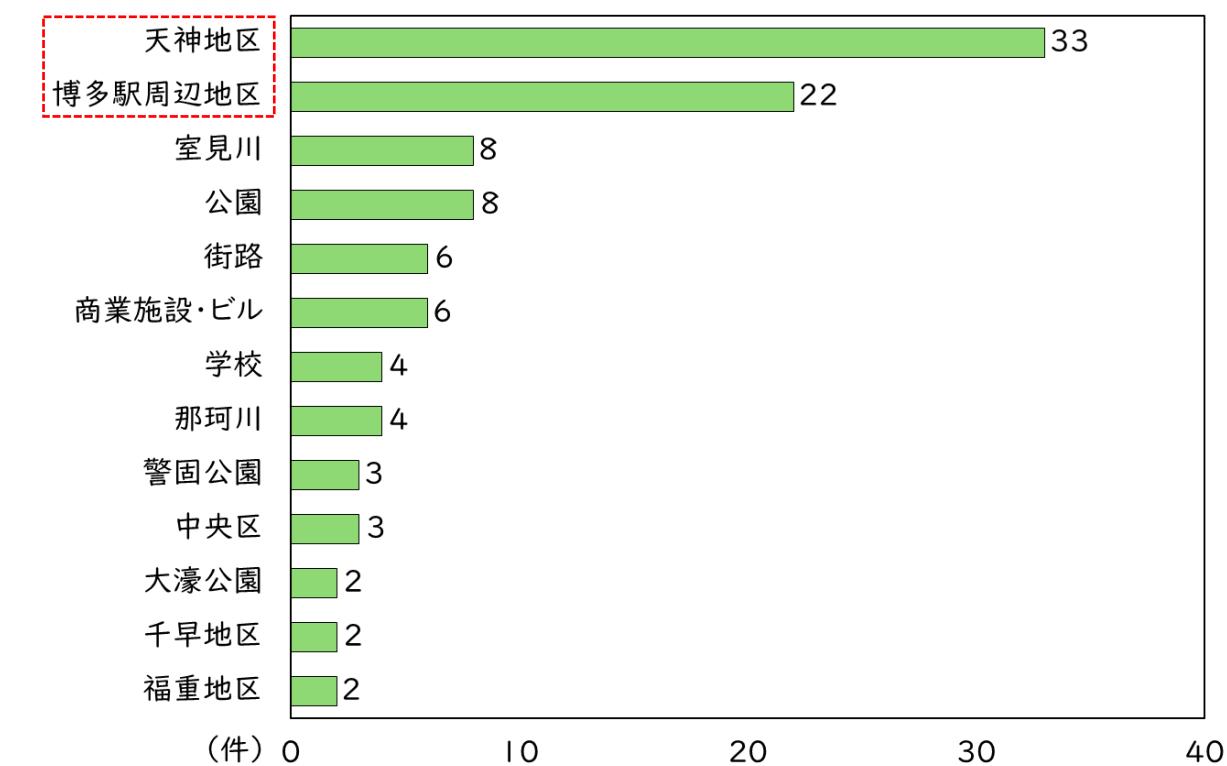


みどりを増やしたい場所としては、
「天神地区」や「博多駅周辺地区」の都心部が多く挙げられています。

「みどりを増やしたい場所」としては、多い順に天神地区が33件、博多駅周辺地区が22件と続いており、都心部のみどりの充実を望む声が多いことが伺えます。

次に「室見川」「那珂川」などの河川や公園が多く挙げられています。

Q 福岡市内で「みどり」を増やしたいと考える場所や種類はどこですか（自由記述）

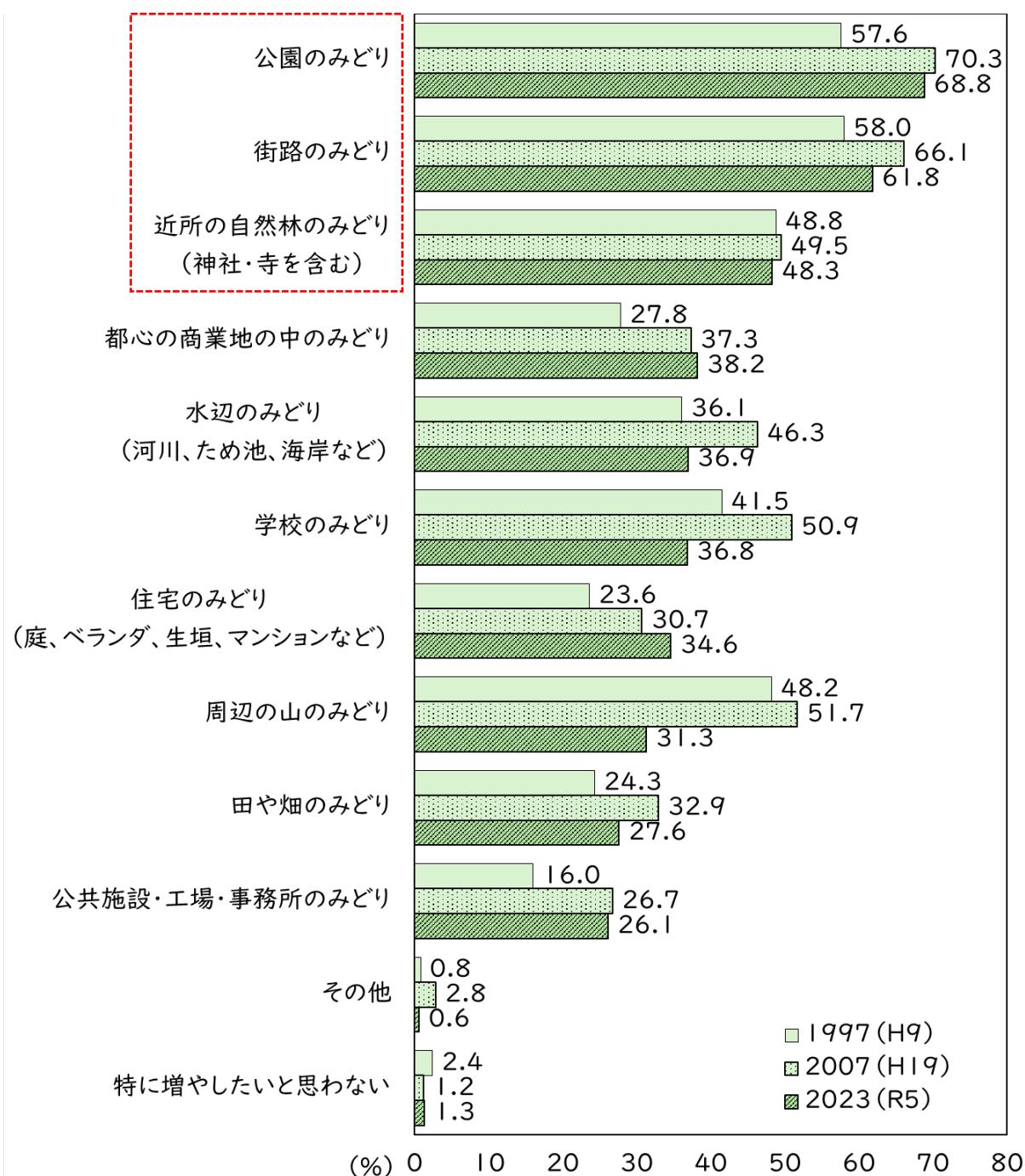


守りたい・増やしたいみどりとしては「公園のみどり」「街路のみどり」「近所の自然林のみどり」などが多く、「住宅のみどり」が年々増加しています。

「守りたい・増やしたいみどり」としては、「公園のみどり」や「街路のみどり」がどちらも6割以上と最も多く、その他には「近所の自然林のみどり（神社・寺を含む）」「都心の商業地のみどり」「水辺のみどり」「学校のみどり」「住宅のみどり」が多く挙げられました。

過去と比較すると、「住宅のみどり」や「都心の商業地のみどり」の割合が徐々に増加しており、年々ニーズが高まっていることが伺えます。

Q 福岡市内どのようないみどりを守ったり増やしたいと思いますか



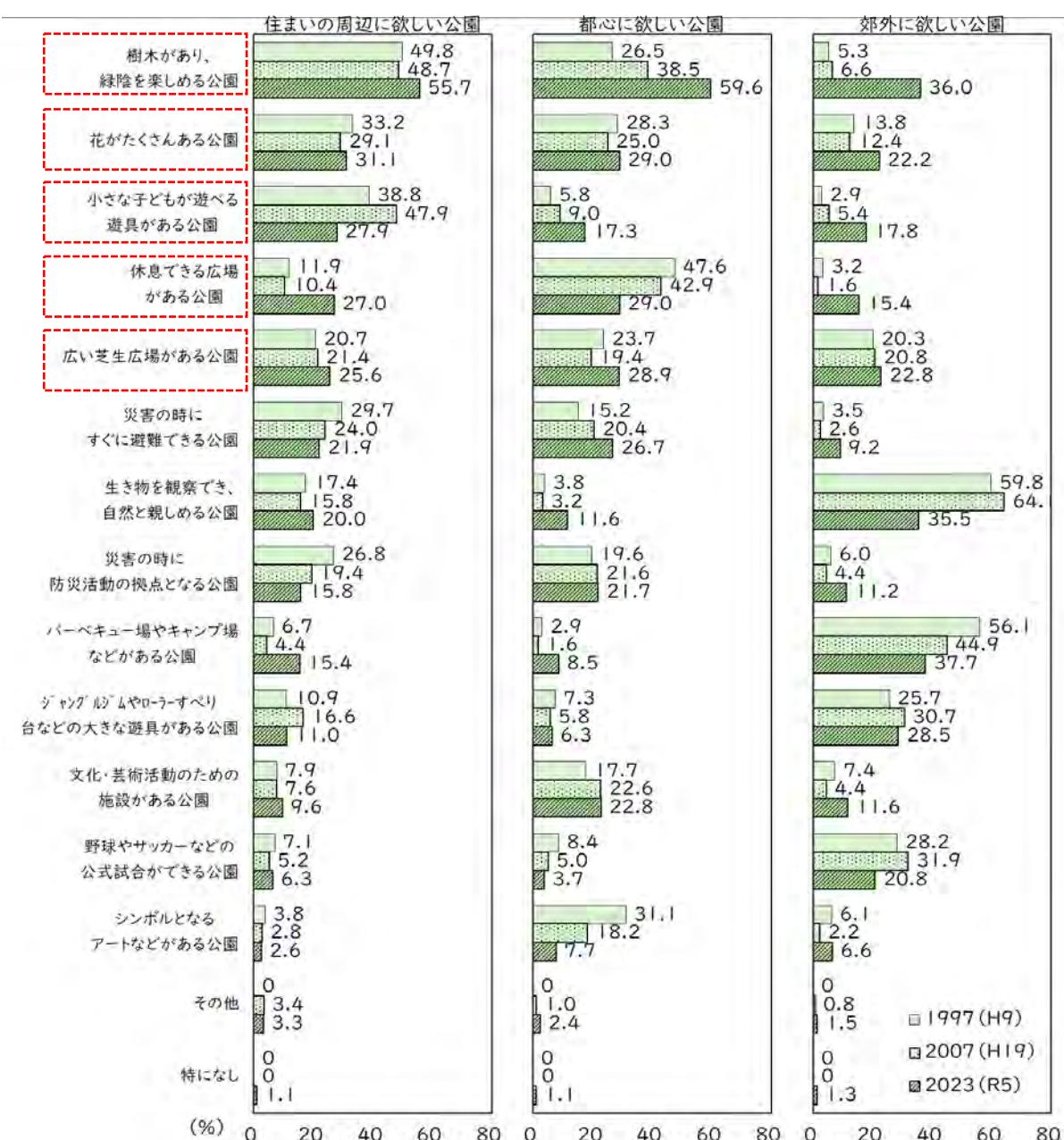
公園に求められるものとして「緑陰」「花」「休息」「芝生」が多く見られます。

「今後欲しい公園」として特に多くあげられたのは、住まいの周辺では、「樹木があり、緑陰が楽しめる公園」、「花がたくさんある公園」、「小さな子どもが遊べる遊具がある公園」、「休息できる広場がある公園」「広い芝生広場がある公園」、であり、憩いの場となる公園のニーズが高いことが伺えます。

都心では住まいの周辺と同様、「緑陰」、「花」、「休息」、「芝生」が重視されている他、「災害の時にすぐに避難できる公園」も多く挙げられました。

郊外では、「バーベキュー場やキャンプ場がある公園」「樹木があり、緑陰が楽しめる公園」「生き物を観察でき、自然を楽しめる公園」が多くあげられており、自然環境やアウトドアを楽しめる公園のニーズが高いことが伺えます。

Q 住まいの周辺/都心/郊外にどのような公園が欲しいと思いますか

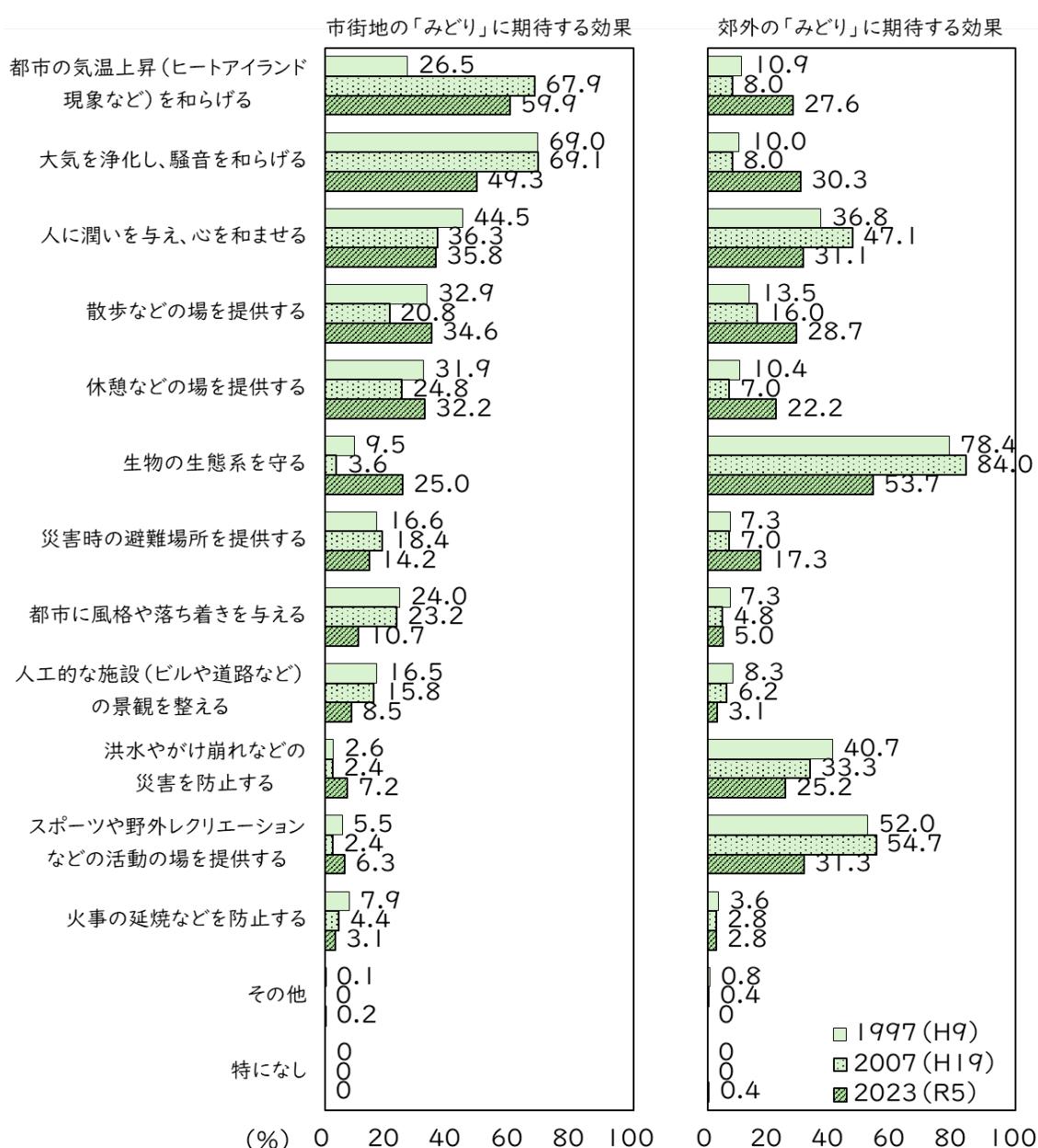


市街地は、気温上昇緩和・大気浄化など環境改善を期待する意見が多く、市街地・郊外いずれにおいても、みどりに対して様々な効果が期待されています。

市街地の「みどり」に期待する効果としては、「都市の気温上昇緩和」が最も高く、次いで「大気浄化、騒音緩和」となっており、市街地においてはみどりによる環境改善を期待する意見が多くなっています

郊外の「みどり」については、「生態系の保護」が最も高く、次いで「潤い、心の和み」「大気浄化、騒音緩和」「都市の気温上昇緩和」「災害防止」が高くなっています。市街地の拡大に伴い、これまで市街地のみどりに期待されていた効果が、郊外のみどりにも期待されるようになっています。

Q 市街地/郊外の「みどり」にどのような効果を期待しますか



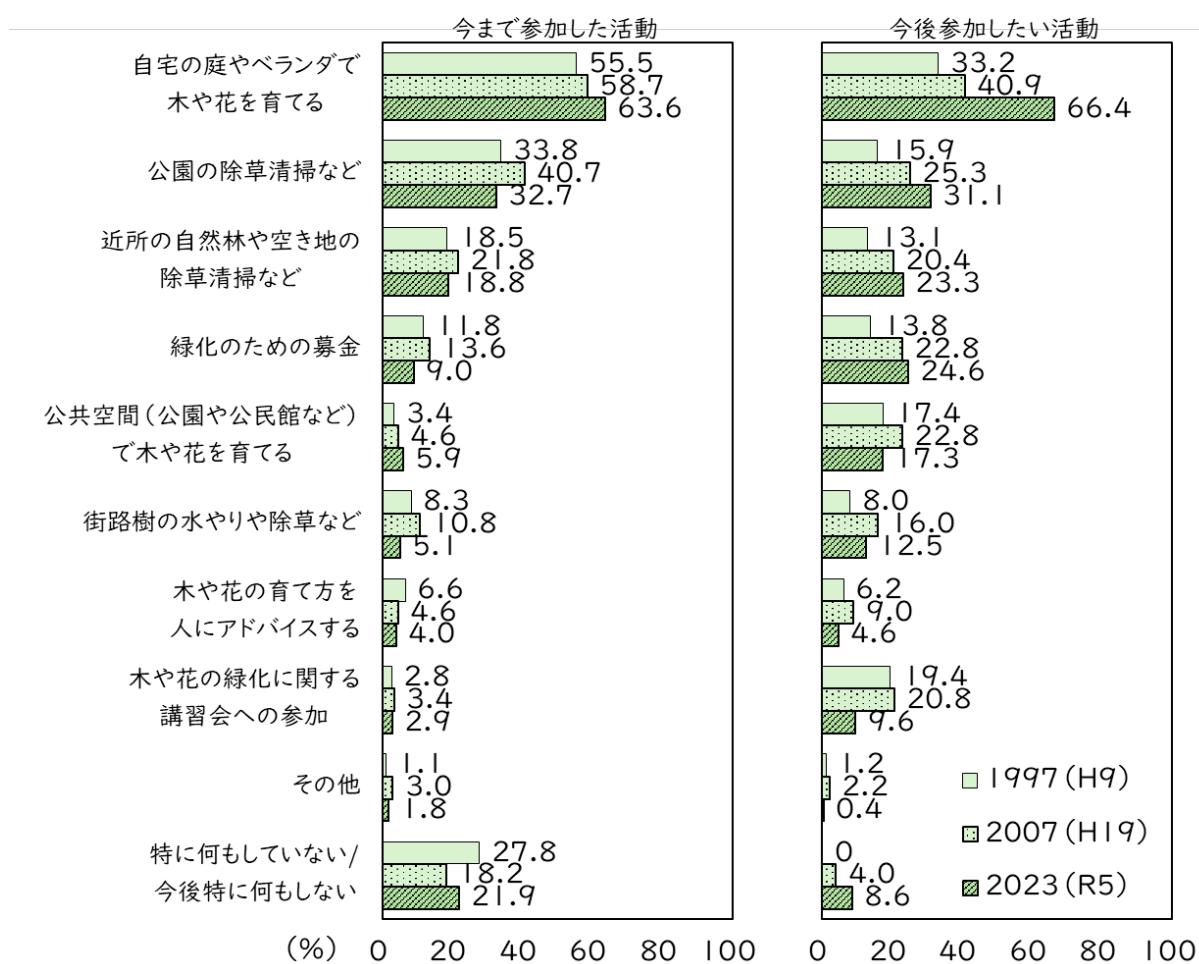
○ みどりのまちづくりへの参加について

自宅の庭やベランダ、公園、自然林等でのみどりを豊かにするまちづくり活動や、緑化のための募金に参加したいと思う人は増加しています。

「自宅の庭やベランダで木や花を育てる」は、「今までに参加した活動」「今後参加したい活動」とともに6割以上と最も高く、かつ、過去と比較しても割合が増加しており、年々ニーズが高くなっていることが伺えます。

「公園での除草清掃」、「近所の自然林や空き地の除草清掃」、「緑化のための募金」は、今後参加したいと回答した人の割合は増加していますが、今までに参加したと回答した人の割合は減少しています。このことから、みどりのまちづくりへの参加意欲はあるが、その機会が無く、参加できていない市民が一定数いることが推測されます。

Q 今までに、みどりを豊かにするまちづくり活動に参加しましたか 今後どのような活動に参加したいと思いますか



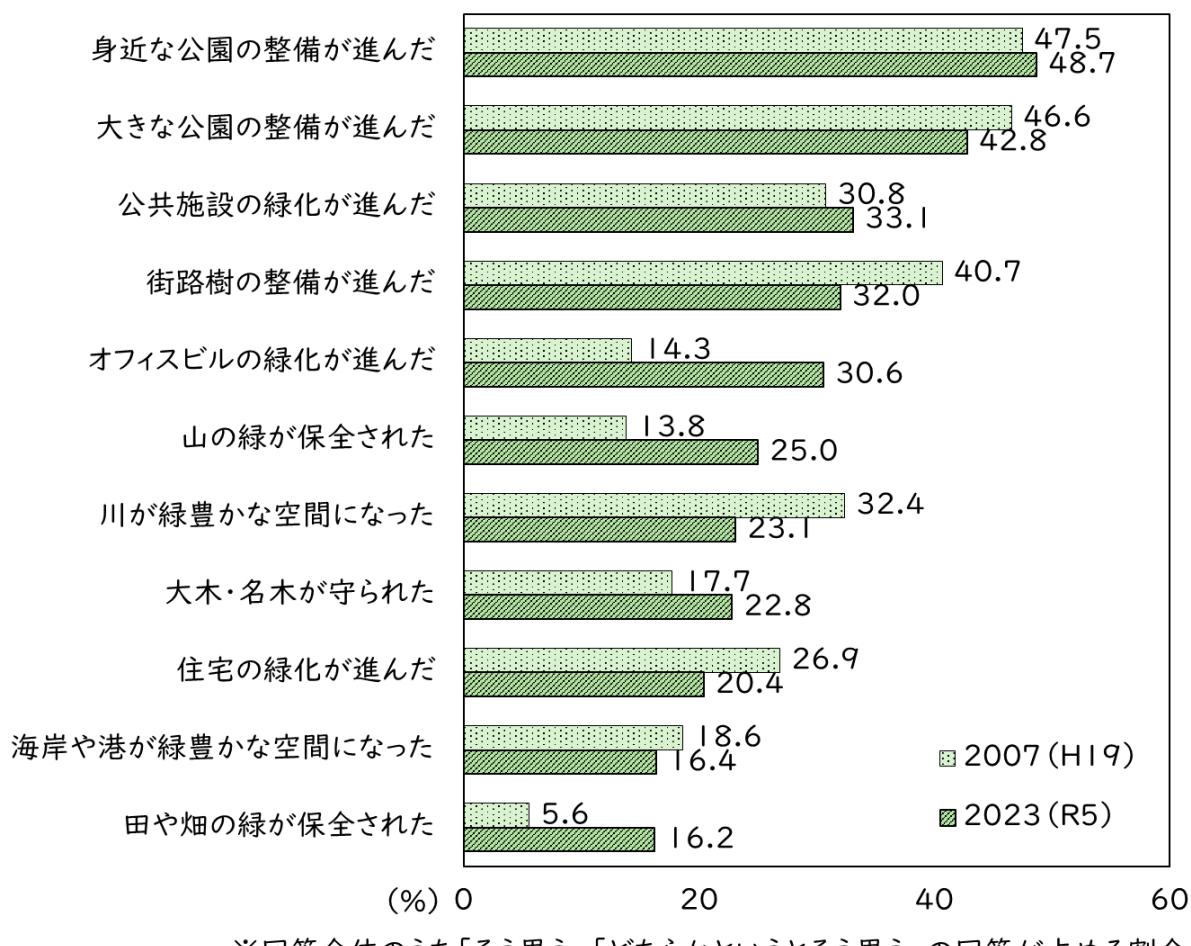
○ みどりの取組みに対する評価

公園の整備や公共施設の緑化は、進んだと評価されており、
田畠の保全、住宅や海岸・港の緑化は、あまり進んでいないと評価されています。

2023(令和5)年の調査において、市民の評価が特に高かったのは「身近な公園の整備」「大きな公園の整備」「公共施設の緑化」が続きました。一方、評価が低かったのは、「住宅の緑化」「海岸や港のみどり」「田畠のみどりの保全」となりました。

2007(平成19)年の調査結果と比較すると、特に「オフィスビルの緑化」「山の緑の保全」については割合が増加しましたが、「街路樹の整備」「川の緑」などについては割合が低下しています。

Q 過去約10年間で、福岡市全体のみどりは、それほどどう変化したと感じますか



■ みどりに関する WEB アンケート

福岡市のみどりに関する取組みについて、みどりに関するイベントや福岡市のホームページにおいて WEB アンケートを実施しました。

- ・実施期間：2023（令和5）年11月3日（秋の舞鶴公園で遊ぼう！ ※舞鶴公園）、
11月11日・12日（一人一花サミット ※福岡市植物園）、
12月24日（市政だより令和6年1月1日号にて意見募集の記事を掲載）
- ・回答方法：2次元バーコードを読み取りオンライン回答
- ・回答件数：152人

Q 福岡市のみどりに関する取組みについて意見や感想を自由にご記入ください

分類	主な意見
公園の整備、維持管理	◆緑の多い、子供が遊びやすい公園（50代・中央区） ◆公園の草を刈ってほしい（40代・早良区）
緑地保全・緑化推進 街路樹・花壇	◆緑がある方がいいので頑張って増やしてほしい（40代・市外） ◆お花にあふれたまちにしていきたい（40代・中央区）
イベント・広報 一人一花運動	◆緑はあるものの、こんな所にあったのか！という感じで、緑の存在を 知らない場所もあるので、もっと存在を広められたらいい（30代・東区） ◆もっと一人一花運動が広がってほしい（10代未満・博多区）



実施状況（一人一花サミット）



ブース内の様子

■ 児童に向けた意識調査

福岡市立三宅小学校3年生に「とっておきのみどり空間について」絵を書いていただき、絵の内容に応じて、公園や樹木などの分類を行いました。

- ・実施期間：2023（令和5）年10月23日
- ・回答方法：対面にて書面回答（絵画）
- ・回答件数：127件

Q とっておきのみどり空間について教えてください（絵を書いてください）

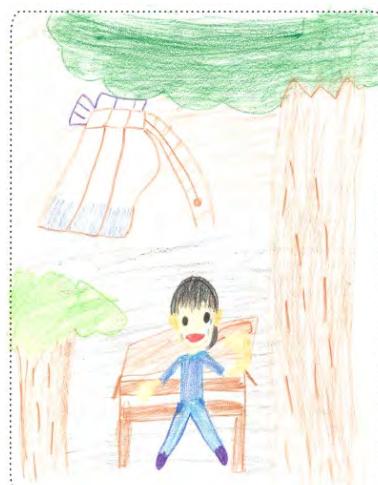
分類の結果、公園についての絵が47件と最も多く、児童にとって最も身近なみどりが公園であることが伺えます。

分類	公園	樹木	川・海	自然	家	山・森	その他
件数	47	19	18	15	13	10	5

（参考：回答のあった絵）



公園



公園



樹木（保存樹）



山・森

②「みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト」概要

2023（令和5）年4月25日～10月31日に、第10次福岡市基本計画に向けた検討を進めるにあたり、次代を担う子どもたちや若者をはじめ、幅広い市民等から意見を募集しました。

■ オンラインアンケート

「あなたにとっての幸せな未来のために特に大切なこと」について、「健康的な生活ができること」「災害や犯罪などの不安が少ないとこと」「身近に海や山などの自然があること」など、15項目の中から、幸せな未来のために大切な項目を選択し、選択した項目について満足度を回答いただきました（回答件数：8,242件）

結果、「身近に海や山などの自然があること」については、50.4%の方が選択されました。また、選択者の満足度については、88.6%の方が「満足」「やや満足」と回答しており、他の項目と比べても高い結果となりました。

■ 小中学校での意見募集

市内の中学生約12万人を対象に、一人1台のタブレット端末を活用したアンケートを実施しました。

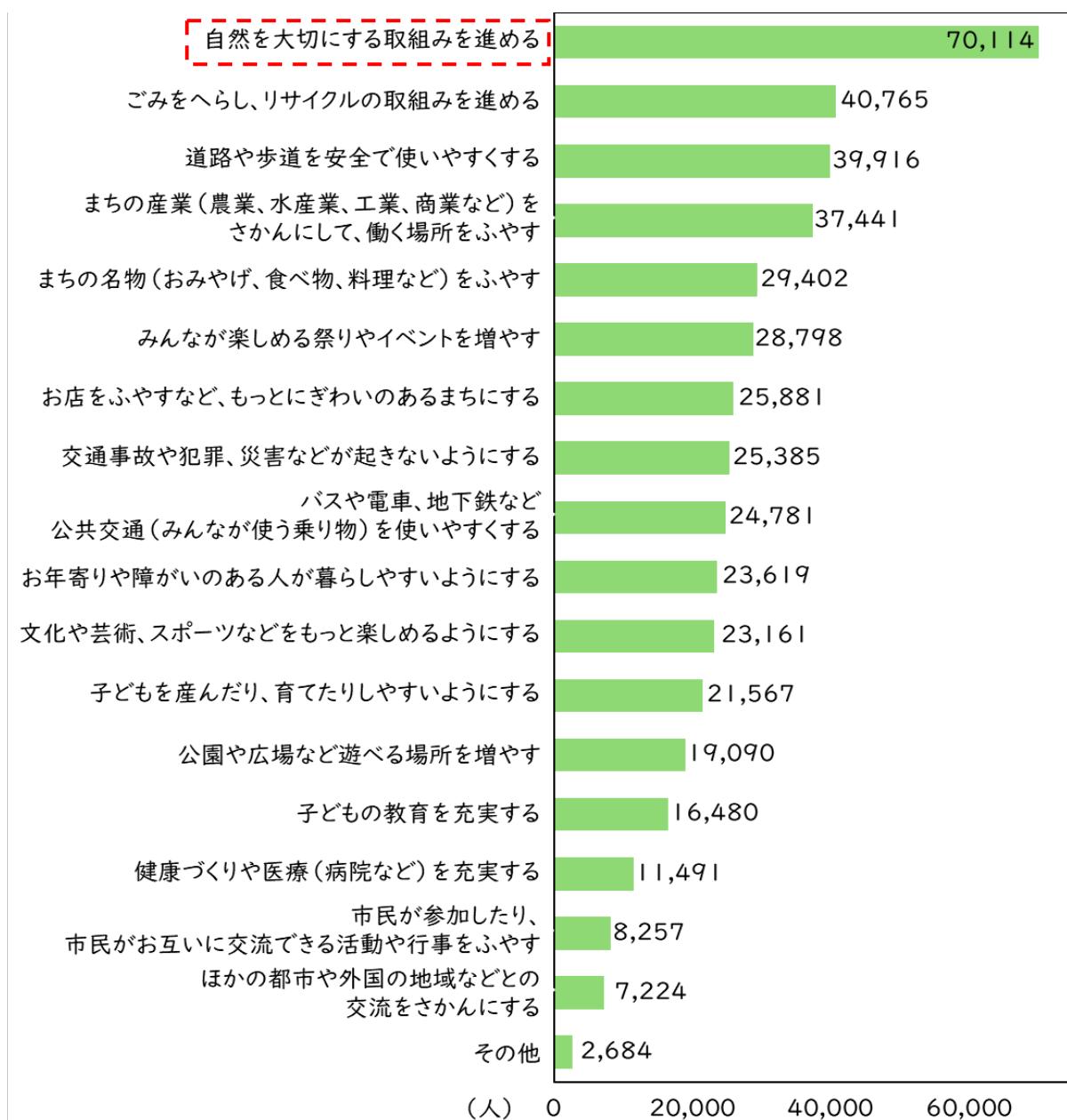
「まちに木や花などの緑が多いと思う」については、約9割の児童が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答しており、高い割合となりました。

Q 福岡市のことについて、それぞれどのように思っていますか（抜粋）

項目（抜粋）	そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	思わない
まちに木や花などの緑が多いと思う	47.9%	39.0%	9.8%	3.3%
遊べる場所が多いと思う	55.8%	27.6%	11.4%	5.2%

Q 福岡市がまちづくりを進めていくうえで、あなたが大切にしたほうがよいと思うものはどれですか

まちづくりを進めていくうえで、大切にしたほうがよいものとして、「自然を大切にする取組み」が最も多くの回答がありました。



第2章 みどりの状況と課題

Q 福岡市のまちづくりについて意見がある人は、書いてください【自由記載】

まちづくりについて意見に関しても、「みどり、自然、生きもの」に関する件数が最も多い結果となりました。

分類		件数
環境 (2,414)	みどり、自然、生きもの	1,711
	ごみ・リサイクル	350
	全般	162
	地球環境・エネルギー	102
	水辺	89
生活安全 (2,331)	防犯	697
	全般	633
	ルール・マナー	470
	交通安全	365
	防災	166
生活環境 (2,043)	全般	1,653
	景観	312
	動物・生きもの	78
産業 (1,241)	全般	728
	観光・娯楽	447
	農業・水産業	66
公園		1,075
交通 (951)	交通機関	591
	道路	360

分類		件数
教育 (741)	学校	631
	社会教育・生涯学習	110
福祉 (593)	障がい者	226
	高齢者	209
	全般	158
行事・イベント		508
子ども・子育て		454
思いやり・助け合い、協力・協働・交流等		414
スポーツ		374
保健医療		191
文化・芸術・歴史		140
国際関係 (130)	外国人施策	89
	国際理解・国際交流	41
その他	公共施設・行政運営	124
	人権・ジェンダー等	76
	労働	72
	SDGs	63
	科学技術	55
まちづくり全般		1,074
特になし等		4,851

③ 市民・企業によるみどりのまちづくり活動への参加状況

■ 公園愛護会

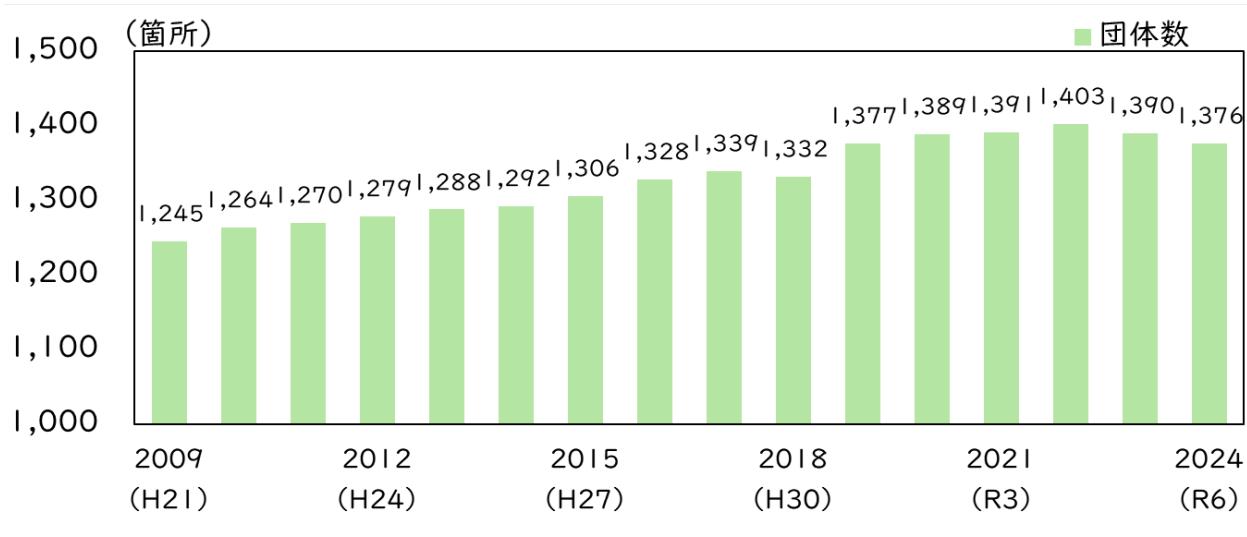
公園の清掃・除草等の日常的な管理を自発的に行うボランティア団体である「公園愛護会」については、公園周辺の自治会・町内会・老人会・子ども会等を中心として結成されており、管理活動のご協力をいただいています。

結成団体数については2009(平成21)年から2022(令和4)年までに158団体増加しましたが、その年をピークとして、その後2024(令和6)年にかけて減少しています。



[図2-28 参照]

新規公園の設置等に伴い、新たな愛護会が結成されている一方で、高齢化及び担い手不足等の理由で活動継続が困難となり、解散する事例もあります。そのため、新たな担い手として周辺の企業等の参画を促進するほか、維持管理機材の貸出しや活動報告の簡略化等の事務的な負担の軽減など、愛護会活動をサポートする仕組みが必要です。



■ 緑のコーディネーター

市が認定する市民の花・緑づくり活動の指導・牽引役である「緑のコーディネーター」については、2005（平成17）年に「第22回全国都市緑化ふくおかフェア」の運営を支える市民ボランティアとして設立後、認定人数は年々増加し、2024（令和6）年には372名になっており、前計画策定時の2009（平成21）年と比較して2倍以上増加しています。【図2-29参照】



今後は、緑のコーディネーターとみどりのまちづくり活動に取り組む人のマッチングや活躍の機会の創出など、みどりのまちづくり活動の輪をさらに広めることが重要です。



図2-29 緑のコーディネーター認定者数の推移

■ 地域の花・森づくり活動団体

自主的に取り組む花づくりや森づくり活動を支援する「地域の花・森づくり活動認定団体」は、特に地域の花づくり活動の認定団体数が年々増加しており、2024（令和6）年には232団体となり、前計画策定時の2009（平成21）年と比べて5倍以上に増加しました。

こうした活動の広がりを維持するためには、今後も継続的に支援を行うことが重要です。【図2-30 参照】

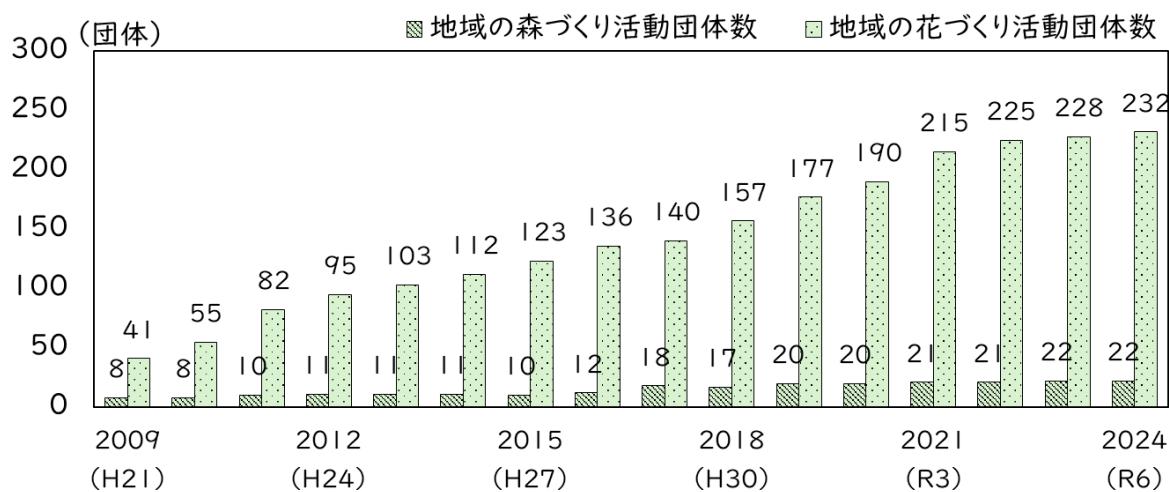


図2-30 地域の花・森づくり活動認定団体数の推移

■ 一人一花運動

歩道や公園などの公共空間で、市民や企業などが、花壇づくり活動に取り組むことができる制度「ボランティア花壇」の活動団体数については、2018（平成30）年の一人一花運動の開始後から年々増加しており、2024（令和6）年には382団体となっています。【図2-31 参照】



図2-31 ボランティア花壇の活動団体数の推移

天神地区や博多駅周辺地区などの都心部を彩る花壇の維持管理にご協賛いただく制度「おもてなし花壇」については、一人一花運動の開始後から年々増加しており、2024（令和6）年には協賛企業数は185団体となっています。

[▶図2-32参照]

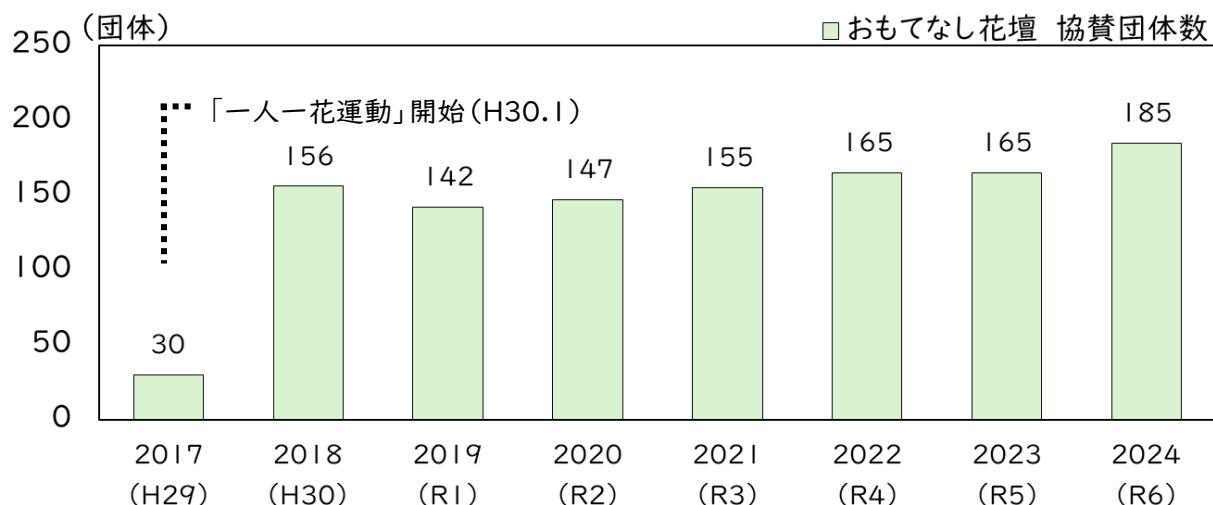


図2-32 おもてなし花壇の協賛企業数の推移

民有地などで花づくりに取り組む団体や企業等を登録する制度「一人一花パートナー花壇」についても、制度開始後に年々増加しており、2024（令和6）年には662団体となっています。[▶図2-33参照]

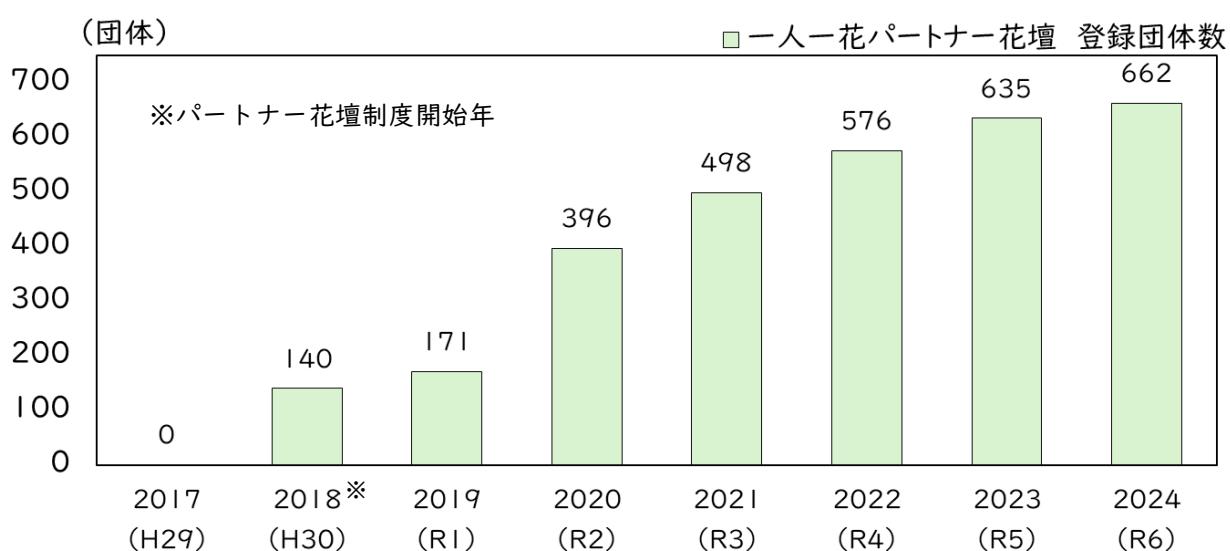


図2-33 一人一花パートナー花壇の活動団体数の推移

(5) 前計画の評価

①総括目標の達成状況

■ 全市域におけるみどりの面積（うち永続性のあるみどりの面積）

2007（平成19）年以降、新規公園の設置や既存公園の拡張、公共施設の整備における緑地の設置などのみどりの創出によって、みどりの面積は56ha増加し目標達成しました。また、永続性のあるみどりの面積においても250ha増加しましたが、前計画の目標の達成には届きませんでした。【図2-34、2-35参照】

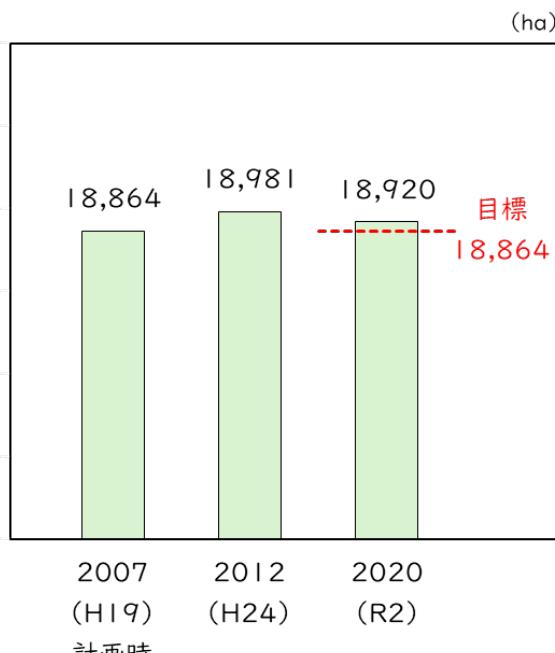


図2-34 全市域におけるみどりの面積の推移

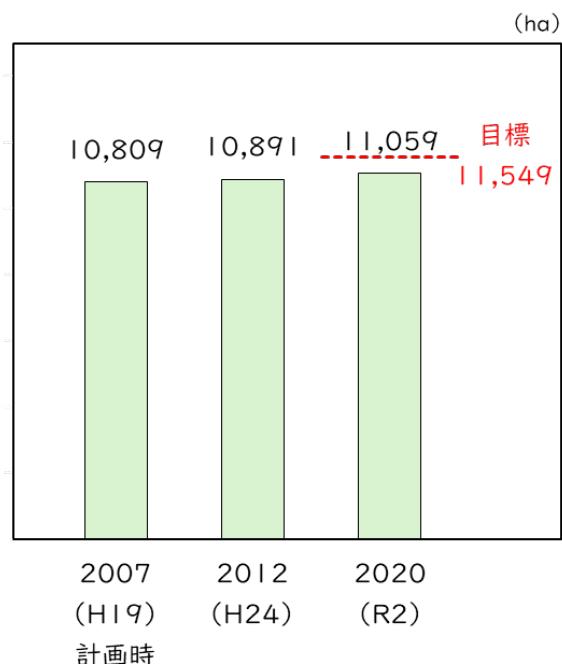


図2-35 永続性のあるみどりの面積の推移

■ 市内のみどりによる二酸化炭素吸收量、屋上緑化による二酸化炭素排出削減量

市内のみどりによる二酸化炭素吸收量は、前計画策定時から約 5,000t-CO₂/年¹増加しましたが、商業地や工業地のみどりの増加が伸び悩むなどの理由により、前計画の目標達成に至る十分な取組みが進んでいません。[▶図 2-36 参照]

また、屋上緑化による二酸化炭素排出削減量についても、前計画策定時と比較して増加しているものの、屋上緑化面積の確保が進んでいません。[▶図 2-37 参照]

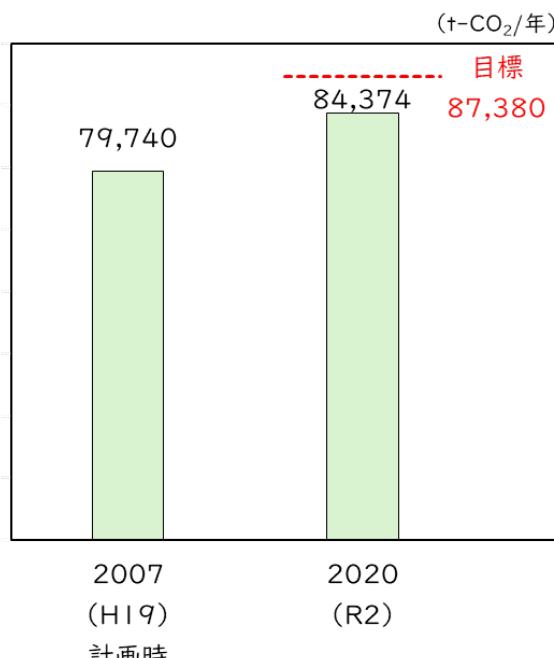


図 2-36 市内のみどりによる二酸化炭素排出吸收量の推移

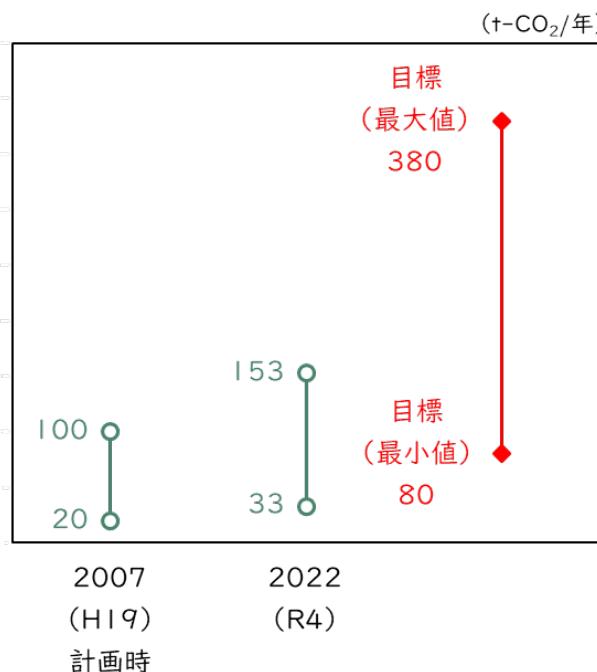


図 2-37 屋上緑化による二酸化炭素排出削減量の推移

■ 身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合

身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合は、2007（平成 19）年に比べて増加したものの、前計画の目標である 55%には達しておらず、30%前後でとどまる結果となっています。[▶図 2-38 参照]

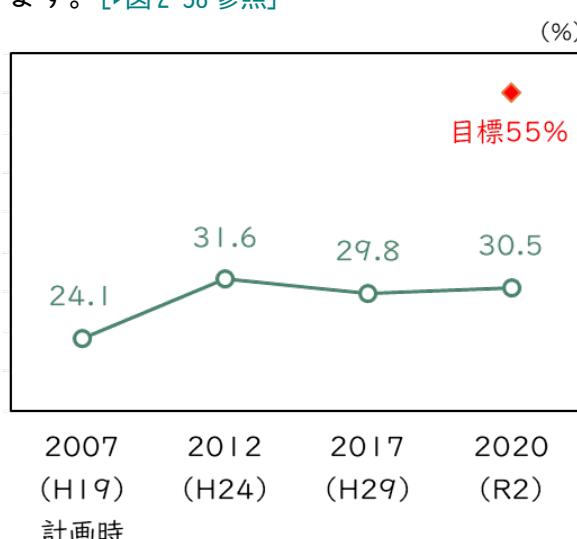


図 2-38 身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合

¹ t-CO₂/年：二酸化炭素 (CO₂) の排出量や吸収量を、1 年間あたりのトン (t) 単位で表したもの。

②分野別の成果等と施策の進捗状況

■森林・樹林地

自然公園や保安林、風致地区等の指定により、市街化調整区域における樹林地は保全されている一方、市街化区域内においては、月隈・東平尾公園周辺、九大伊都キャンパス、油山周辺などで小規模な樹林地の消失が見られます。[▶図2-39参照]

また、森林のみどりが豊かであると感じている市民の割合は増加傾向にあり、70%前後を推移しています。[▶図2-40参照]

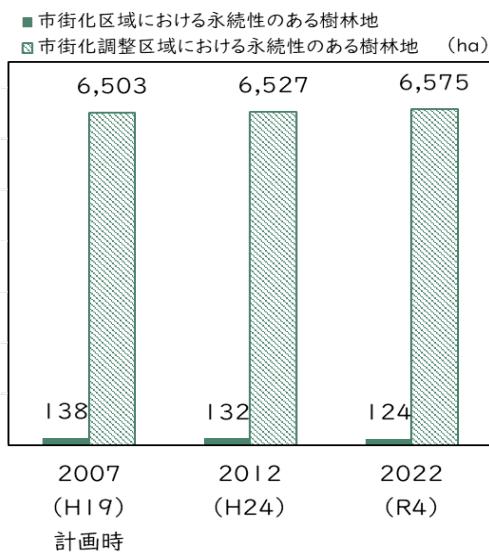


図2-39 永続性のある樹林地の面積の推移

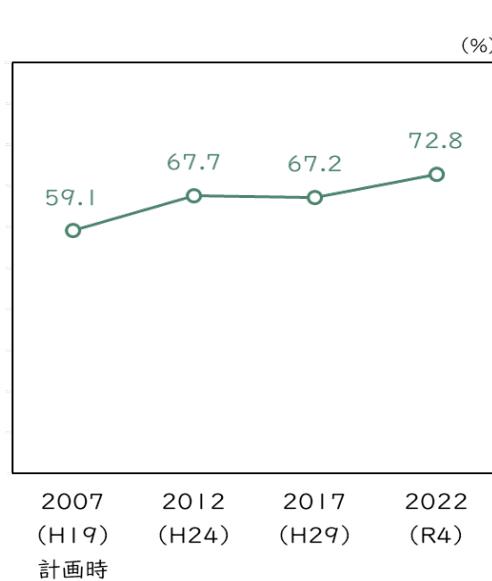


図2-40 森林のみどりが豊かであると感じている市民の割合

福岡市では、手入れがなされず今後荒廃する恐れがある私有林が全体の約6割となっていることから、荒廃の恐れがある森林を生物多様性の保全や水源かん養などの多面的機能が長期的に発揮できる森林へ誘導していくため、2008（平成20）年度から間伐による森林整備を始めており、みどりの質の向上に取り組んでいます。

永続性のある樹林地のうち、特別緑地保全地区については、2024（令和6）年時点で、計71箇所・117.5haの緑地を指定しています。[▶図2-41参照]

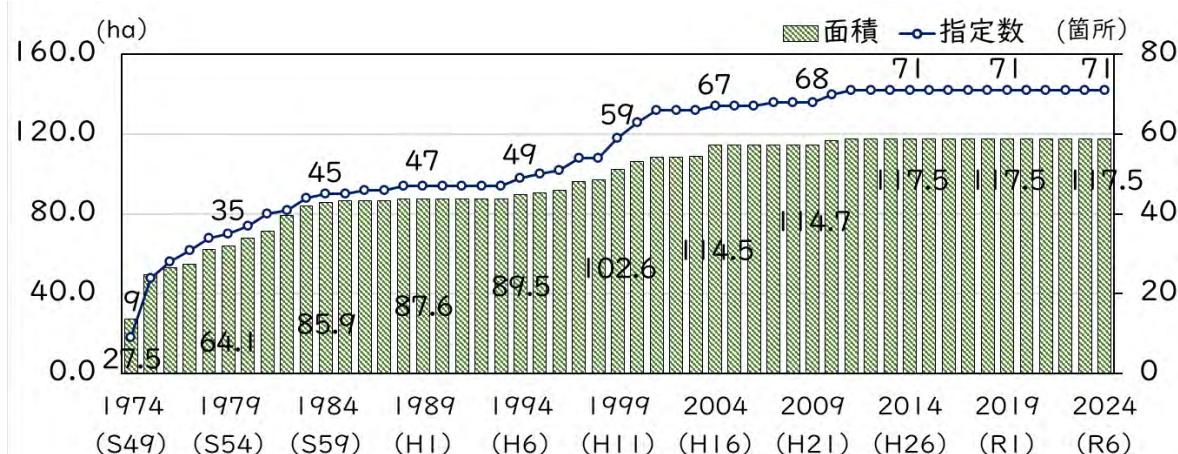


図2-41 特別緑地保全地区の指定状況

■農地

農地に関しては、先述「(2) みどりの状況 ④土地利用別のみどり」のとおり、2007(平成19)年から2022(令和4)年までの約15年間で503haと減少しています。

また、永続性のある農地については、市街化区域の農地では生産緑地地区や市民農園、市街化調整区域では、農業上の利用を確保すべき土地として、農用地区域に指定されています。こちらも、約15年間で30ha減少しており、特に、市街化調整区域の減少が顕著に見られます。[▶図2-42 参照]

農地を維持する農業従事者数及び農業戸数においても年々減少傾向が続いています。[▶図2-43 参照]

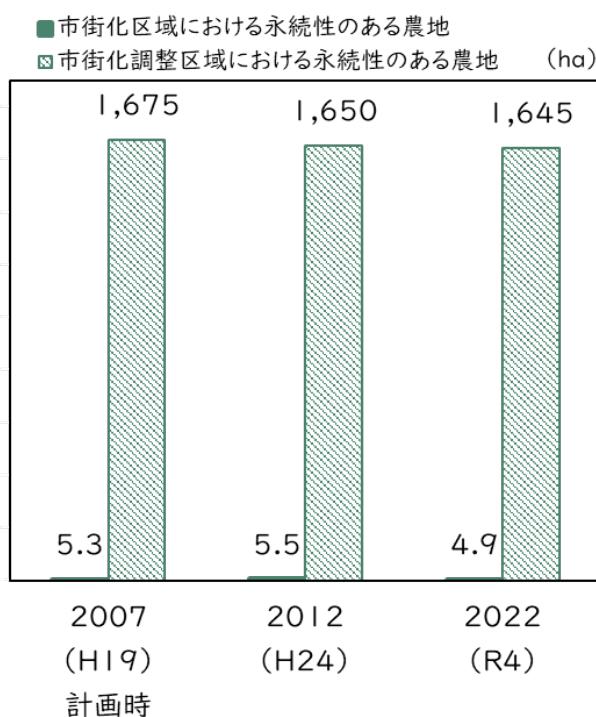


図2-42 永続性のある農地の面積の推移

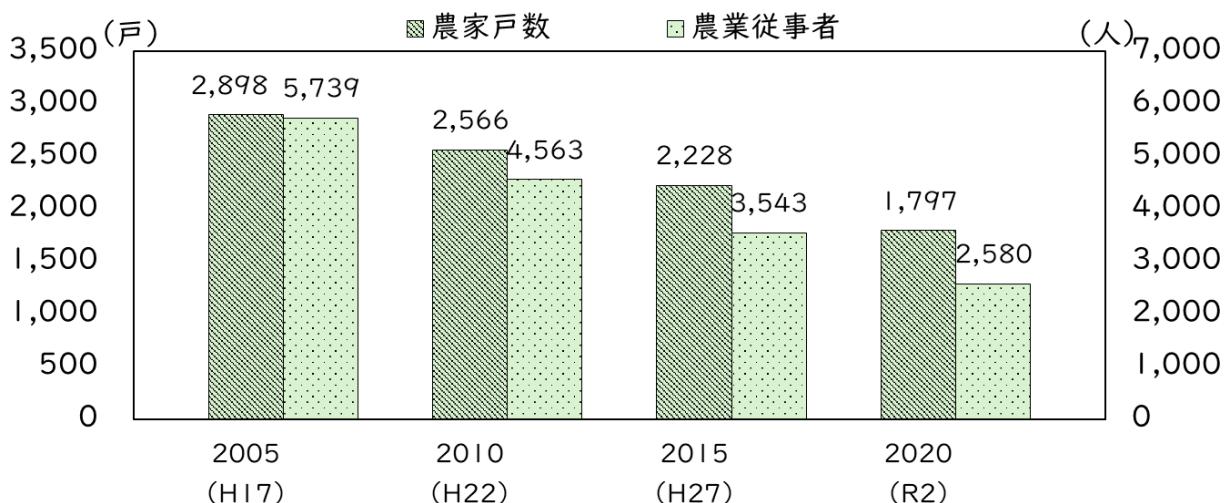


図2-43 農業従事者数及び農業戸数の推移

出典：農林水産省「農林業センサス」

また、市民農園等については、令和5(2023)年度時点で26か所開設しており、区画数は増加傾向にあります。[▶表2-3 参照]

表2-3 市民農園等の設置状況の推移

(単位:か所、区画)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設数	24	24	24	25	26
区画数	1,683	1,686	1,466	1,569	1,731

出典:令和6年度福岡市農林業振興審議会資料
「資料1 農林業を取り巻く情勢 農林業総合計画に基づく取組み」

■河川・水辺等

河川・水辺等については、瑞梅寺川や周船寺川の川幅、西区今津を通る水路幅の拡幅、市域境界の変更による市域内の海面の増加等によって、2007(平成19)年から2022(令和4)年までに約42ha増加しました。一方、都市高速環状線の野多目-梅林間の周辺において、6か所のため池が埋め立てられる等、市街化区域内で小規模なため池が消失しています。[▶図2-44 参照]

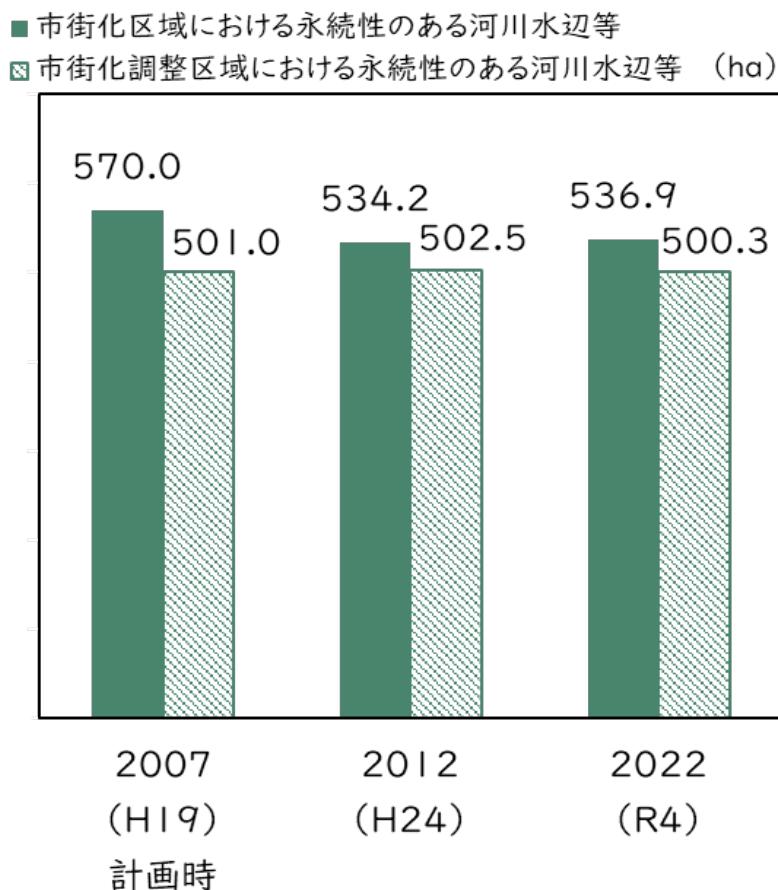


図2-44 永続性のある河川水辺等の面積の推移

■都市公園

都市公園の数は、前計画策定時の 2009（平成 21）年から 2024（令和 6）年までに 112 箇所増加しており、1,709 箇所となっています。【図 2-45 参照】

また、公園面積は増加しているものの、総人口数の増加が上回っていることから、市民 1 人当たりの公園面積は、前計画策定時の 2009（平成 21）年の 8.81 m² と比べ、2024（令和 6）年では 8.67 m² と低下しています。【図 2-46 参照】

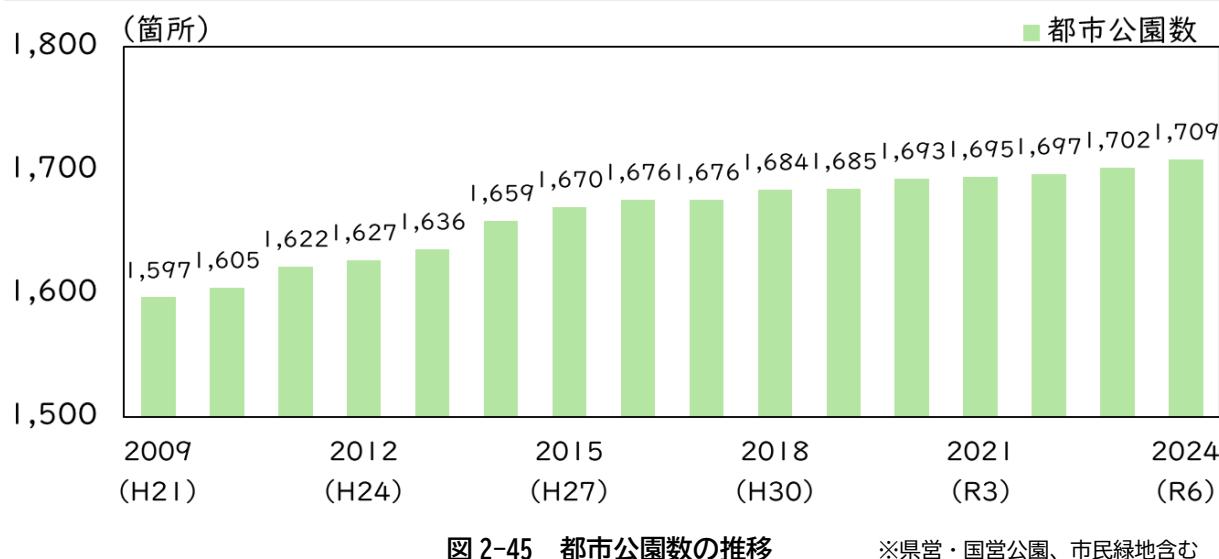


図 2-45 都市公園数の推移

※県営・国営公園、市民緑地含む

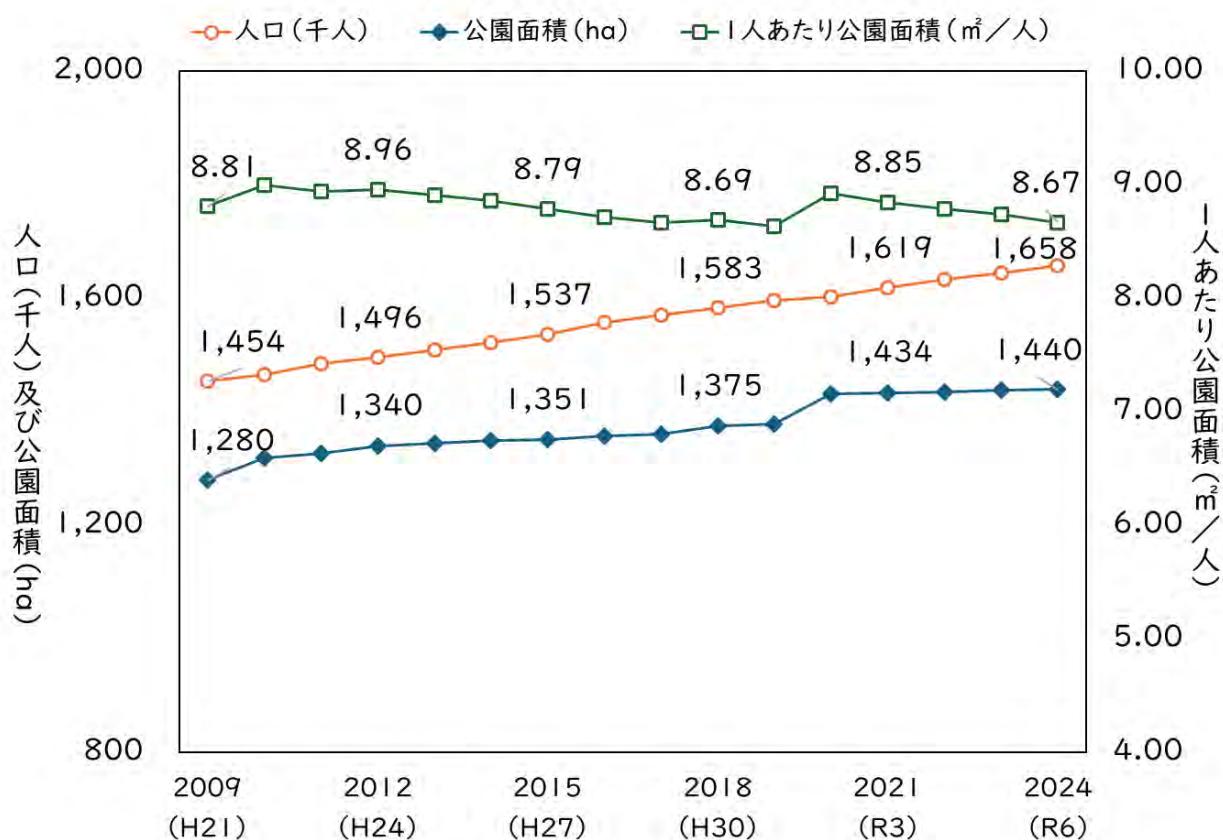


図 2-46 市民 1 人当たりの公園面積の推移

都市公園の再整備箇所数（部分的な再整備も含む）については、前計画策定時の 2009 年から 2024（令和 6）年までに 191 箇所で実施しています。【図 2-47 参照】

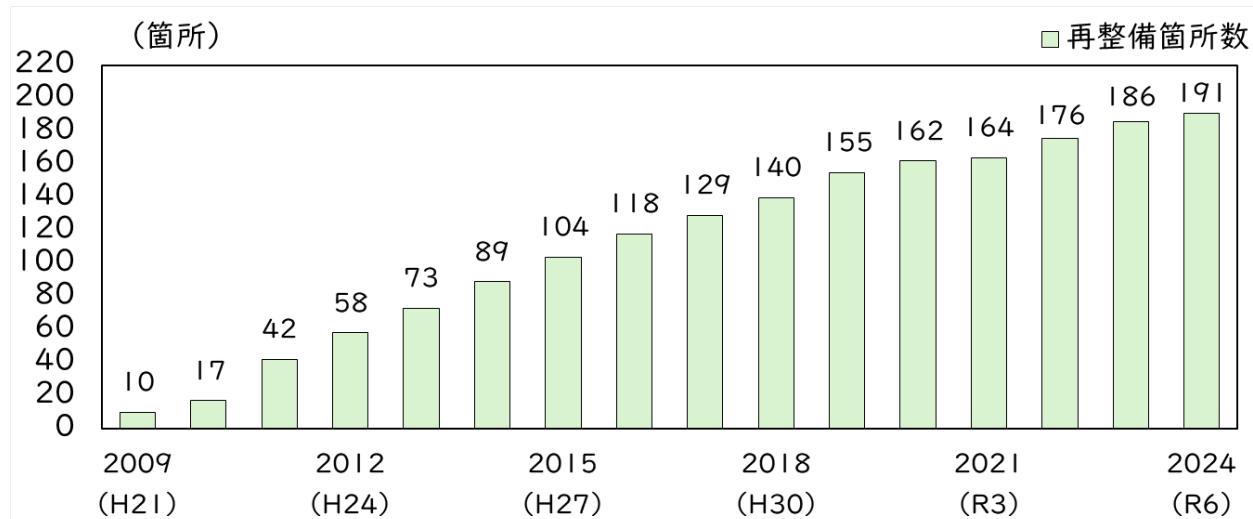


図 2-47 公園再整備箇所数の推移



■街路樹

街路樹（高木）の本数は、前計画策定時の 2009（平成 21）年から 2024（令和 6）年までに約 4,000 本増加しています。なお、病害虫や腐朽、老齢化等に伴い、やむを得ず撤去する場合もあり、近年では本数は若干減少しています。【図 2-48 参照】

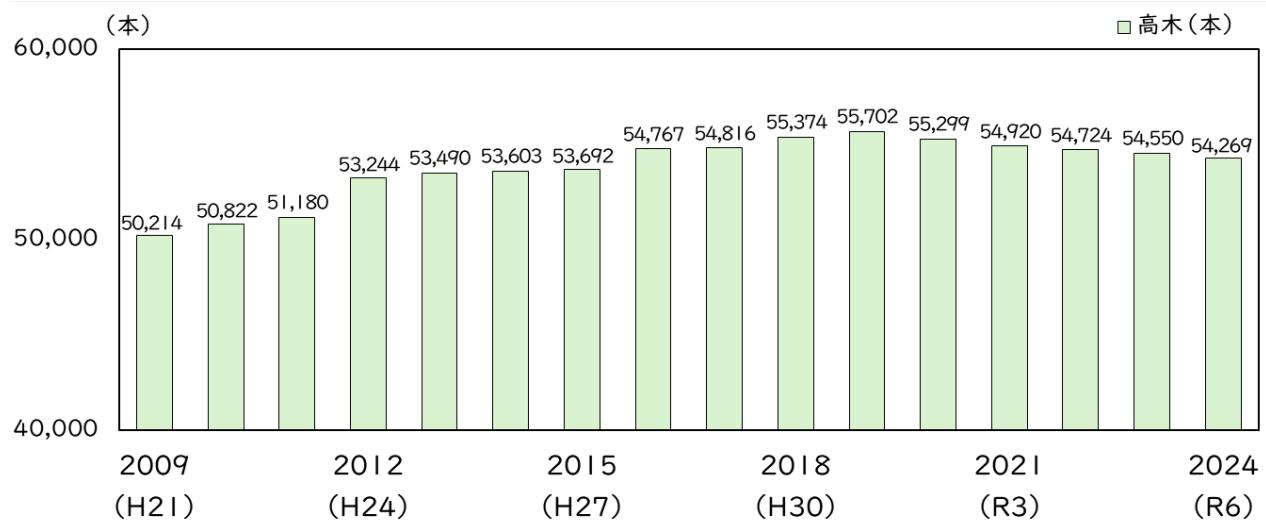


図 2-48 街路樹(高木)本数の推移

※住宅都市みどり局管理分

3 福岡市のみどりの課題

課題1：みどりの骨格となる森林や樹林地、博多湾の保全・回復

- 森林においては、スギ・ヒノキなどの人工林や荒廃による種の多様性の低下を防ぎ、多面的機能が発揮されるよう管理する必要があります。管理や活用においては、福岡市農林業総合計画などの関連計画と整合を図りながら、取り組むことが重要です。
- 樹林地においては、市街化区域の開発等に伴う減少を防ぐため、法や条例等に基づく開発規制により保全するとともに、市民・企業などの多様な主体との共働による管理や活用を図るなど、様々な手法により保全することが重要です。
- 博多湾水際帯においては、海岸林や干潟などにおいて多様な生物の生息・生育空間となっており、また、水辺のある風景として市民の憩いの場を提供する、豊かな自然環境を保全・創出することが重要です。
- ネイチャーポジティブの実現など、みどりを取り巻く世界や国内の動向を踏まえ、みどりの保全に取り組むことが重要です。

課題2：山と海をむすぶ市街地のみどりのネットワークの充実

- 山から海に流れる河川は、多様な生物の生育・生息空間となり、また、水と緑の美しい景観を形成することから、河川の保全や河川敷の緑化等の取組みにより、良質な水の確保や生物多様性の向上を図り、みどりのネットワークの充実を図ることが重要です。
- 市街地にある樹林地や街路樹、公園などのみどりは、山と海を結ぶみどりのネットワークとして重要な役割を担っています。そのため、これらのみどりを保全するとともに、整備や管理の充実などを図ることで、質の高いみどりの連続性を確保し、生物多様性の保全・回復・創出に取り組むことが重要です。
- 減少する農地を防ぐため、法や条例等に基づく開発の規制等によって保全するとともに、農業従事者に対しても営農の支援や市民の農業への理解促進、担い手の育成に取り組むなど、新たな農地の創出や農地の維持にも取り組む必要があります。

課題3：都心部や身近な地域におけるみどりの創出

- 「身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合」は30%前後でとどまっていることから、公共施設や民有地において緑化を推進する取組みを進めるとともに、公園や街路樹、花壇の整備や管理により、街中^{まちなか}の様々な場所が花や緑にあふれ、歩いて楽しめるまち並みの創出に取り組むことが重要です。
- 都心部においては、都市機能の集積や土地の高度利用が進んでいるため、余剰地がなく、まとまったみどりの創出が容易ではない一方で、今後多くの市民や外国人が訪れることが見込まれ、かつ、天神地区や博多駅周辺地区においてみどりを求める市民の意見が多いことから、目に見えるみどりを増やす取組みを進めるとともに、みどりの象徴的な拠点をつくるなど、みどりによる都市の魅力向上に取り組むことが重要です。
- 住宅地等の民有地の緑化面積の減少の背景には、宅地開発に伴う共同住宅等の増加や住宅の建て直しの際の敷地分割による庭の減少なども要因のひとつとして考えられます。そのため、一戸建や共同住宅、会社のオフィス等、様々な建物において、緑化に取り組みやすい仕組みや支援の充実を図ることが重要です。
- 公園は、誰もが日常的に利用できる貴重なオープンスペースであることから、人口の増加や高齢化などの社会環境の変化や土地の特性、地域のニーズを踏まえながら、みどりの役割を發揮できるよう、公園の整備や管理に取り組むことが重要です。
- 公園や街路樹などの大径木化は、自然豊かな景観を創出し、都市に風格をもたらす一方で、老齢化に伴い倒伏や落枝による重大な事故のリスクが高まっているものもあります。また、根上がりや見通しの悪化など、様々な課題も生じていることから、適切な維持管理や必要に応じた更新が必要です。

課題4：みどりに親しむ機会の創出やみどりの資産の有効活用

- 公園を多くの人が利用するためには、地域や公園利用者などが、公園などのみどりにより親しみや愛着を感じられるよう、多様なニーズにも対応した柔軟なみどり活用の仕組みづくりが重要です。
- 2017年（平成29年）の都市公園法の改正では、Park-PFI制度の創設など、民間活力の導入により公園の魅力向上を図ることが示されていることから、地域特性や公園の特性を踏まえ、多様な民間活力導入の手法を活用することが重要です。
- SDGsの実現やWell-beingの向上など、生活の質の面でもみどりの重要性が高まっていることから、公園や街路樹などのみどりの資産を有効活用することが重要です。具体的には、誰もが日々の暮らしの中でみどりの豊かさを感じられるような取組みを進めるとともに、みどりの管理や整備の充実を図るため、新たな財源の確保に取り組む必要があります。
- 鴻臚館跡や福岡城跡のある舞鶴公園や志賀島の金印公園、身近な場所に存在する社寺林や保存樹¹など、歴史を感じることができるものが多い福岡市の特徴を活かし、みどりの保全や活用に取り組むことが重要です。

¹ 保存樹：「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、民有地にある大木や名木を保存する取組み。

課題5：みどりの防災・減災機能の強化、みどりの安全確保

- 激甚化・頻発化する豪雨による浸水や土砂崩れなどの災害リスクは高まっていることから、グリーンインフラの観点からみどりの保全や整備、適正な管理を行うことで防災・減災機能を高めることが重要です。
- 警固断層帯（南東部）周辺地域において、大規模な地震被害が想定されることから、福岡県西方沖地震や東日本大震災、能登半島地震等の過去の災害の教訓を踏まえ、大規模地震発生時に、市民や来訪者等を安全に避難させるための避難場所や避難路として機能を発揮するみどりの充実を図ることが重要です。
- 平常時のみどりの活動と連動した災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を発揮するためには、市民や企業などの多様な主体との協力が必要であることから、災害時の協力体制の強化や地域の防災力を高めることが重要です。
- 整備後、数十年経過し老朽化した施設による事故や災害を防止するため、適正な管理や緊急性に応じた計画的な修繕や更新などに取り組み、すべての人が安全・安心に生活できる基盤を維持・向上する必要があります。

課題6：市民・企業等によるみどりのまちづくり活動の拡大

- 市民調査では、みどりを豊かにするまちづくり活動について「今後も参加しない」と回答した人の割合が約1割いることを踏まえ、まずは、みどりに関わりを持ち、みどりを知ってもらう機会を創出することが重要です。
- みどりを豊かにするまちづくり活動に参加した人が減少している一方で、自宅の庭やベランダ、公園、自然林等での活動や緑化のための募金に参加したい人が増加していることから、今後、市民や企業などの多様なニーズ等を踏まえた活動の場づくりや支援の充実を図り、多様な主体との共働による緑化を推進することが重要です。
- 花や緑に関する活動を行う団体数は着実に増加している一方、団体の高齢化や担い手不足といった課題も顕在化しています。こうした状況を踏まえ、団体の活動の継続や拡充を図るために、支援の充実をはじめ、新たな担い手の確保や活動する人材の育成、多様な主体との連携強化に取り組むことで、みどりのまちづくり活動の輪を広げるとともに、持続可能なまちづくりを目指すことが重要です。

第3章

基本理念と みどりの 将来像

第3章 基本理念とみどりの将来像

1 基本理念

花は、まちに彩りと潤いを添え、人々の心を和ませる、かけがえのない存在です。誰もが愛する花を通じてまちづくりを進めることで、魅力的な都市空間が形成されていきます。

緑は、生物の生育・生息空間として重要であるだけでなく、水を蓄えたり、二酸化炭素を吸収して空気を浄化するなど、私たちの生活に欠かせない多くの恵みをもたらしています。また、新緑や四季折々の花々、紅葉などは、季節の移ろいを感じさせてくれる存在でもあります。水辺や木陰のある空間は、人々が憩い、遊び、イベントを楽しむ場として活用されるほか、災害時には土砂崩れの防止や火災の延焼抑制、一時的な避難場所としての役割も果たし、市民の安全・安心な暮らしを支えています。

このように多様な機能を持つ花や緑といった“みどり”を、まちづくりの中で積極的に取り入れていくことが求められています。

近年、地球規模での気候変動の深刻化により、脱炭素社会の実現や生物多様性の保全・回復・創出は、国や地域を超えて取り組むべき喫緊の課題となっています。また、Well-being やダイバーシティ & インクルージョンといった新たな価値観が重視されるなど、社会経済情勢も大きく変化しています。

こうした中、社会課題の解決に向けた切り札のひとつとして、グリーンインフラが注目されています。

福岡市は、二千年を超えるアジアとの交流の中で、先人たちの尽力により、多様な人材や豊かな自然、都市機能がコンパクトに整った都市空間など、数多くの財産を築いてきました。市街地を囲む美しい海と山々は、福岡市の大きな魅力のひとつであり、住みやすい都市として高く評価されています。その結果、全国的に人口減少が進む中にあっても、福岡市の人口は一貫して増加を続けており、2040（令和22）年頃には約170万人に達すると見込まれています。

このような背景のもと、福岡市では、すべての人が笑顔で幸せに暮らせるまちをめざし、まちづくりの進展に伴って“みどり”が失われないよう危機感を持ち、市民の貴重な財産である花や緑を守り、将来の世代へとつないでいく必要があります。

あわせて、街中に“みどり”を創出・活用することで、50年、100年先を見据えた、風格ある魅力的なまちづくりを進めていくことが求められます。

このような“みどり”的持つ多様な機能を最大限に活かすことで、誰もがその恩恵を享受できる持続可能なまちづくりを実現するためには、行政だけでなく、市民や企業など、すべての主体による意識と行動の改革が不可欠です。

そこで、本計画では、“みどり”を大切にする姿勢を基本とし、以下のとおり基本理念を掲げます。

花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして ～みんなで守り、つなぐ、“みどり”的まち～



2 みどりの将来像

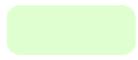
福岡市に関わる市民や企業などの多様な主体が、共通の認識のもとでみどりのまちづくりを推進できるよう、将来の福岡市におけるみどりのあるべき姿「みどりの将来像図」を示します。



凡例

〈みどりの骨格・みどりの道〉	〈主要な拠点〉	〈土地利用区分〉
○ みどりの輪・帯 (森の緑地環・緑の腕)	● 都心部	■ 農地・集落
○ 博多湾水際帯	○ 魅力・活力創造拠点	■ 山地・丘陵地
■ 山すそのみどり	○ みどりの拠点	≡ 水辺
— 水辺のみどり まちなか		
— 街中のみどり		

図 3-1 みどりの将来像図

みどりの将来像図の構成要素			
みどりの骨格・みどりの道		みどりの輪 (森の緑地環)	<ul style="list-style-type: none"> 市街地と博多湾を囲む森林のみどりです(志賀島、海の中道、三郡山地、糸島半島と連なる山地や丘陵地で構成)。 多様な生物を育む自然環境を提供するとともに、水源かん養やCO₂吸収等、市民生活を支える重要な機能を担うみどりを守ります。
		みどりの帯 (緑の腕)	<ul style="list-style-type: none"> みどりの輪から市街地へ伸びる緑地の帶です(山地・丘陵地や大規模な公園、みどり豊かな市街地で構成)。 都市と自然が近い福岡市の特徴を支えるみどりとして、積極的に保全を進めます。
		博多湾 水際帯	<ul style="list-style-type: none"> 博多湾を囲む海浜、干潟、海岸林、臨海地区のみどりです。 生物の生息・生育環境や市民の多様な活動の場として、保全活用します。
		山すその みどり	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を囲む山並みのすそ野にあるみどりです(みどりの輪・帯のうち市街地に面する標高80m以下の森林で構成)。 無秩序な開発の抑制を図ることで保全します。
		水辺の みどり	<ul style="list-style-type: none"> 山地から博多湾へと貫流する河川等の水辺のみどりです。 良好な河川環境を保全するとともに、親水性の高い魅力ある水辺空間を創出する等、都市に潤いを運ぶ軸を形成します。
主要な拠点		都心部	<ul style="list-style-type: none"> 天神、博多駅、博多ふ頭・中央ふ頭を中心として、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれたエリアです。 九州の中心都市、国際都市に相応しいみどりの市街地を形成します。また、福岡市を象徴し、風格、癒し、賑わいのある風景のモデルとなるみどりのまちづくりを展開します。
		魅力・活力 創造拠点	<ul style="list-style-type: none"> アイランドシティ、九州大学箱崎キャンパス跡地、舞鶴公園・大濠公園地区、シーサイドももち、九州大学伊都キャンパス及びその周辺です。 新たに進むまちづくりと合わせて、魅力や活力あふれるみどりのまちづくりを展開します。
		みどりの 拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に点在し、様々なみどりの機能を果たす大規模な公園等です。 子育てや健康づくり、休息、地域コミュニティ、防災、環境形成の核として活用します。
土地利用区分		農地・集落	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の振興を図るとともに、緑地空間の保全など、自然や歴史的資源を活かした地域づくりを図ります。
		山地・ 丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> 市域を取り囲む山や森林などにより構成されたみどりの骨格の保全を進めます。
		水辺	<ul style="list-style-type: none"> 自然海岸や豊かな干潟環境を保全するとともに、市民が身近にふれあい憩える水辺を形成します。

3 みどりの将来像の実現に向けて

市民や企業が共通の認識を持ち、みどりのまちづくりを推進できるように、将来の福岡市のみどりのあるべき姿「将来イメージ」を以下に示します。

脊振山系・三郡山系の連なる山並みを背景に、そこから市街地へと伸びる「みどりの帯」となる樹林地、さらに博多湾の島々や海岸線の緑地が、都市の「みどりの骨格」として保全されています。こうした自然環境により、都市に暮らしながらも山や海の豊かな自然を身近に感じられる生活が可能であり、福岡市の魅力を高める地域イメージの形成につながっています。また、多様な生物を育む自然は、水源かん養やCO₂の吸収など、市民生活を支える重要な機能も果たしています。

日々良川、御笠川、那珂川、室見川など、市街地を流れる河川沿いの帯状のみどりや、街中のみどりである街路樹、市内に点在する農地や樹林地、公園など、福岡市の「みどりの道」を構成する重要な要素となっています。これらのみどりのネットワークの形成により、都市環境の改善や生物の生息・生育空間の確保など、みどりが持つ多様な機能が十分に発揮されています。

公共施設をはじめ、民有地などの市内のいたるところに花や緑があふれています（市民が潤いや安らぎを感じられる環境が整えられています（将来的な目標として、市街地の緑被率の3割以上を目指します）。また、市民や来訪者が多く集まる都心部や大規模な公園などでは、魅力的で個性豊かなみどりが、人々の憩いや賑わいの場を創出するとともに、福岡市らしい風格あるみどり豊かな景観を形成しています。

季節を感じ憩える場や居心地の良い空間がみどりによって提供されています。潤いある生活環境の中で、心身の健康や暮らしの安らぎを享受でき、私たちの暮らしに欠かせない要素となっています。市民や企業などが参画するみどりづくりの促進により、誰もが親しみを持てるみどりづくりが進められ、福岡市に暮らす多様な人々が緑に包まれた豊かな生活を享受しています。

雨水流出抑制や防風、土砂流出防止など、様々な防災機能が発揮され、災害の被害を抑制するとともに、災害時の避難場所や避難路、災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を発揮できるみどりが整備されています。また、自主防災組織などを中心とした共助の仕組みがつくられ、災害への備えが確保されています。さらに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、利用者にとって安全なみどりが整備されているとともに、地域の見守りなどの防犯体制が整っており、すべての人人が安心・安全に暮らしています。

市民・企業などの多様な主体との共働による取組みが進んでいます。また、花や緑づくりなどの活動の参加を通して、誰もがそれぞれの暮らしの中でみどりと関わりを持つことで、みどりあふれるまちとしての福岡市の魅力が高まっています。

「みどりの将来像」「将来イメージ」の実現に向けて、今後10年間の基本理念を
「花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして～みんなで守り、つなぐ、“みどり”の
まち～」とし、以下の6つの「基本方向」を定めます。

花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして
～みんなで守り、つなぐ、“みどり”のまち～

基本方向1

みどりの骨格を**守る**

基本方向2

山と海をみどりの道で**結ぶ**

基本方向3

みどり豊かな拠点を**創る**

基本方向4

身近な暮らしの中のみどりを**活かす**

基本方向5

みどりで安全・安心なまちを**支える**

基本方向6

行政・市民・企業など

多様な主体がみどりのまちづくりに**携わる**

本計画では、世界的な潮流を踏まえ、各基本方向を横断する視点として、Well-beingやネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル、SDGsの実現に貢献する「グリーンインフラの推進」を位置づけており、6つの基本方向及び横断的な視点を踏まえ、本計画の目標や計画推進に向けた方針を設定しています。



「みどりの基本計画」の目標・計画推進に向けた方針

*本計画期間内に、SDGs の目標達成年次の 2030 年を迎ますが、2030 年以降も未達成目標への貢献を継続するものとします

4 計画の目標

みどりの将来像の実現に向けて、市民や企業、行政などの多様な主体が共働しながら取組みを推進する中で、達成をめざす目標を以下のとおり設定します。

① 総括目標

本計画の取組みを総括し、達成状況を評価するものとして、以下の3つの項目を総括目標として目標値を定めます。

◆：市民意識

総括目標	現況値（R6）	目標値（R16）
全市域における みどりの面積	18,984 ha	18,984 ha 以上
(うち、永続性のある みどり ¹ の面積)	11,133 ha	11,280 ha 以上
都市緑化による CO ₂ 吸収量	7,160t-CO ₂ /年	7,600t-CO ₂ /年
◆身边に花や緑があり、 潤いと安らぎを感じ ている市民の割合	85.7%	90%程度を維持

¹ 永続性のあるみどり：詳細は p.36 参照（法令により土地利用転換が規制されている緑地等）。

② 成果指標

6つの基本方向における取組みの達成状況を評価するため、各基本方向に以下のとおり、成果指標を定めます。

◆：市民意識

成果指標		現況値 (R6)	目標値 (R16)
基本方向1 みどりの骨格を 守る	永続性のある樹林地の面積	6,678 ha	6,750 ha
	(うち、市街化区域における永続性のある樹林地の面積)	126 ha	140 ha
	スギ・ヒノキ人工林の広葉樹等への植替え面積	17ha	245ha
	貴重・希少生物等の確認種数	255 種	255 種以上
	◆生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合	28.2%	28.2%以上
基本方向2 山と海をみどりの道で結ぶ	◆山林のみどりが豊かであると感じている市民の割合	73.8%	75.0%
	河川・水辺等、道路のみどり、永続性のある農地の面積	2,882 ha	2,882 ha 以上
	◆河川の水辺のみどりが豊かであると感じている市民の割合	69.1%	75.0%
基本方向3 みどり豊かな 拠点を創る	◆道路のみどりが豊かであると感じている市民の割合	70.4%	75.0%
	都心部の緑被面積、緑被率	100 ha	102ha
		約 11%	約 11%
	都心部の植樹本数（中高木）	2,624 本	10,000 本
	市民や企業が主体となって新たに緑化を行った件数	—	1,500 件
	◆身近なところに公園があると感じている市民の割合	89.7%	90%程度を維持
	◆都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合	52.8%	75.0%

◆：市民意識

成果指標		現況値 (R6)	目標値 (R16)
基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす	公共公益施設のみどりの面積	612 ha	613 ha
	民有地のみどりの面積	1,312 ha	1,312 ha 以上
	民間活力により魅力的な公園施設を導入した公園の数	5 箇所	15 箇所
	◆身近なところに公園があると感じている市民の割合（再掲）	89.7%	90%程度を維持
	◆地域の公園に親しみを感じている市民の割合	71.9%	75.0%
	◆地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	71.2%	85.0%
基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える	避難場所（地区・広域避難場所）として指定された公園の数	121 箇所	126 箇所
	園路及び広場をバリアフリー化した公園数の割合 <small>※対象:概ね 1ha 以上の公園</small>	70.0%	88.0%
	地域の防災活動への参加率	22.2%	30.0%
	◆地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合（再掲）	71.2%	85.0%
基本方向6 行政・市民・企業など多様な主体がみどりのまちづくりに携わる	みどりに関する制度への登録・活用数	3,677 件	6,200 件
	(うち、新たに地域や企業等と連携していく公園の数)	—	100 件
	(うち、一人一花運動関連制度への登録数)	1,285 件	1,870 件
	◆福岡市の街並みは、花で彩られていると感じている市民の割合	66.2%	75.0%

「子ども」とは0歳からおおむね18歳未満の者、「若者」とはおおむね18歳から40歳未満の者としつつ、こども基本法第2条において、「『子ども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されている趣旨を踏まえ、必要な支援が年齢で一律に途切れる事のないよう、対象者の状況や施策の内容に応じて柔軟に対応することとする。

コラム

成果指標に関する市民参加の主な取組み

● 市民や企業が主体となって新たに緑化を行った件数 [基本方向3]

【緑化助成事業】

- ・緑化助成事業は、市内の戸建住宅を対象として、道路から見える緑化の施工費用の一部を助成する事業です。
- ・道路（幅員4m以上）の境界から見える場所に施工され、緑化面積の合計5m²以上の新たに行う緑化が助成の対象になります。



● 新たに地域や企業等と連携していく公園の数 [基本方向6]

【公園愛護会制度】

- ・公園愛護会制度は、自発的に除草や清掃、施設の見守りなどの公園の管理に関するボランティア活動を行う団体を対象に、活動の円滑な運営を図るために報償金の交付など様々な支援を行うものです。
- ・令和7年度には、企業等を主な対象とする新メニュー「企業版公園愛護会」を創設し、地域や企業等とのさらなる連携に向けて取り組んでいます。



【コミュニティパーク事業】

- ・コミュニティパーク事業は、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営により、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化をめざす事業です。
- ・地域の活動が円滑に実施できるように、アドバイザー派遣などの支援を行っています。



● 市民や企業などによる緑地保全や緑化推進に関する活動の参加件数[基本方向6]

【緑のコーディネーター】

- ・緑のコーディネーター制度は、花や緑に関する知識や関心をもつ方を福岡市が認定し、得意分野ごとの人材バンクに登録して、市民が自主的に取り組む活動を支援する制度です。市民と行政が共働して快適で美しいみどりのまちづくりを進めるため、地域の様々な場面で緑化活動の指導者やアドバイザーとして活躍しています。



【街路樹サポーター制度】

- ・街路樹の除草や落ち葉清掃などの維持管理にご協力いただける方を「街路樹サポーター」として登録し、街路樹のある美しい景観づくりに取り組んでいくことを目的とした取組みです。
- ・街路樹サポーターの活動を支援するため、活動用具の貸出やごみ袋の配布・回収などを行っています。



第4章

計画推進に 向けた方針

第4章 計画推進に向けた方針

第3章の基本方向を踏まえ、具体的に展開する方針を示します。

基本理念	基本方向	方針
<p>花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして ～みんなで守り、つなぐ、”みどり”のまち～</p>	基本方向1 みどりの骨格を守る	(1)「みどりの輪」と 「みどりの帯」を守る (2)山地・丘陵地のみどりを 楽しみ、活かす (3)博多湾水際帯のみどりを 守り、つなぐ
	基本方向2 山と海をみどりの道で 結ぶ	(1)水辺のみどりを充実させる (2) ^{まちなか} 街中のみどりを充実させる (3)農地を守り、農と親しむ
	基本方向3 みどり豊かな拠点 を創る	(1)都心部などに 象徴的なみどりをつくる (2)歩いて楽しめる街並みを みどりでつくる (3)身近な場所に 魅力的なみどりをつくる
	基本方向4 身近な暮らしの中の みどりを活かす	(1)みどりで 誰もが愛着を持てるまちをつくる (2)みどりで 生活に彩りや潤いをもたらす (3)みどりで まちに風格を与える
	基本方向5 みどりで安全・安心な まちを支える	(1)災害を防止するみどりを充実する (2)災害時に機能するみどりをつくる (3)誰もが安全に利用できる みどりを広げる
	基本方向6 行政・市民・企業など 多様な主体がみどりの まちづくりに携わる	(1)みどりに関心を持つきっかけを 増やす (2)みどりのまちづくり活動への 参加を促進する (3)みどりのまちづくり活動の輪を 広げる

1 基本方向別

基本方向1 みどりの骨格を守る

福岡市を包み込む「みどりの輪」や山から海に伸びる「みどりの帯」を、市民・企業等の多様な主体との共働により、守り、育て、つないでいきます。



図 4-1 基本方向1 の配置計画図

方針1 「みどりの輪」と「みどりの帯」を守る



生物多様性の保全や水源かん養などの多面的機能を發揮し、市民の生活基盤を形成している「みどりの輪」と「みどりの帯」の保全と質の向上に取り組んでいきます。



油山上空からの眺め



都市の中のみどり（南公園周辺）

① 森林の保全・管理

<施策の基本的考え方>

- ・豊かな森づくりを推進するとともに、花粉の発生源を削減するため、市営林や水源かん養林などにおいて、スギ・ヒノキ人工林を、広葉樹など花粉が少ない樹種への植替えにより、転換を進めるとともに、強度間伐¹等による針広混交林化を促進し、伐採した地域産材の利用拡大などの取組みを実施します。また、私有林の植替えにおいては、林業機械レンタル・リース経費の支援等も行います。
- ・林業の担い手育成については、間伐等の森林整備を行う自伐林家²などの取組みの広がりを把握し、森林に関する知識や木材生産の技術の普及など、多様な担い手の育成に努めます。
- ・「みどりの輪」と「みどりの帯」を保全するために、自然公園・保安林の指定を継続するとともに、標高概ね80m以上のみどりについては、条例・規則に基づく行為の規制により保全します。

¹ 強度間伐：森林の密度を大きく下げるために、比較的高い伐採率で樹木を間伐する方法。

² 自伐林家：森林を自ら施業・管理する事業者。

② 樹林地の保全・管理

<施策の基本的考え方>

- ・市街地の中で良好な自然環境を形成する樹林地については、特別緑地保全地区や緑地保全林地区、市民緑地の指定など、永続性のあるみどりの確保に取り組みます。
- ・特別緑地保全地区や緑地保全林地区、市民緑地については、その保全を図るとともに、樹林地の利用者や隣接する居住者などの安全を確保するため、支障となる枝の剪定や枯れ枝の撤去など、適正な管理を行います。
- ・標高80m未満の山すそのみどりについては、自然豊かな風景を維持し、防災上の安全性を確保する観点から、無秩序な開発の抑制を図るとともに、イノシシなどの野生鳥獣の被害の対策や農業者の支援など取り組みます。

③ 民間開発における協議・指導

<施策の基本的考え方>

- ・開発事業の実施等に際し、可能な限りみどりを保全し、質の高いみどりのネットワークの形成など、生物多様性に配慮した計画となるよう誘導策について検討します。
- ・福岡市環境影響評価条例などにより、早期の計画段階などにおける環境影響評価を推進するとともに、環境影響評価に関する技術的指針や情報を整備するなど、適正な環境影響評価制度の運用を図ります。
- ・地区計画や緑地協定、総合設計制度の活用などにより、みどりの確保や緑化の推進に取り組みます。
- ・風致地区や景観形成地区については、緑地の保全や緑化の指導によりみどりを保全します。

④ 生物多様性の保全・回復・創出

<施策の基本的考え方>

- ・市民や市民団体等と連携し、貴重・希少種や身近な生物の生息・生育環境の保全に取り組みます。
- ・国の「30by30目標」達成等のため、企業等と連携し自然共生サイト登録を推進します。
- ・生物多様性の保全・回復・創出やその持続的な利用を実現するため、市民、企業、NPO、学校、学識経験者、行政など多様な主体が連携・共働して、生物多様性の重要性の社会への浸透を図り、行動につなげる取組みを推進します。
- ・国や福岡県等と連携し、特定外来生物の調査や防除に取り組むとともに、市民等への適切な情報発信を行い、特定外来生物による被害の未然防止を図ります。

¹ 30by30目標：2030年までに、国土や海域の少なくとも30%を自然環境として保全・管理することをめざす国際目標。

方針2 山地・丘陵地のみどりを楽しみ、活かす



多様な主体の共働により樹林地の保全・管理活動の充実を図るとともに、身近な自然を体験し、学ぶ場を創出することで、みんなに親しまれる森づくりに取り組みます。



環境学習



ボランティアによる樹林地の管理活動

① 森林とのふれあいの場の充実

<施策の基本的考え方>

- ・市民が森を感じられるような魅力ある情報発信など、森林への理解促進を図るとともに、森林空間及び活動施設の整備や、森林を活かした活動プログラムの開発の検討など、身近な自然を体験し学ぶ「遊びの森づくり」に取り組みます。
- ・野外活動や自然教育等を通して、市民の心身の健全な発達と豊かで潤いのある生活の形成に寄与する施設の整備を民間活力も活用しながら進めます。
- ・市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。

② 市民・企業などの参加による樹林地の管理活動の促進

<施策の基本的考え方>

- ・森林については、森林所有者や林業経営体、市民団体、NPO 法人、企業など各種団体と連携し、市民・企業の共働による森林の保全・管理活動の支援に取り組みます。
- ・特別緑地保全地区などの樹林地については、ワークショップや情報発信などの啓発や、市民・企業などの多様な主体による管理活動の促進に向けた支援の拡充に取り組みます。また、管理活動や市民が気軽に利用でき森林を感じられる空間づくりに取り組むため、必要に応じて、緑地の保全や活用のための施設の整備についても検討します。

方針3 博多湾水際帯のみどりを守り、つなぐ



博多湾を囲む連続した緑地と水際空間であり、市民の憩いの場や渡り鳥をはじめとする多様な生き物の生息地となっている「博多湾水際帯」の保全に取り組みます。



生の松原上空から博多湾を望む



海岸での美化活動（福浜海岸）

① 博多湾の環境保全

<施策の基本的考え方>

- ・国定公園や保安林等の指定により大半が保全されている生の松原や和白、奈多、三苦などの海岸の松林の良好な自然の海岸線を守り育てます。
- ・防風・防砂や景観形成に重要な松林を対象に松くい虫防除対策を実施し、松林の保全・再生に努めます。
- ・博多湾海域における水質・底質のモニタリングや生物の生息・生育状況等の調査を実施するとともに、市民や市民団体等と連携・共働し、干潟等の保全・再生に取り組みます。
- ・市民や企業などの多様な主体との共働による海岸や河川沿いなどの清掃活動を通じて、地域の環境美化を促進します。

② 市民が海辺とふれあえる公園整備

<施策の基本的考え方>

- ・港湾緑地については、市民の憩いや休息の場となっており、また、鳥類をはじめとする多様な生物の生息空間となっているアイランドシティはばたき公園においては、人と自然との共生を象徴する空間づくりに取り組みます。
- ・国営海の中道海浜公園については、広域的なレクリエーション施設として、今後も貴重な自然海岸の保全と活用との調和を図れるよう、国と連携し整備を進めます。

基本方向2 山と海をみどりの道で結ぶ

みどりの骨格を結ぶ位置にある、河川や街路樹、農地などの様々なみどりの充実を図ることで、みどりの道を創り、ネットワークを形成し、水と緑の景観向上や生物多様性の保全・回復・創出に取り組みます。

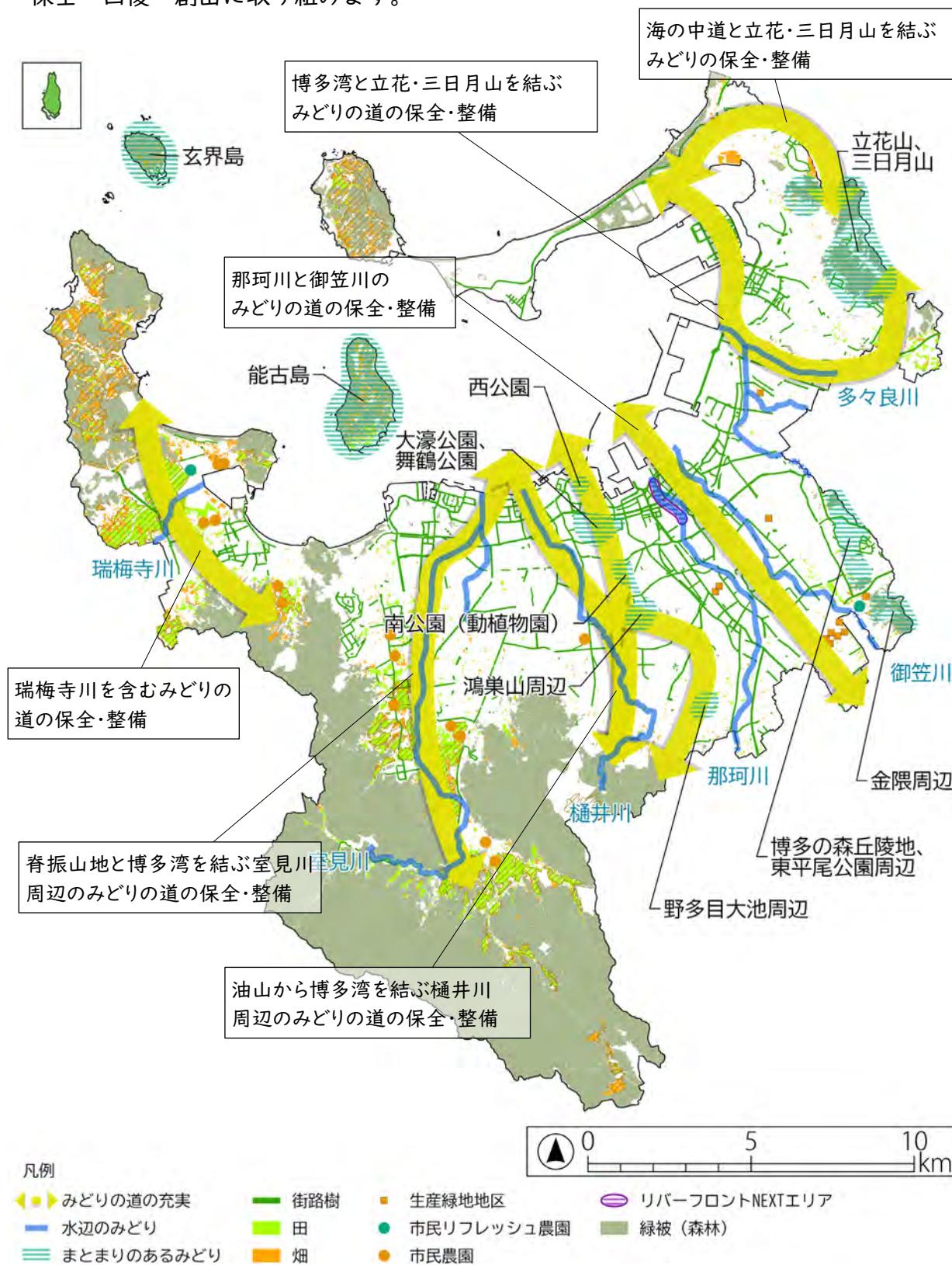


図 4-2 基本方向2の配置計画図

方針1 水辺のみどりを充実させる



水と緑の美しい景観を形成し、生物の生育・生息空間となる河川を保全するため、良好な水質の確保、適正な維持管理、みどりの創出を図るとともに、水に親しみ場の創出に取り組みます。



樋井川（樋井川橋付近）



那珂川と天神中央公園

① 河川の保全

<施策の基本的考え方>

- ・河川は流域住民の生活に密着した施設であるとともに、多様な生物の生息・生育空間であることから、多自然川づくり¹に取り組むことにより、生息・生育環境の保全や水質の改善を図り、自然豊かな河川の形成に努めます。
- ・河川の良好な水質の確保を図るため、水源となる樹林地の保全及び植生の維持に努めます。

② 河川敷の緑化

<施策の基本的考え方>

- ・河川敷の緑化は、良好な生態系の保全や都市のヒートアイランド現象を緩和するなど、生活環境に潤いと安らぎを与える役割があることから、自然環境に配慮しながら河川敷の緑化や公園的整備などを進めます。

③ 水辺環境の魅力づくり

<施策の基本的考え方>

- ・市民が身近にふれあえる水辺環境を創出するため、河川の持つ環境に配慮し、潤いや親しみのある環境整備を進めます。
- ・川に向かって開かれた、水辺を生かしたまちづくりの推進に向けて、公園の再整備などの水辺の魅力づくりに取り組みます。
- ・MICE²機能の集積や都心部の貴重な海辺空間など、地区の特性を生かし、市民や来訪者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組みます。

¹ 多自然川づくり：河川が本来持つ自然の働きや生態系を尊重しつつ地域の暮らしや文化との調和を図りながら川の環境を保全・再生する取組み。

² MICE：企業などの会議（Meeting）、企業などが行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったもの。

方針2 街中のみどりを充実させる



都市景観の向上や生物の生育・生息空間の確保に向けて、樹林地や街路樹などのみどりのネットワークの充実に取り組み、みどりの連続性を確保します。



特別緑地保全地区（鴻巣山）



街路樹（国体道路）※写真は市管理区間

① 樹林地の保全・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・市街地の中で良好な自然環境を形成する樹林地については、特別緑地保全地区や緑地保全林地区、市民緑地の指定など、永続性のあるみどりの確保に取り組みます。

② 街路樹の整備・管理

<施策の基本的考え方>

- ・街路樹は、都市景観の向上や環境の改善、生物の生息・生育空間の創出、防災機能の向上など、多様な役割を担っており、道路整備にあわせて計画的な植栽を進めることで、みどりのネットワークの充実を図ります。
- ・道路空間に応じて、郷土色豊かな常緑樹や、四季の変化を感じられる落葉樹など、樹木の特性を考慮しつつ、地域の要望も踏まえて樹種を選定することで、統一感と彩りのある街並みの形成を図りながら、福岡らしい魅力的な景観の創出に取り組みます。
- ・倒伏や落枝による事故を未然に防ぐために、定期的な剪定や除草、樹木医による診断、地域や樹種の特性に応じたパトロールなど安全確認を行います。

街路樹の整備・管理の方針

■街路樹の整備の方針

街路樹は、都市景観の向上や環境の改善、生物の生息・生育空間の創出、防災機能の向上など、多様な役割を担っています。そのため、緑化推進と歩行者の安全確保の観点から、基本的に道路整備にあわせて街路樹の植栽を行っており、一定の基準¹のもと計画的な植栽を進めることで、みどりのネットワークの充実を図ります。

○福岡らしい魅力的な景観の創出

道路空間に応じて、郷土色豊かな常緑樹や、四季の変化を感じられる落葉樹など、樹木の特性を考慮しつつ、地域の要望も踏まえて樹種を選定することで、統一感と彩りのある街並みの形成を図りながら、福岡らしい魅力的な景観の創出に取り組みます。

■街路樹の管理の方針

管理においては、街路樹の持つ多様な機能を十分に発揮できるよう、道路管理者等と連携し、適切な管理を行うとともに、安全で快適な道路空間の創出に取り組みます。

○安全・安心の確保

倒伏や落枝による事故を未然に防ぐために、定期的な剪定や除草、樹木医による診断、地域や樹種の特性に応じたパトロールなど安全確認を行います。

また、根上がりにより、安全に通行することが困難な場所については、道路管理者と連携しながら安全対策を行います。

○老齢化・大径木化した街路樹の更新等

老齢化・大径木化に伴い、様々な課題のある路線については、道路のバリアフリー化や舗装の改修などの再整備等の機会を捉え、地域の要望も踏まえながら街路樹の更新等を検討します。

○自然な樹形を保つための剪定

自然な樹形に整えることを目的とした剪定（基本剪定）を充実することで、街路樹を美しく保ち、都市景観の向上を図るとともに、快適な歩行空間の創出に取り組みます。

○市民・企業等の共働による管理

行政による適正な管理に加えて、市民や企業による落ち葉清掃や除草、花づくりなどの支援の促進など、多様な主体との共働による管理の充実を図ることで、市民や企業、行政が一体となり、街路樹のある美しい景観づくりに取り組みます。

¹ 「道路構造令」及び「福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」。

③ 公園の整備・管理

<施策の基本的考え方>

- ・公園の整備においては、みどりのネットワークの形成を考慮しながら、ゾーニングや樹種の選定などを行います。

④ 公共施設の緑化推進

<施策の基本的考え方>

- ・憩いや安らぎが感じられるみどり空間を創出するとともに、多くの市民の目に触れる壁面等も活用しながら、民間建築物の先導となる緑化に取り組みます。

⑤ 民有地の緑化促進

<施策の基本的考え方>

- ・都心部のオフィスビルをはじめ、全市域における一戸建の庭や壁面の緑化に加え、共同住宅の多い福岡市の特徴を踏まえ、共同住宅等のベランダの緑化に対して費用を助成するなど、緑化の支援に取り組みます。
- ・都心部においては、緑化や環境に配慮したビル計画に対して容積率緩和制度を活用し、緑化を促進します。
- ・民有地における優れたみどりの表彰や、優良緑地確保計画認定制度の取得促進など、多様な取組みにより、質の高いみどりの確保に努めます。
- ・地区計画や緑地協定、総合設計制度の活用などにより、みどりの確保や緑化の推進に取り組みます。

⑥ 街中の花壇の整備・運営

<施策の基本的考え方>

- ・市民・企業などの多様な主体と共に働く様々な仕組みにより、まちなかの公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ（空港・駅・港）などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。

⑦ 生物多様性の保全・回復・創出（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・国の30by30目標達成等のため企業等と連携し自然共生サイトの登録を推進します。
- ・国や福岡県等と連携し、特定外来生物¹の調査や防除に取り組むとともに、市民等への適切な情報発信を行い、特定外来生物による被害の未然防止を図ります。
- ・生物多様性の保全・回復・創出やその持続的な利用を実現するため、市民、企業、NPO、学校、学識経験者、行政など多様な主体が連携・共働して、生物多様性の重要性の社会への浸透を図り、行動につなげる取組みを推進します。

¹ 特定外来生物：海外から持ち込まれた生物のうち、生態系や人の健康、農林水産業に被害を及ぼす、またはそのおそれがあるものとして、外来生物法に基づき国が指定した生物。

方針3 農地を守り、農と親しむ



生物の生育・生息空間や水源かん養などの機能も果たし、みどりの風景の源である農地について、保全や活用に取り組みます。



農地（早良区 西）



市民農園（ファーム博多）

① 持続できる強い農業の推進

<施策の基本的考え方>

- ・農地の保全のため、農業振興地域整備計画に基づき、農地の適切な管理を行うほか、農業委員会等と連携し、農地の貸し手・借り手に関する情報の集約と活用に努めます。
- ・市街化区域においては、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する生産緑地制度を活用し、新たな生産緑地地区の指定や、指定後30年を経過する地区的特定生産緑地の指定により、都市農地の保全に努めます。
- ・ため池、井堰¹、水路、農道などの農業用施設の老朽化に伴う保全工事等を実施し、農業の機能持続を図ります。
- ・農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の持続的な発展に向け、新規就農者に対する支援や、多様な担い手などの人材の確保・育成を図ります。

② 農とふれあう機会の創出

<施策の基本的考え方>

- ・市内産農水産物の活用や農林水産まつり、農林体験などの市民が農業へ触れる機会の提供、情報発信などにより、市内産農産物に対する市民の理解や愛着を深め、地産地消を推進します。
- ・福祉事業所等と農家とのマッチングなど、障がい者等が農業分野で就労する農福連携に取り組むことで、農業生産の拡大や農地の適正管理を図るとともに、障がい者等の活躍の場の創出を図ります。
- ・農と都市との交流を促進するため、市内の農地を市民農園として開設のための支援など、市民農地の拡大を推進します。

¹ 井堰：河川の水をせき止めたり、流量を調整したりする構造物。

基本方向3 みどり豊かな拠点を創る

世界に誇れる都市の実現に向けて、様々な手法を用いて緑化を推進するなど、多様性に満ちた、質の高い、福岡市らしいみどりを市民・企業とともにつくります。

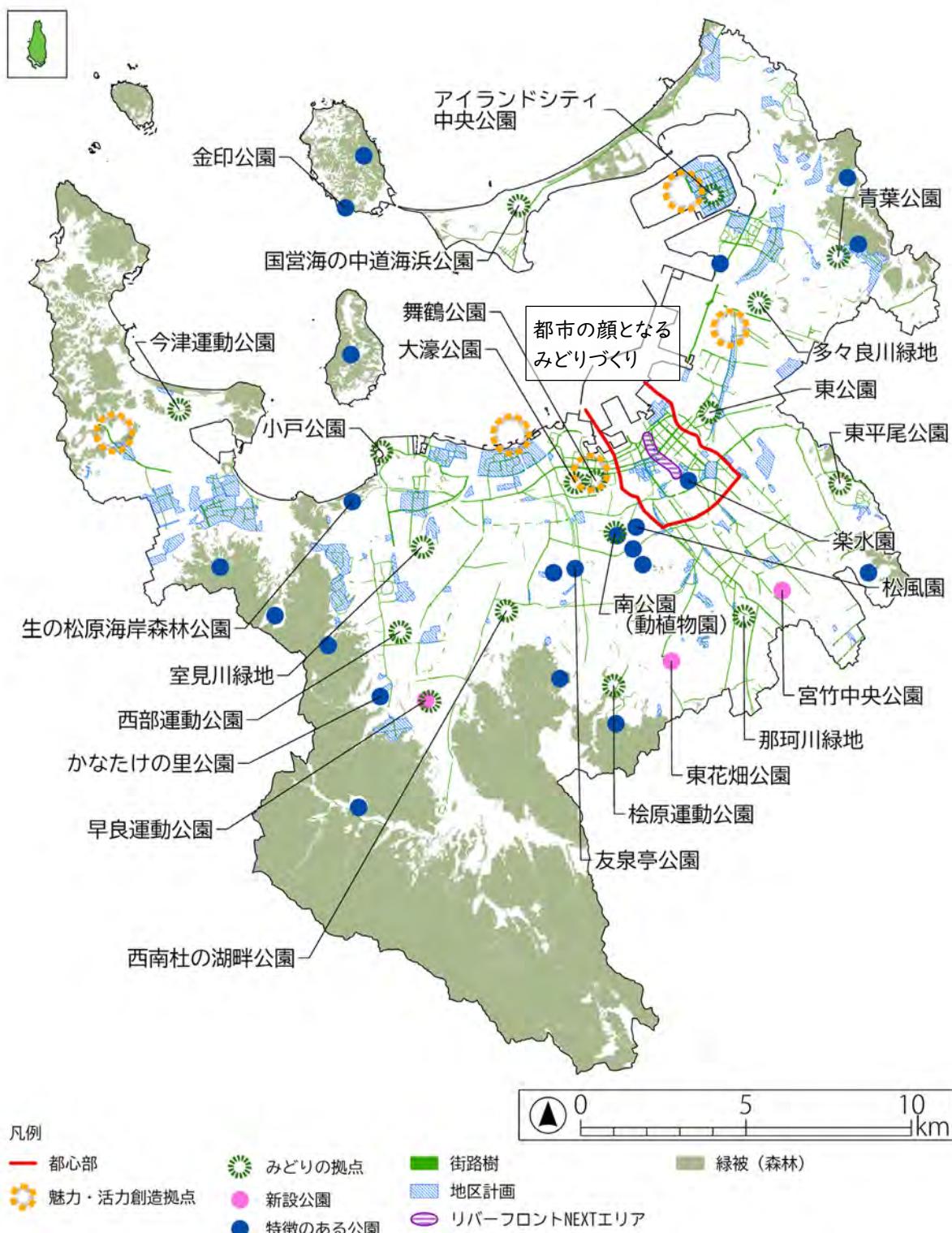


図 4-3 基本方向3の配置計画図

方針1 都心部などに象徴的なみどりをつくる

都心部や大規模な公園などにおいて、みどりあふれる個性と風格のある景観をつくり、憩いや賑わいのある魅力的なまちづくりを進めます。



舞鶴公園と大濠公園



福岡市植物園

① 民有地の緑化促進（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・都心部のオフィスビルをはじめ、全市域における一戸建の庭や壁面の緑化に加え、共同住宅の多い福岡市の特徴を踏まえ、共同住宅等のベランダの緑化に対して費用を助成するなど、緑化の支援に取り組みます。
- ・都心部においては、緑化や環境に配慮したビル計画に対して容積率緩和制度を活用し、緑化を促進します。

② みどりあふれる憩いや賑わいの拠点創出

<施策の基本的考え方>

- ・都心に近い貴重な緑地空間である大濠公園と舞鶴公園については、「セントラルパーク構想」に基づき、両公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客交流の拠点づくりに取り組みます。
- ・動植物園においては、レクリエーション・教育機能を高め、動植物の保護・繁殖を図るとともに、新しい時代にふさわしい、市民に親しまれる魅力的な施設とするため、リニューアルに取り組みます。特に植物園においては、花による共創のまちづくりを進めるための人材育成や共創の場づくりなど、一人一花運動の拠点としての機能強化を図ります。
- ・総合的なスポーツやレクリエーション施設を持った大規模公園の整備を進めながら、老朽化した施設においては新たなニーズなどを踏まえながら改修などに取り組みます。
- ・国営海の中道海浜公園については、緑豊かで広大な空間を最大限に活用した多様なレクリエーションの提供ができるよう、国と連携し整備を進めます。

③ 公共施設の緑化推進（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・憩いや安らぎが感じられるみどり空間を創出するとともに、多くの市民の目に触れる壁面等も活用しながら、民間建築物の先導となる緑化に取り組みます。

④ まちなか
街中の花壇の整備・運営

<施策の基本的考え方>

- ・市民・企業などの多様な主体と共に働く様々な仕組みにより、まちなかの公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ（空港・駅・港）などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。

コラム

セントラルパーク構想の推進

セントラルパーク構想は、舞鶴公園と大濠公園の一体的な活用を図り、市民・県民の憩いの場として、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点となる公園づくりを目指し、平成26年に福岡県と共同で策定した構想です。

都心部に近接した豊かな自然を有する貴重なオープンスペースであり、国史跡福岡城跡や鴻臚館跡、福岡市美術館などの歴史、芸術文化を感じられる場という両公園の特性を最大限に活用しながら、構想の実現に向けて取り組んでいます。



将来像イメージ

【基本的な方向性】

① 空間をつなぐ



園路整備等による回遊性の向上

② 時をたどる



歴史資源の復元整備・活用

③ 賑わいをつくる



イベント等による四季の魅力発信

④ みんなで育てる



市民との共働による桜の保護育成

方針2 歩いて楽しめる街並みをみどりでつくる



みどりを効果的に取り入れることで、市民や来訪者が潤いや安らぎを感じられ、歩いて楽しい街並みの創出に取り組みます。



緑陰による快適な歩行空間（リバlein通り）



四季を感じられる街並み（筑紫通り）

① 街路樹の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・気温上昇の抑制や緑陰の形成、二酸化炭素の吸収など、みどりが有する多様な機能を活用した快適な道路空間の実現をめざして、街路樹による道路緑化に取り組みます。
- ・道路空間に応じて、郷土色豊かな常緑樹や、四季の変化を感じられる落葉樹など、樹木の特性を考慮しつつ、地域の要望も踏まえて樹種を選定することで、統一感と彩りのある街並みの形成を図りながら、福岡らしい魅力的な景観の創出に取り組みます。
- ・倒伏や落枝による事故を未然に防ぐために、定期的な剪定や除草、樹木医による診断、地域や樹種の特性に応じたパトロールなど安全確認を行います。
- ・根上がりにより、安全に通行することが困難な場所については、道路管理者と連携しながら安全対策を行います。
- ・自然な樹形に整えることを目的とした剪定（基本剪定）を充実することで、街路樹を美しく保ち、都市景観の向上を図るとともに、快適な歩行空間の創出に取り組みます。
- ・行政による適正な管理に加えて、市民や企業による落ち葉清掃や除草、花づくりなどの支援の促進など、多様な主体との共働による管理の充実を図ることで、市民や企業、行政が一体となり、街路樹のある美しい景観づくりに取り組みます。

② 公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・人通りの多い都心部などの公園において、再整備の機会を捉えてさらなる緑化を図り、みどりによる居心地の良い空間の創出に取り組みます。

③ 水辺環境の魅力づくり（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・川に向かって開かれた、水辺を生かしたまちづくりの推進に向けて、公園の再整備などの水辺の魅力づくりに取り組みます。

④ 街中^{まちなか}の花壇の整備・運営

<施策の基本的考え方>

- ・市民・企業などの多様な主体と共に働く様々な仕組みにより、まちなかの公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ（空港・駅・港）などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。

方針3 身近な場所に魅力的なみどりをつくる



まちの特徴を踏まえ、公園の整備・管理に取り組むとともに、公共施設や民有地など、様々な場所でみどりによる彩りや潤いが感じられるまちづくりに取り組みます。



公園の拡張整備（桧原桜公園）



特色のある公園（かなたけの里公園）

① 公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・街区公園や近隣公園などの市民に身近な公園については、公園の配置状況など校区特性を踏まえながら、適正な配置に取り組みます。福岡市においては、まとまった公園用地の確保が困難であることから、公共施設の廃止などの様々な機会を捉えながら、用地の確保に努めるなど、財政負担も考慮しながら検討します。
あわせて、周辺環境や地域ニーズの変化などにより、整備当初に想定されていた効果を十分発揮できなくなっている公園は、校区の特性や地域の意見などを踏まえながら、機会を捉えて公園区域の拡張や、機能、敷地の再編・集約を検討します。
- ・歴史を学べる公園（金印公園・友泉亭公園など）や自然を感じられる公園（かなたけの里公園・生の松原海岸森林公园など）、動植物園などの特色のある公園については、その個性を活かす整備や管理を行うとともに、イベントや情報発信などの啓発を図ります。

公園の整備・管理の方針

■公園の整備の方針

公園は、都市公園法や福岡市公園条例等に基づき、以下の種別に分類しています。

また、公園の配置に当たっては、市民が身近に利用できる公園をバランス良く配置するために、公園の種別毎に配置方針を定めています。

【身近な公園】

・幼児公園

街区公園の一種であり、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園です（面積は原則 0.1ha 未満）。主に一定規模以上の民間の開発行為等により設置される、街区公園を補完する公園です。

例:香椎4号公園、東光1号公園、六本松2号公園、花畠2号公園、田島1号公園、曙公園、周船寺1号公園など

・街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

面積 0.1ha 以上、1 小学校区に 4 箇所を原則としつつ、校区の特性に応じて配置します（標準面積 0.25ha、誘致距離 250m）。

例:名島南公園、大浜公園、西町公園、長住北公園、油山北公園、百道浜東公園、北原中公園 など

・近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

面積は 1ha 以上、1 小学校区に 1 箇所を原則としつつ、校区の特性に応じて配置します（標準面積 2ha、誘致距離 500m）。

例:香椎浜北公園、下月隈公園、警固公園、野間大池公園、片江中央公園、重留中央公園、野方中央公園 など

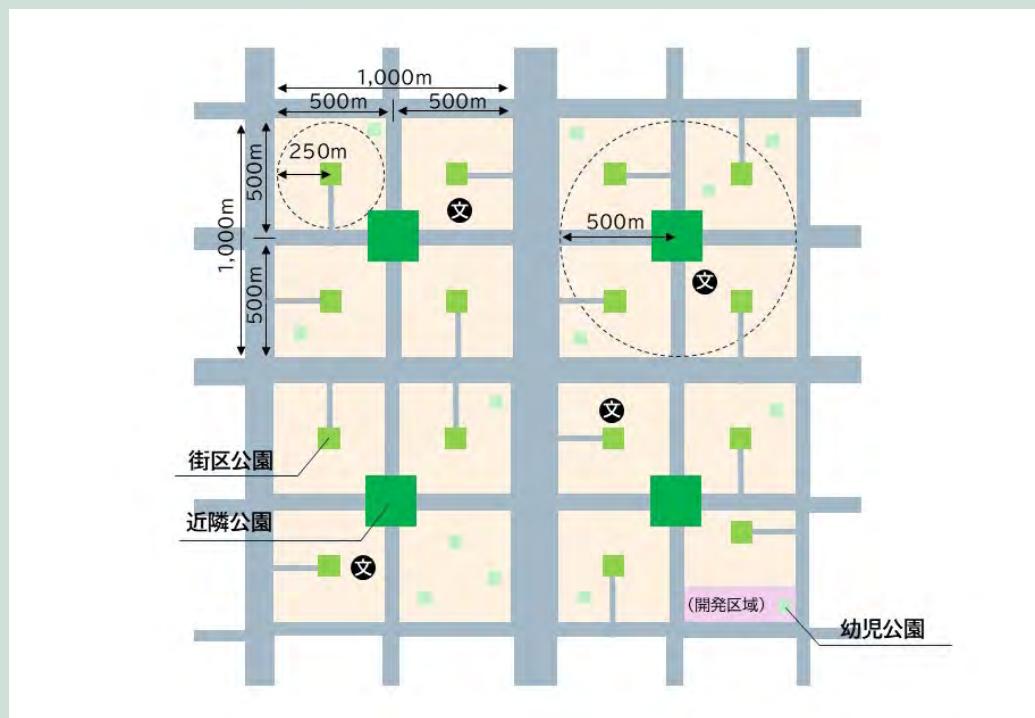


図 4-4 都市公園等配置モデルパターン

【大規模な公園】

・地区公園

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

敷地面積4haを標準として定めることとしており、各区に2~3カ所または都市基幹公園（総合公園、運動公園）を補完する場所に原則として配置します。

箱崎公園、香椎浜公園、名島運動公園（県）、汐井公園、山王公園、大井中央公園、上月隈中央公園、西油山公園、百道中央公園、生松台中央公園

・総合公園

市民全般の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園です。山すそ部やため池等の地域の自然・文化的特徴を活かした場所、広域的な利用が可能な場所に配置します。

アイランドシティ中央公園、青葉公園、東公園（県）、東平尾公園、舞鶴公園、大濠公園（県）、南公園、西南杜の湖畔公園、小戸公園

・運動公園

市民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園です。

多々良川緑地、那珂川緑地、桧原運動公園、室見川緑地、早良運動公園、西部運動公園、今津運動公園

総合的なスポーツやレクリエーション施設をもった地区公園や総合公園、運動公園については、全市的な配置バランスを考慮しながら整備を進めます。

また、老朽化した施設の更新や既存施設の拡張の検討を行います。

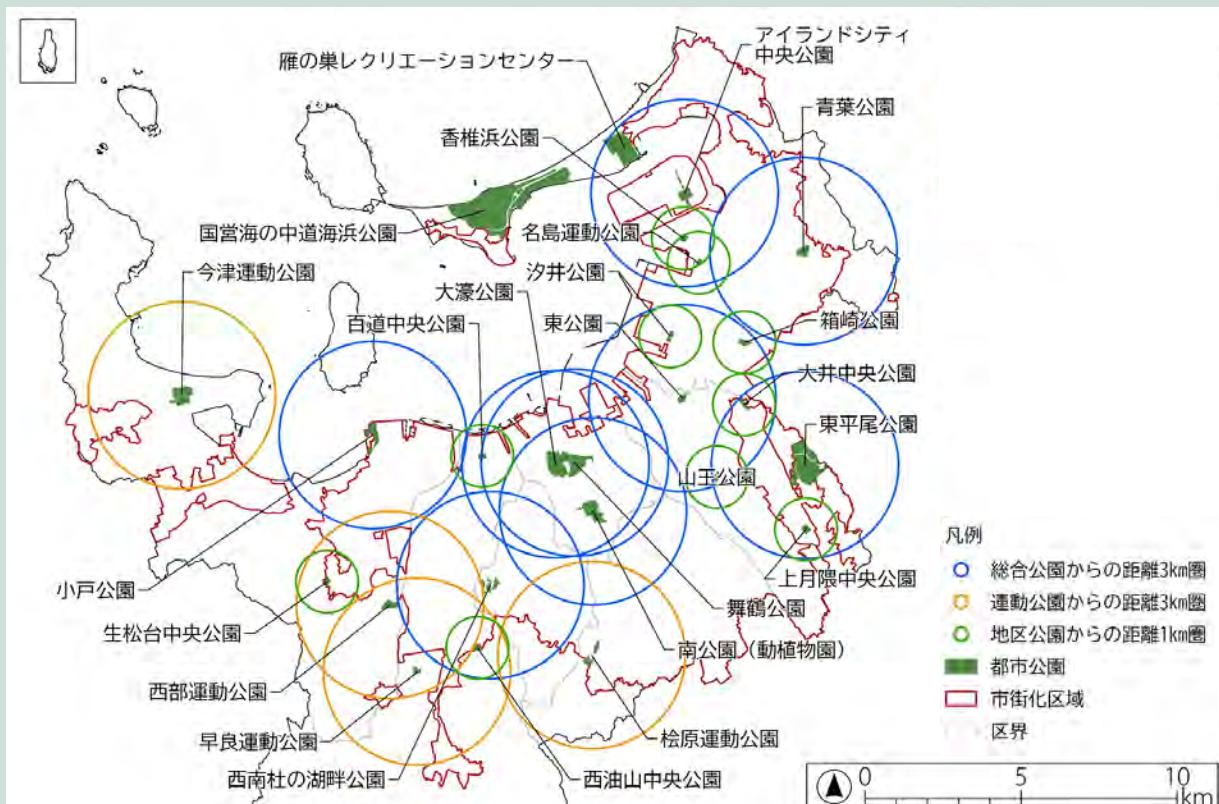


図4-5 大規模公園の配置状況

【特殊公園】

・風致公園

主として風致を享受することを目的とする公園です。眺望の良い樹林地やため池、海岸の松林等に配置します。

青葉の杜公園、名島城址公園、西公園（県）、平尾大池公園、柏原公園、鬼面池公園、片江風致公園、曲渕ダムパーク、徳永南公園、今宿森林公園、生の松原海岸森林公園、能古島公園、かなたけの里公園

・墓園

その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園です。市東部、中部、西部に配置します。

三日月山霊園、平尾霊園、西部霊園

・歴史公園

史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的とする公園です。文化財の立地に応じて配置します。

金印公園、金隈遺跡公園、友泉亭公園

・動植物公園

動物園、植物園等特殊な利用に供される公園を配置します。

花畠園芸公園

【その他の都市公園】

・国営海の中道海浜公園

一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する公園で、広域レクリエーション需要を充足することを目的としています。

規 模：539.4ha（うち415.9ha開園、雁の巣レクリエーションセンターを含む）

施設概要：広場、園路、駐車場、遊戯施設、ホテル、プール、海洋生態科学館、青少年海の家等

・都市緑地

都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るための緑地です。

特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定と調整しつつ、都市内に適宜配置します。

（標準面積0.1ha以上 ※既成市街地等における良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により

都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るための緑地は0.05ha以上）

例：和白1号緑地、東光寺緑地、福浜7号緑地、平和東緑地、梅林緑地、西新北緑地、生ノ松原緑地など

・緑道

災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地です。

（標準規模 幅員10~20m）

例：筥崎緑道、那珂緑道、梅光園緑道、那珂川河畔公園、一本松川緑道、百道1号緑道、愛宕浜緑道など

■公園の管理方針

公園の管理においては、様々な手法を用いて、適切な維持管理及び運営を行っています。維持管理については、利用者の安全確保を最優先とし、誰もが安心して快適に利用できる環境づくりに取り組みます。運営については、みどりを「創る・守る」に「活かす・育てる」という新たな観点を加えることで、より使われる公園になるよう取り組みます。これらにより、公園の魅力や資産価値を高めることで、市民の Well-being の向上を図ります。あわせて、公園 DX 等も活用しながら、効率的な管理に取り組みます。

○公園の種別や特性等に応じた管理

街区公園や近隣公園などの地域に身近な公園については、多様化する地域のニーズに迅速かつ的確に対応するため、市民生活に密着したサービス提供を行う各区役所が管理を行います。また、総合公園や運動公園など、市民はもとより市外からの利用者も想定される公園については、指定管理者制度の導入を行い、各公園の特性を踏まえた、民間ノウハウを活かした、きめ細かな管理を行います。

○安全・安心の確保

公園の遊具やベンチなどの施設の維持管理については、日常的な巡回点検に加え、専門技術者による定期的な安全点検を実施します。また、老朽化した施設については、長寿命化計画を踏まえ計画的な補修や改修、更新等に取り組みます。

植栽管理については、樹木の剪定や低木の刈込み、除草などにより、公園内の見通しの確保に努め、地域の目が届き安全で安心して利用できる公園づくりに取り組みます。また、老齢化・大径木化に伴い、様々な課題がある樹木については、地域の意見を伺いながら樹木の更新等を検討します。

○官民連携による利活用の推進

公園に対して親しみや愛着をより感じてもらうため、公園愛護会制度やコミュニティパーク事業、公園協議会制度などを活用し、市民・企業等の多様な主体との共働による利活用の推進に取り組みます。また、Park-PFI 制度の活用など、公園の賑わいづくりへの民間事業者の参画の促進や、公園内の花壇活動を支援する仕組みなど、民間活力を活かし、魅力あふれる公園づくりに取り組みます。

○みどりの資産の有効活用

グリーンインフラである公園を「みどりの資産」として捉え、憩いや運動、健康・福祉の増進など、多様な利活用の推進により、社会課題の解決に寄与する取組みを進めます。また、公園の管理等の充実を図るために、公園のネーミングライツ¹や企業協賛による花壇の設置、クラウドファンディング²の活用など、経営的視点を取り入れたみどりの資産の有効活用に取り組みます。

¹ ネーミングライツ：企業などが公共施設やイベントの名称に自社名などを付ける権利を取得すること。

² クラウドファンディング：一般に「新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集めること」のこと。

② 公共施設の緑化推進（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・憩いや安らぎが感じられるみどり空間を創出するとともに、多くの市民の目に触れる壁面等も活用しながら、民間建築物の先導となる緑化に取り組みます。
- ・公共公益施設については、特に多くの市民が訪れる区役所や地下鉄等において、緑化協議等により、緑化や既存の樹木の保全を積極的に推進し、一定以上の緑の面積の確保と、質の高い緑化を推進します。

③ 民有地の緑化促進（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・都心部のオフィスビルをはじめ、全市域における一戸建の庭や壁面の緑化に加え、共同住宅の多い福岡市の特徴を踏まえ、共同住宅等のベランダの緑化に対して費用を助成するなど、緑化の支援に取り組みます。
- ・地区計画や緑地協定、総合設計制度の活用などにより、みどりの確保や緑化の推進に取り組みますによる緑化の推進に取り組みます。

④ 街中^{まちなか}の花壇の整備・運営

<施策の基本的考え方>

- ・市民・企業などの多様な主体と共に働く様々な仕組みにより、まちなかの公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ（空港・駅・港）などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。

基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす

今後の社会情勢を踏まえ、多様な主体の参画のもと、公園の適正な管理や利用ルールの柔軟化を図るなど、誰もが自分らしく健康で豊かな生活を楽しめるみどりづくりを進めます。

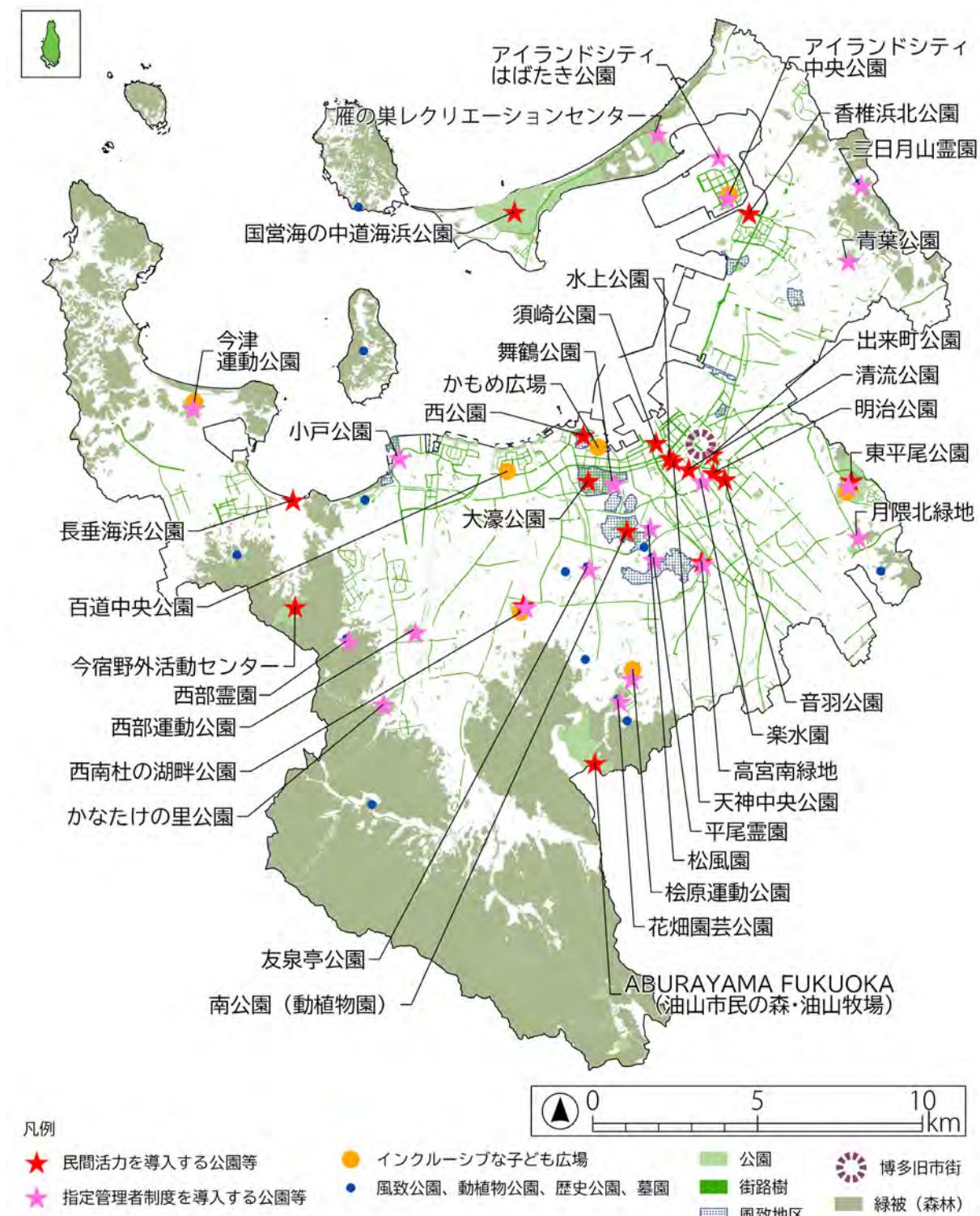


図4-6 基本方向4の配置計画図

方針1 みどりで誰もが愛着を持てるまちをつくる



多様な主体の参画のもと、使いやすく利用してもらえるような公園等の整備を進めるとともに、管理や運営体制の充実を図ることで、みんなに親しまれるみどりづくりに取り組みます。



子どもが遊べる広場の整備（百道中央公園）



公園の利用ルールづくりの検討（下月隈中央公園）

① 公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・街区公園や近隣公園などの地域に身近な公園の整備については、整備内容や地域の実情に応じてワークショップを開催し、あらゆる年齢層の幅広い参加を促し、地域が主体となった公園づくりを進めます。
- ・誰もがお互いを理解し安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができるインクルーシブ¹な子ども広場の整備に取り組むとともに、さらなる充実に向けて検討を進めます。
- ・公園愛護会活動やコミュニティパーク事業など、地域や企業等と連携した取組みにおいて、様々な支援により、公園の利活用の推進に取り組みます。
- ・足腰にやさしい舗装材を使ったウォーキングやジョギングルートの整備、ストレッチなどができる遊具の設置について、地域の意見を伺いながら、健康づくりに寄与する公園づくりに取り組みます。
- ・魅力あふれる公園づくりをめざすため、Park-PFI制度や指定管理者制度等の民間活力を導入しながら、花や緑で彩られた居心地の良い空間や賑わいと憩いの場の創出に取り組みます。
- ・公園でのイベント申請のオンライン化や、公園施設の利用料金のキャッシュレス化など、新たな技術を導入しながらデジタル化・DX化を積極的に推進することで、市民サービスの向上を図ります。

¹ インクルーシブ:inclusive。包摂的。

② 街路樹の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・道路空間に応じて、郷土色豊かな常緑樹や、四季の変化を感じられる落葉樹など、樹木の特性を考慮しつつ、地域の要望も踏まえて樹種を選定することで、統一感と彩りのある街並みの形成を図りながら、福岡らしい魅力的な景観の創出に取り組みます。
- ・行政による適正な管理に加えて、市民や企業による落ち葉清掃や除草、花づくりなどへの支援の促進など、多様な主体との共働による管理の充実を図ることで、市民や企業、行政が一体となり、街路樹のある美しい景観づくりに取り組みます。

コラム

インクルーシブな子ども広場

「インクルーシブな子ども広場」とは、年齢や性格、障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して自分らしく遊ぶことができる場所を目指して、市が整備を行っている遊び場です。インクルーシブとは「全てを包み込む」を意味する言葉です。

令和3年から令和5年にかけての検証やアンケート調査などの結果を踏まえて、令和5年に「インクルーシブな子ども広場整備指針」を策定し、整備を進めています。

インクルーシブな子ども広場の整備にあたっては、それぞれで何度もワークショップを開催し、地域住民や障がいのある子どもを持つ保護者などのみなさまと一緒に整備プランを作成しています。



車いすからも移乗しやすい乗り込み高さで、寝そべっても乗れるお椀型の回転遊具
年齢差のある子どもと一緒に楽しめる



柵の代わりにもなるベンチ
あらゆる方向から子どもを見守れるとともに、子どもの飛び出しの抑止が期待できる



小さいお子さんや体幹の弱い子でも楽しめる
ざる型のブランコ。保護者や兄弟と一緒に
遊ぶことのできる二人用タイプもある



音声案内や介助用の大型ベッド、
オストメイト施設などが設置された
バリアフリートイレ

方針2 みどりで生活に彩りや潤いをもたらす



みどりを大切にし、資産として有効活用することで、身近な生活において、安らぎを感じられる、癒しのあるまちづくりを進めます。



おもてなし花壇（天神地区）



公共施設の木造化
(照葉はばたき公民館・老人いこいの家)

① まちなかの花壇の整備・運営（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・市民・企業などの多様な主体と共に働く様々な仕組みにより、まちなかの公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ（空港・駅・港）などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。

② みどりの資産の有効活用

<施策の基本的考え方>

- ・グリーンインフラである公園や街路樹などを「みどりの資産」として捉え、憩いや運動、健康・福祉の増進など、多様な利活用の推進により、社会課題の解決に寄与する取組みを進めます。
- ・みどりの管理や整備の充実を図るため、公園のネーミングライツや企業協賛による花壇の設置、駐車場の有料化、みどりの基金、グリーンボンド、クラウドファンディングの活用など、経営的視点を取り入れたみどりの資産の有効活用に取り組みます。
- ・CO₂吸収の役割を担う森林を維持し、その働きを高める間伐等の適正管理を進めるとともに、創出されたクレジットを販売することで福岡市の森林整備に活用します。
- ・CO₂を炭素として固定した木材の利用を推進するため、公共施設の木造化や内装等の木質化などに取り組みます。
- ・間伐等で発生した木材等のチップ化や落葉の堆肥化などの活用に取り組むとともに、公共工事に伴い発生する移植木を活用した取組みを進めます。
- ・公園等への電源や排水施設等の整備や、特定の公園における分かりやすい使用料の設

定など、公園の賑わいづくりへの民間事業者の参画を促進します。

- ・みどりに関連する地場企業の海外進出の支援など、みどりを活用した雇用の創出等に取り組みます。
- ・デジタル技術を活用し、公園や街路樹などのみどりに関するデータの収集・蓄積に取り組むとともに、そのデータを分析することで、市民に対するみどりのデータの見える化やデータに基づいた施策の分析など、みどりに関する業務のデジタル化・DX化を推進します。

コラム

みどりの資産に応じた有効活用

福岡市では、公園や街路樹などのみどりを資産として捉え、有効活用を図ることを目的として、平成28年に「福岡市みどりの経営基本方針」を策定しました。

本計画は、この方針を取り入れた上で、昨今の社会動向を踏まえてアップデートしており、みどりの資産のさらなる有効活用を図るものとしています。

今後、多様なみどりの役割を最大限に発揮するためには、個々のみどりにおいて、土地の特性や利用者のニーズ等を把握しながら、望ましい将来像を実現することが重要です。



図4-7 みどり資産の分類とそれぞれの目指す将来像



方針3 みどりでまちに風格を与える

鴻臚館跡・福岡城跡のある舞鶴公園や志賀島の金印公園、身近な場所に存在する社寺林や保存樹、山林や海岸林の美しい自然景観など、歴史的背景や文化的価値のあるみどりを守り、継承するとともに、みどりを通した文化的な生活を育み、風格あるまちを醸成します。



保存樹（住吉神社）



高宮南緑地

①法律・条例等によるみどりの担保

<施策の基本的考え方>

- ・神社・寺院周辺の社寺林などの歴史を感じられるみどりについては、特別緑地保全地区や緑地保全林地区、市民緑地の指定などにより保全するとともに、歴史・伝統文化の体験や観光情報発信など、観光拠点づくりにも取り組みます。
- ・風致地区や景観計画による基準に基づき緑化や緑地保全の協議・指導を徹底し、自然環境と調和のとれた都市景観の維持に取り組みます。
- ・民有地の大木・名木である保存樹については、所有者が適切に維持管理できるよう支援します。
- ・標高80m未満の山すそのみどりについては、自然豊かな風景を維持するため、無秩序な開発の抑制に取り組みます。
- ・国定公園や保安林等の指定により大半が保全されている生の松原や和白、奈多、三苦などの海岸の松林の良好な自然の海岸線を守り育てます。
- ・開発時における指導の際には、樹木の育成空間の確保により樹木の大木化を進めるなど、都市の風格づくりを進めます。

②公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・自然環境や歴史資源を活かすため、文化施設と公園の一体的整備や、史跡・遺跡の公園的整備などを進めるとともに、歴史的建造物を活用したおもてなしや交流の場の創出を図るなど、歴史を感じられる公園づくりに取り組みます。
- ・舞鶴公園・大濠公園については、「セントラルパーク構想」に基づき、都心に近い貴

重な緑地空間として水と緑の保全に取り組むとともに、国史跡である鴻臚館跡・福岡城跡などの歴史資源を活かした公園づくりに取り組みます。

基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える

災害に強いまちづくりを進めるため、みどりの持つ防災機能を高め、グリーンインフラを推進するとともに、災害時の危機管理体制や地域防災力の強化、日常生活におけるみどりの安全確保を図ります。

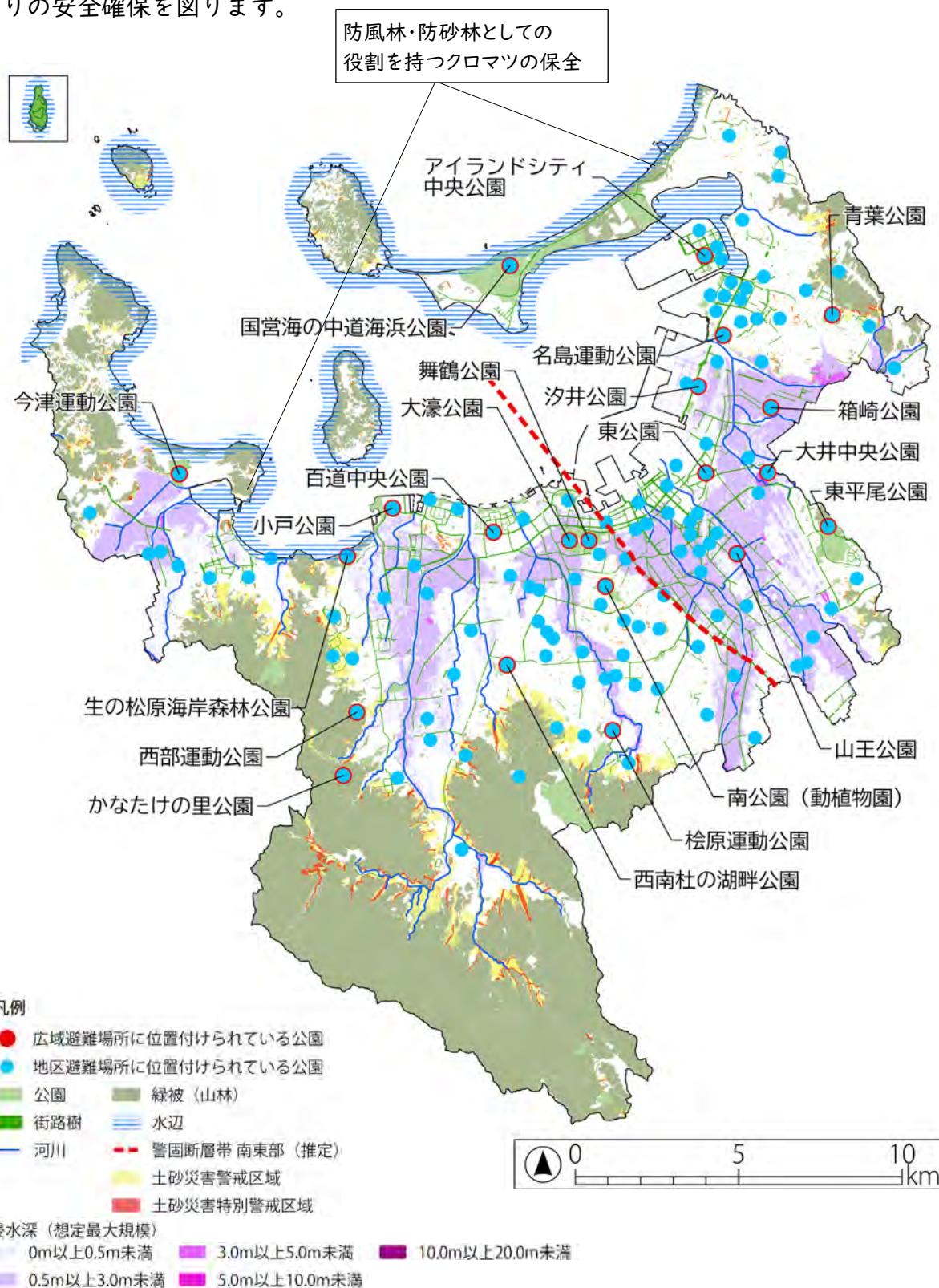


図 4-8 基本方向5の配置計画図

方針1 災害を防止するみどりを充実する



雨水流出の抑制（浸水被害の軽減）や防風、土砂流出防止、延焼防止、潮害防止など、様々な防災機能を高めるため、グリーンインフラとして、みどりの保全や整備、適正な維持管理に取り組みます。



森林の保全（生の松原）



河川の改修（周船寺川の拡幅）

① 森林の保全・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・間伐等による手入れや良好な林床の維持を行い、災害に強い森林づくりに取り組みます。
- ・水源かん養林の機能維持増進を図るため、スギやヒノキの人工林を主伐し、広葉樹等の苗木を植樹して針広混交林化を促進するとともに、根が浅く繁茂しやすい竹類等を伐採するなど、計画的な整備を行います。

② 樹林地の保全・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・樹林地を保全するとともに、間伐や枯れ枝の撤去など、適正に維持管理を行うことで、雨水流出の抑制による浸水被害軽減や土砂災害防止など、防災・減災の機能維持・向上に努めます。

③ 公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・豪雨時の雨水流出抑制のため、グリーンインフラの観点から緑化を進めるとともに、透水性舗装や浸透側溝などの整備を進め、災害の備えとなる公園づくりを進めます。

④ 街路樹の整備・管理（再掲）

＜施策の基本的考え方＞

- ・街路樹には、大規模火災発生時の延焼防止や、震災時の建物倒壊の抑制など、多様な役割を担っています。そのため、道路整備にあわせて計画的な植栽を進めるとともに、定期的な剪定や樹木医による診断など、管理の充実により保全に努め、市街地の防災・減災機能の維持・向上に努めます。

⑤ 河川の保全（再掲）

＜施策の基本的考え方＞

- ・大雨による河川の氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図るため、護岸の整備等の河川改修を推進します。また、排水機場¹など老朽化した施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕・更新を進めます。
- ・二級河川を管理する県に対しては、適切な維持管理及び改修を要望するなど、流域治水の推進に向けて、県とも連携し災害の防止に努めます。

⑥ 農地の保全

＜施策の基本的考え方＞

- ・市街化区域においては、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する生産緑地制度を活用し、新たな生産緑地地区の指定や、指定後30年を経過する地区的特定生産緑地の指定により、都市農地の保全に努めます。
- ・ため池、井堰、水路、農道などの農業用施設の老朽化に伴う保全工事等を実施し、農業の機能持続を図ります。

⑦ 博多湾の環境保全（再掲）

＜施策の基本的考え方＞

- ・国定公園や保安林等の指定により大半が保全されている生の松原や和白、奈多、三苦などの海岸の松林の良好な自然の海岸線を守り育てます。
- ・防風・防砂や景観形成に重要な松林において、松くい虫防除対策を実施し、松林の保全・再生に努めます。

¹ 排水機場:ポンプにより堤防を横断して内水又は河川水を排除するために設けられる施設。

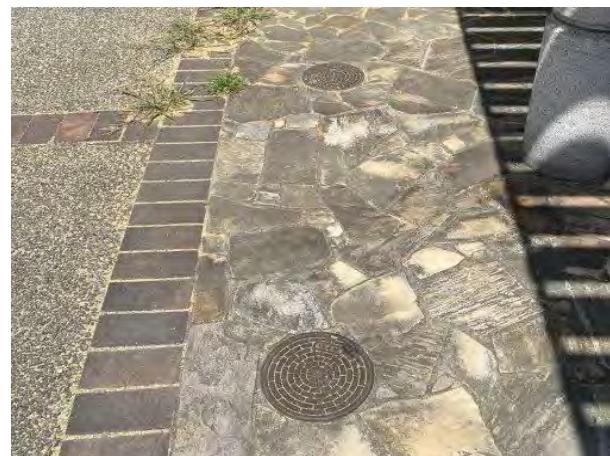
方針2 災害時に機能するみどりをつくる



災害時の避難場所や避難路となるみどりの確保や、災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を発揮する公園づくり、災害時の防災拠点となる公園の周知などに取り組みます。



防災意識を高めるイベント（舞鶴公園）



マンホールトイレ（大浜公園）

① 公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・市民等が災害の危険から命を守るために緊急的に避難する地区避難場所となる近隣公園など、地域に身近な公園を整備するとともに、地区避難場所よりもさらに安全性が高い場所として広域避難場所となる総合公園や運動公園など、大規模なオープンスペースを有する公園も整備します。

② 災害時の協力体制の強化

<施策の基本的考え方>

- ・災害対策基本法に基づく団体との「防災活動に関する基本協定」に基づき、公園内のがけ崩れへの対応など、被災した公園などの施設の復旧や応急処理などの災害時における緊急的な防災活動の協力体制を強化します。
- ・災害時に発生する家庭の災害ごみの受入れとしての一次仮置場の設置など、災害時の協力体制の強化を図ります。
- ・都市の防災機能の強化のため、災害時に避難空間や復旧用資材置場として活用可能となる防災協力農地としても登録される生産緑地地区の保全や新たな指定に取り組みます。

③ 地域防災力の向上

<施策の基本的考え方>

- ・公園については、地域との協定の締結等により防災設備（かまどベンチやマンホールトイレ等）や防災倉庫を設置できることなど、防災機能に関する制度の周知や啓発に取り組みます。
- ・地域における災害対応能力の向上を図るため、地域による避難行動要支援者への支援や自主防災活動への支援などに取り組みます。
- ・地域の防災意識の高揚を図るため、出前講座等による防災拠点の周知や、防災講習の開催、学校における防災教育の推進等により、市民の防災知識の普及に取り組みます。
- ・災害等の緊急時において、公園が救援・復興活動の拠点として機能するよう、平常時から公園愛護活動や花壇づくり活動の支援などを通して、地域や企業等と密に連携した体制づくりを進めます。

方針3 誰もが安全に利用できるみどりを広げる



公園利用者の安全確保や防犯機能の強化、地域の見守り体制構築など、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が安全・安心に生活できる環境づくりに取り組みます。



公園のバリアフリー（スロープや手すりの設置）



多言語に対応した公園内の看板

① 公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え方>

- ・公園の新規設置や再整備においては、子どもが安心して遊べる空間や、親が安心して子どもを見守り快適に時間を過ごすことができる居場所等を確保します。
- ・公園の遊具やベンチなどの施設の維持管理については、日常的な巡回点検に加え、専門技術者による定期的な安全点検を実施します。また、老朽化した施設については、長寿命化計画を踏まえ計画的な補修や改修、更新等に取り組みます。
- ・植栽管理については、樹木の剪定や低木の刈込み、除草などにより、公園内の見通しの確保に努め、地域の目が届き安全で安心して利用できる公園づくりに取り組みます。
- ・ユニバーサルデザイン¹の理念に基づき、公園のバリアフリー化などを進め、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが思いやりをもち、すべての人々にやさしいまちの実現をめざします。
- ・外国人観光客などの幅広い公園利用者に向けて、園内サインや看板等により公園のルールを周知するなど、公園におけるモラル・マナーの向上を図り、安全で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます。

② 地域防犯力の向上

<施策の基本的考え方>

- ・地域による清掃や花づくりなどの活動の促進により、地域の見守りの目を増やします。
- ・地域、警察、事業者、関係団体等と連携して、街頭防犯カメラ設置の支援等、防犯施策を推進します。

¹ ユニバーサルデザイン：年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていくこうとする考え方。

基本方向6 行政・市民・企業など 多様な主体がみどりのまちづくりに携わる

花と緑あふれるまちづくりに向けて、行政・市民・企業など多様な主体による活動の輪を広げるため、様々な啓発事業を実施するとともに、活動の場づくりや支援の充実、人材の育成を進めます。

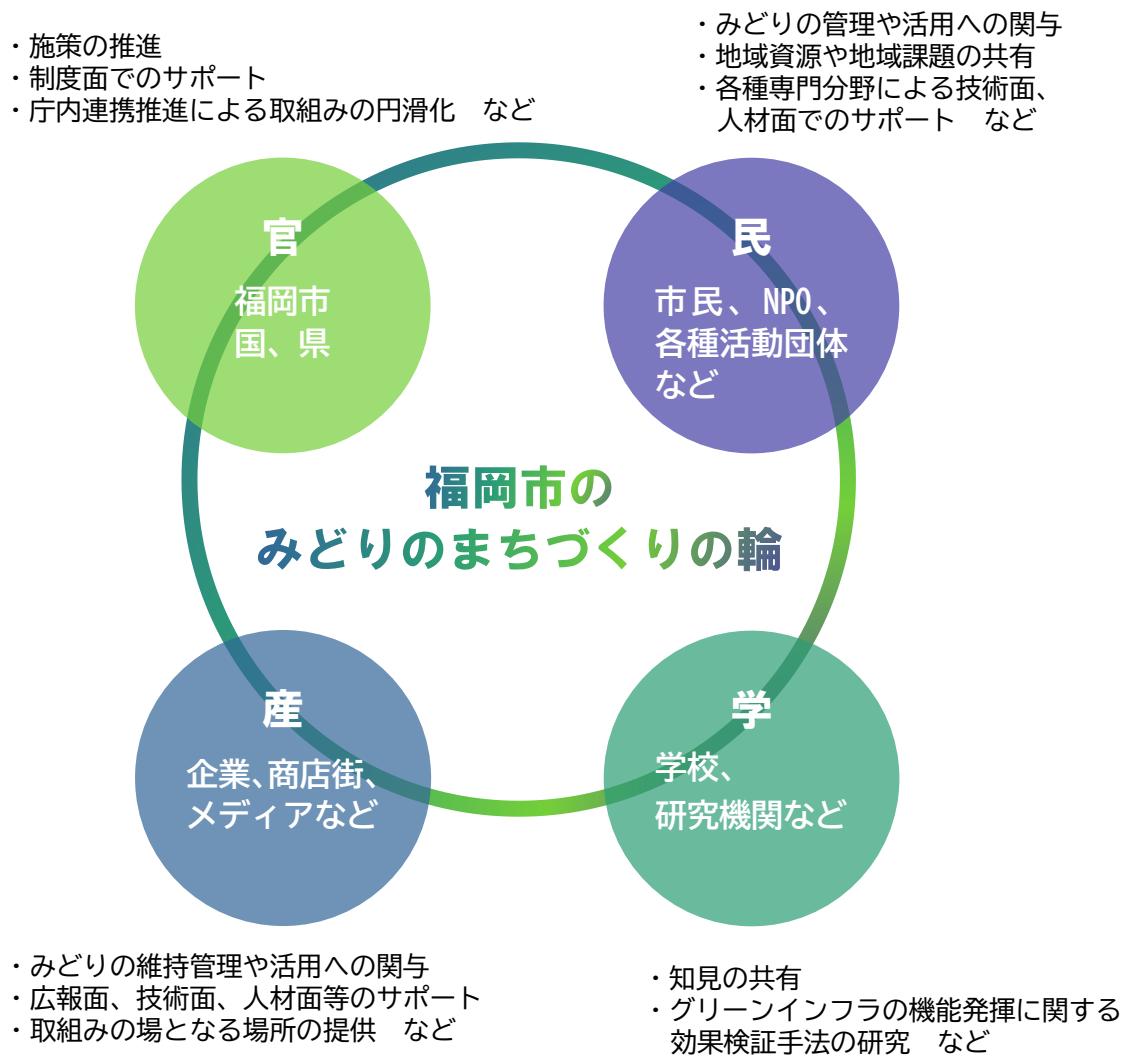


図 4-9 基本方向6の概念図

方針1 みどりに関心を持つきっかけを増やす



みどりに関わりを持ち、みどりを知る機会を創出することで、みどりのまちづくり活動を始めたくなるきっかけづくりに取り組みます。



福岡城さくらまつり
(舞鶴公園)



地域との街路樹の植樹運動
(博多区 雑餉隈)

第4章

①みどりに関するイベントの充実や情報発信の強化

<施策の基本的考え方>

- ・歴史資源や四季折々の花々を活かし、様々な人が魅力と感じられるような、多様な視点やアプローチを取り入れたイベントなどの充実に取り組みます。
- ・緑のコーディネーターの講座など、多様な主体が自主的に取り組む、花や緑に关心を持つきっかけとなる機会の創出を支援します。
- ・情報発信においては、ホームページやSNSなどを活用するとともに、企業との連携による情報発信など、多様な手法を通して発信力の強化を図ります。

②市民・企業などとの共働による植樹運動

<施策の基本的考え方>

- ・市民や企業などによるみどりづくりをより一層推進していくため、市民への苗木配布や、市民や企業と連携した植樹などに取り組みます。

③環境学習の推進

<施策の基本的考え方>

- ・公園や森林などのみどりづくりにおいては、ワークショップや説明会を開催するなど、市民等がみどりに親しむ機会を創出します。
- ・自然公園や里山・里海など豊かな自然環境や、油山牧場、背振少年自然の家などの市有施設を活用した環境教育カリキュラムの充実などに取り組みます。
- ・地域の自然環境等を活かした体験学習や、副読本、ICTの活用等による環境教育プログラムや教材の充実などを通して、子どもたちの環境意識を育みます。

方針2 みどりのまちづくり活動への参加を促進する



多様な主体が活動に参加しやすい場づくりや、活動の促進、継続のための支援に取り組みます。



森林でのワークショップ
(鴻巣山)



地域・企業による花壇づくり
(博多区 東光)

① 多様な主体が活動できる環境の創出

<施策の基本的考え方>

- ・みどりのまちづくり活動において、個人単位で気軽に参加できる仕組みや、地域に住む外国人が参加しやすい場づくりなど、多様な主体が取り組みやすい環境づくりに取り組みます。
- ・植物園は、花や緑に関する啓発や指導・相談などの機能を活かして、みどりのまちづくり活動を支援するとともに、花による共創のまちづくりを進めるための人材育成や共創の場づくりなど、更なる機能の強化に取り組みます。

② 持続可能な管理体制の構築

<施策の基本的考え方>

- ・多様な主体によるみどりのまちづくり活動を持続可能なものとするため、行政はもとより企業等と連携し、活動を支援する仕組みの充実を図ります。
- ・公園愛護会制度やコミュニティパーク事業、公園協議会制度などを活用し、市民・企業等の多様な主体との共働による利活用を推進することで、公園の管理体制の充実を図ります。

方針3 みどりのまちづくり活動の輪を広げる



専門知識や技能を持ったみどりのまちづくりを牽引するリーダー的人材の育成や、みどりに関する多様な主体との連携強化に取り組みます。



緑のコーディネーター養成講座
(福岡市植物園)



ガーデナー講座
(福岡市植物園)

① みどりに携わる人材の育成

<施策の基本的考え方>

- ・多様な主体が自主的に取り組むみどりのまちづくり活動を支援するとともに、みどりのまちづくりを牽引するリーダー的人材として、花や緑に関する知識や関心をもつ方を緑のコーディネーターとして養成します。
- ・花や緑によるまちづくりを広げる担い手の充実を図るため、キーパーソンとなる高度な技術や知識を持った人材の育成などに取り組みます。
- ・地域における環境分野の人材養成講座を実施するなど、環境活動を推進するリーダーの発掘・育成に取り組みます。

② 花や緑に限らない多様な分野の主体との連携

<施策の基本的考え方>

- ・みどりによる共創のまちづくりを定着させる仕組みとして、花や緑に限らない多様な分野の主体と連携しながら、みどりの新しい価値・可能性を見出し、みどりを通じた新たな視点での取り組みを創出します。
- ・多様な分野の主体間における情報共有など、連携強化に取り組むことで、みどりに関する推進体制を強化します。

コラム

みどりのまちづくり活動の例

● 一人一花運動

市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など、ありとあらゆる場所での花づくりを通して、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める、花による共創のまちづくりをめざす取組みです。



市民・企業等による
花づくりの支援



企業との連携による
花づくりの輪の拡大



他の自治体との連携
(福岡県や北九州市と連携)

[Fukuoka Flower Show]

一人一花運動の取組みをさらに進めるため、イギリスの「ケルシーフラワーショー」を参考に、ガーデン文化の定着による市民生活の質の向上、観光・MICEの推進、社交・ビジネスの場づくりなどを目指し、花をテーマとしたMICEである「Fukuoka Flower Show」を開催します。

これにより、花と緑あふれるまち・福岡のイメージを世界に発信し、花や緑に携わる関係者やプレーヤーを増やすことで、業界全体の発展及び市民活動としての裾野も広がっていくことを期待しています。



シンボルガーデン
(福岡市植物園)

●都心の森1万本プロジェクト

良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図るために、市民や企業との共働により、都心部をはじめとして全市域における植樹運動を展開し、緑豊かなまちづくりを推進する取組みです。



地域が行う植樹への支援



市民への苗木配布
(メモリアルツリー)



市民等の街路樹管理を支援
(街路樹サポーター制度)

2 地域別

① 緑化重点地区

■ 緑化重点地区とは

「緑化重点地区」は、都市緑地法に基づき設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

「緑化重点地区」では、みどりの基本計画がめざす姿をモデル的に具体化するとともに、市民・企業・NPO・行政の連携のもとに公園緑地の整備や公共公益施設、民間施設の緑化などを総合的、効果的に実施します。

■ 緑化重点地区の指定

福岡市における「緑化重点地区」は、「市街化区域」とします。

また、必要に応じて、「市街化調整区域のうち特に緑化の推進を図るべき地区」も含めるものとします。

地形的特性から以下の地域に分けられます。

- 「みどりの輪」や「みどりの帯」に含まれていたり、また「山すそのみどり」に接していたりと、風致地区等で既に緑が多く、それと一体的・連続的に緑豊かな地区環境を形成すべき地域
 - …中央緑地帯、西の帯、博多の森丘陵地、東の帯、油山
- 「博多湾水際帯」に含まれ、海辺と一体となった緑の保全・創出を図るべき地域
 - …今津、和白をはじめとする博多湾沿いの地域
- 「水辺のみどり」を形成する、河川やため池等の水辺と一体となった緑の保全・創出及びそれらのネットワーク化を図るべき地域 ※流域思考の概念も踏まえ分割
 - …室見川水系、多々良川水系、那珂川水系、樋井川水系、御笠川水系
- 都市の緑の顔、地域の緑の風景の核を形成するため、公共空間の緑化推進や民有地の緑化促進を図るべき地域
 - …都心部（天神地区や博多駅周辺地区）、広域拠点（東部、西部、南部）、地域拠点（和白、箱崎、雑餉隈、長住・花畠、六本松・鳥飼・別府、野芥、橋本、姪浜、今宿・周船寺）
- 物流、情報、研究開発など、福岡市の成長を推進する多彩な都市機能が集積しており、拠点の特性に応じて、緑化を図るべき地域
 - …アイランドシティ、九州大学箱崎キャンパス跡地、セントラルパーク（舞鶴公園・大濠公園地区）シーサイドももち、九州大学伊都キャンパス及びその周辺地区
- ヒートアイランド現象や暑熱環境の悪化に対応するため、緑化を図るべき地域

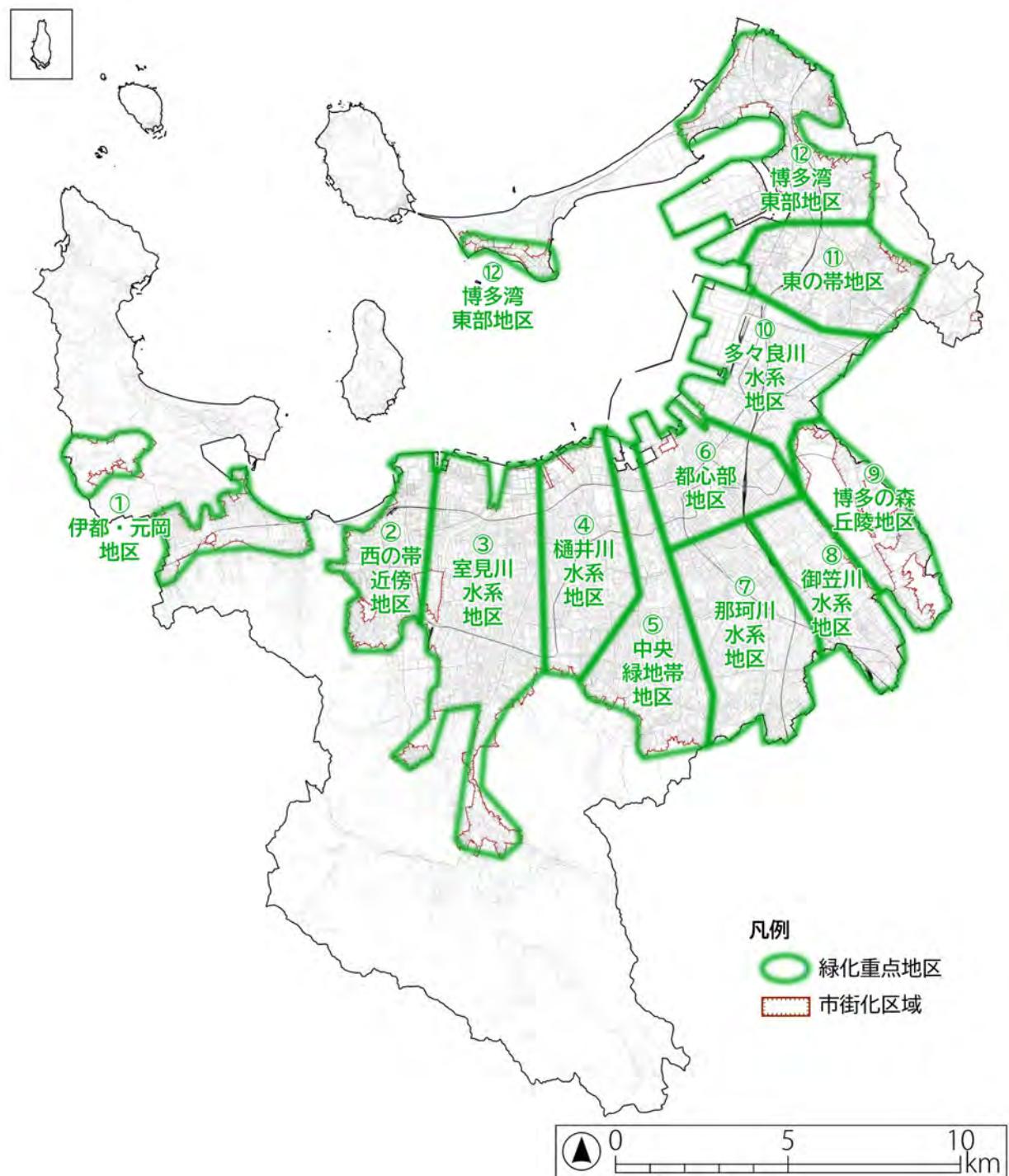


図 4-10 緑化重点地区

② 保全配慮地区

■ 保全配慮地区とは

「保全配慮地区」は、都市緑地法に基づき設定する「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。

「保全配慮地区」では、可能な限り配慮を促し、緑地の保全に努めます。

■ 保全配慮地区の指定

福岡市における「保全配慮地区」は、市街地を囲んでいる山すそのみどりなどを含む、「市街化調整区域」とします。

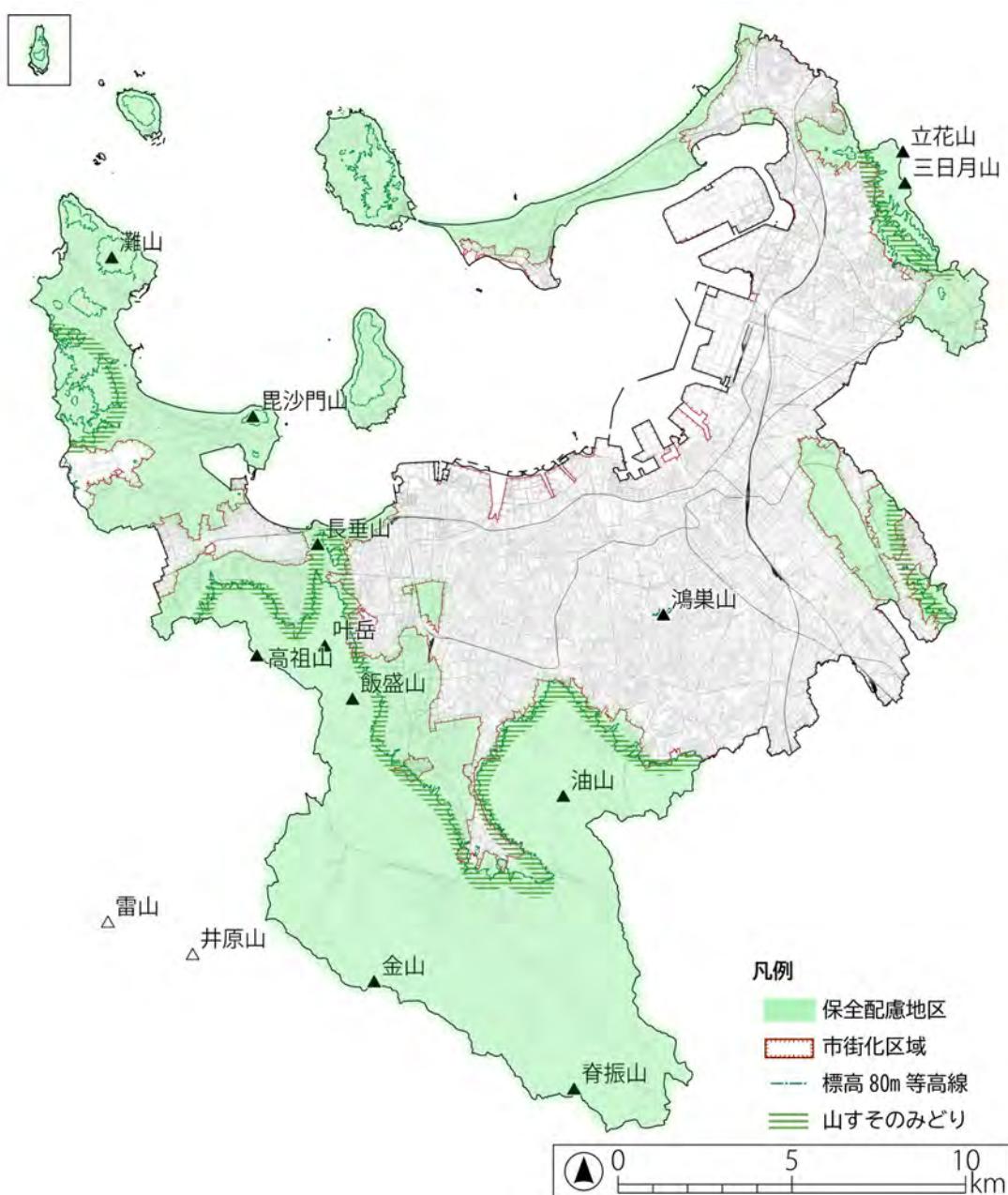


図 4-11 保全配慮地区

特別緑地保全地区における「機能維持増進事業」

2025(令和7)年の都市緑地法の改正では、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新に向けて、緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備が「機能維持増進事業」として位置づけられました。

市内には、2025(令和7)年4月1日現在、計71箇所・117.5haの特別緑地保全地区を指定しており、一部では、樹木の老齢化・大径木化や竹林の拡大などにより荒廃が進行している箇所も見受けられます。特にスタジイなどの根が浅く広がる樹種は、根の支持力の低下により、倒木するリスクが高まり、樹林地の利用者や隣接する居住者などの安全確保に支障をきたす恐れがあることから、管理上の課題となっています。

このような特別緑地保全地区においては、「機能維持増進事業」として、竹林の拡大の抑制や、強度間伐¹や群状間伐²などにより萌芽更新³を図り、地域固有の植生や生物多様性の回復を行うことで、市民が憩い安らげる空間や美しい景観の創出を目指します。また、伐採した樹木については、チップ化などを行い、マルチング材等で再利用を行うなどの活用に取り組みます。

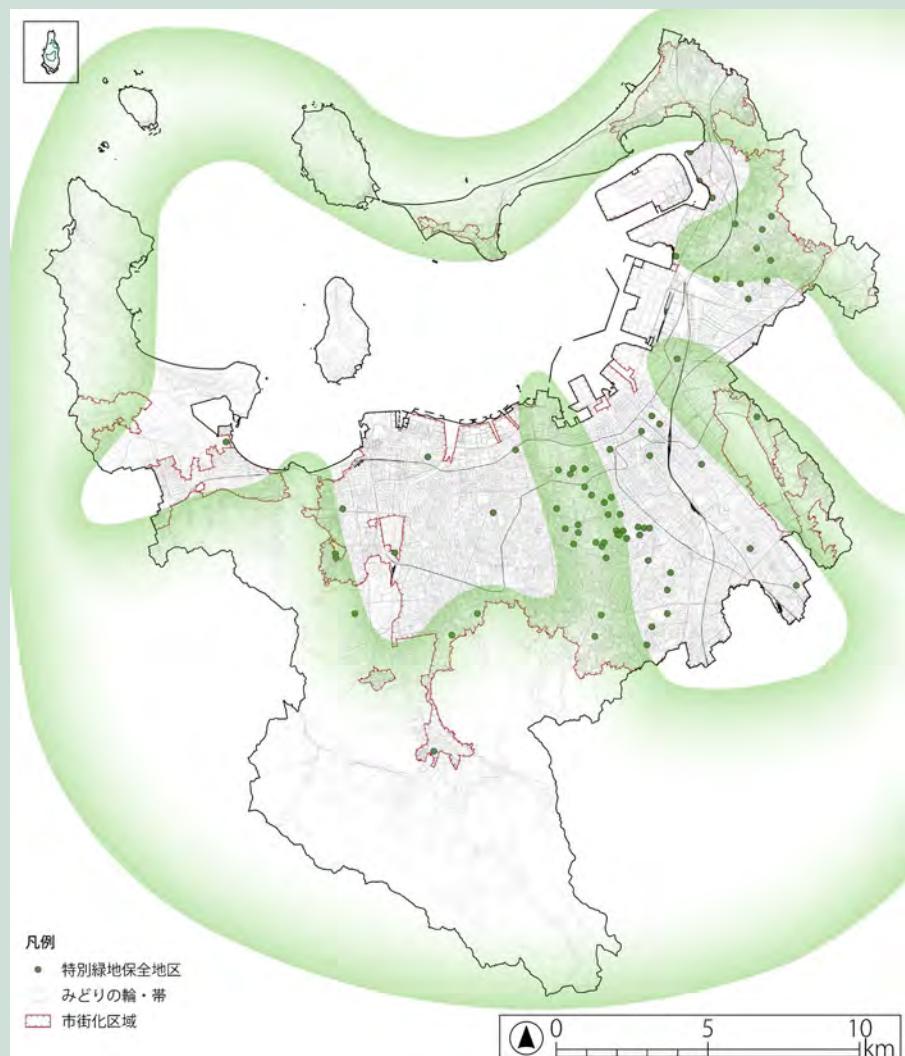


図4-12 特別緑地保全地区の位置図

¹ 強度間伐：森林の密度を大きく下げるために、比較的高い伐採率で樹木を間伐する方法。

² 群状間伐：密集して生えている木々を「群れ（グループ）」単位でまとめて間伐する方法。

³ 萌芽更新：伐採後の根株などから芽が再生し、森林を更新する方法。

第5章

区別計画

第5章 区別計画

区別計画とは、区全体の現況、みどりのまちづくりの方向性、主な事業・取組み、みどりの方針図を示しており、これを基に地域に即したまちづくりを進めます。

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 東区 |  |
| 2 | 博多区 |  |
| 3 | 中央区 |  |
| 4 | 南区 |  |
| 5 | 城南区 |  |
| 6 | 早良区 |  |
| 7 | 西区 |  |



図 5-1 区位置図

1 東区

豊かな自然環境と歴史、文化に恵まれた、
活力を想像するまち・東区

(1) 東区のみどりの概要

玄界灘と博多湾を隔てる志賀島・海の中道が区の北側に位置し、博多湾の東側を囲む地形となっています。

区域内は豊かな自然にも恵まれ、国定公園に指定されている志賀島や海の中道には、美しい景観を有する海岸が広がり、区の東部には国の特別天然記念物に指定されたクスノキ原生林がある立花山や三日月山が連なっています。また、博多湾東部の和白干潟は、渡り鳥の飛来地として有名です。

(2)みどりのまちづくりの方向性

- 立花山から三日月山、青葉公園にのびる「みどりの輪」において、森林や保全を図るとともに、市民や企業などの多様な主体によるみどりの保全や管理、活用を促進します。
- 「博多湾水際帯」における志賀島や国営海の中道海浜公園等、海岸部のみどりの保全を図るとともに、和白干潟を中心とするエコパークゾーンの保全を行います。
- 「水辺のみどり」である多々良川などにおいて、良好な河川環境を保全するとともに、河川沿いのみどりの充実や水に親しむ場の創出などに取り組みます。

(3) 主な事業・取組み

- 森林の保全・管理（海岸の松林、保安林等）
- 樹林地の保全・管理（特別緑地保全地区、風致地区、自然公園等）
- 森林空間の保全と創出（立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業、松くい虫防除等）
- 街路樹の整備・管理
- 公園の整備（奈多公園、箱崎中央公園等）・管理
- 公園への民間活力の導入
- インクルーシブな子ども広場（整備・運営）
- 博多湾の環境保全対策事業
- 水辺環境の整備（香椎川河川改修、不動ヶ浦池治水池整備等）
- 九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりにあわせたみどりづくり
- Fukuoka East & West Coast プロジェクト 等



地域と共に働くによる花の植替え
(東区役所)



フラワーオブジェ制作体験
(東区 千早)



市民団体による登山道の維持補修活動
(立花山・三日月山)

■区の概要

人口:323千人(R2)

面積:69.45km²(R2)

■みどりの分布

緑被率:41.6%(R4)

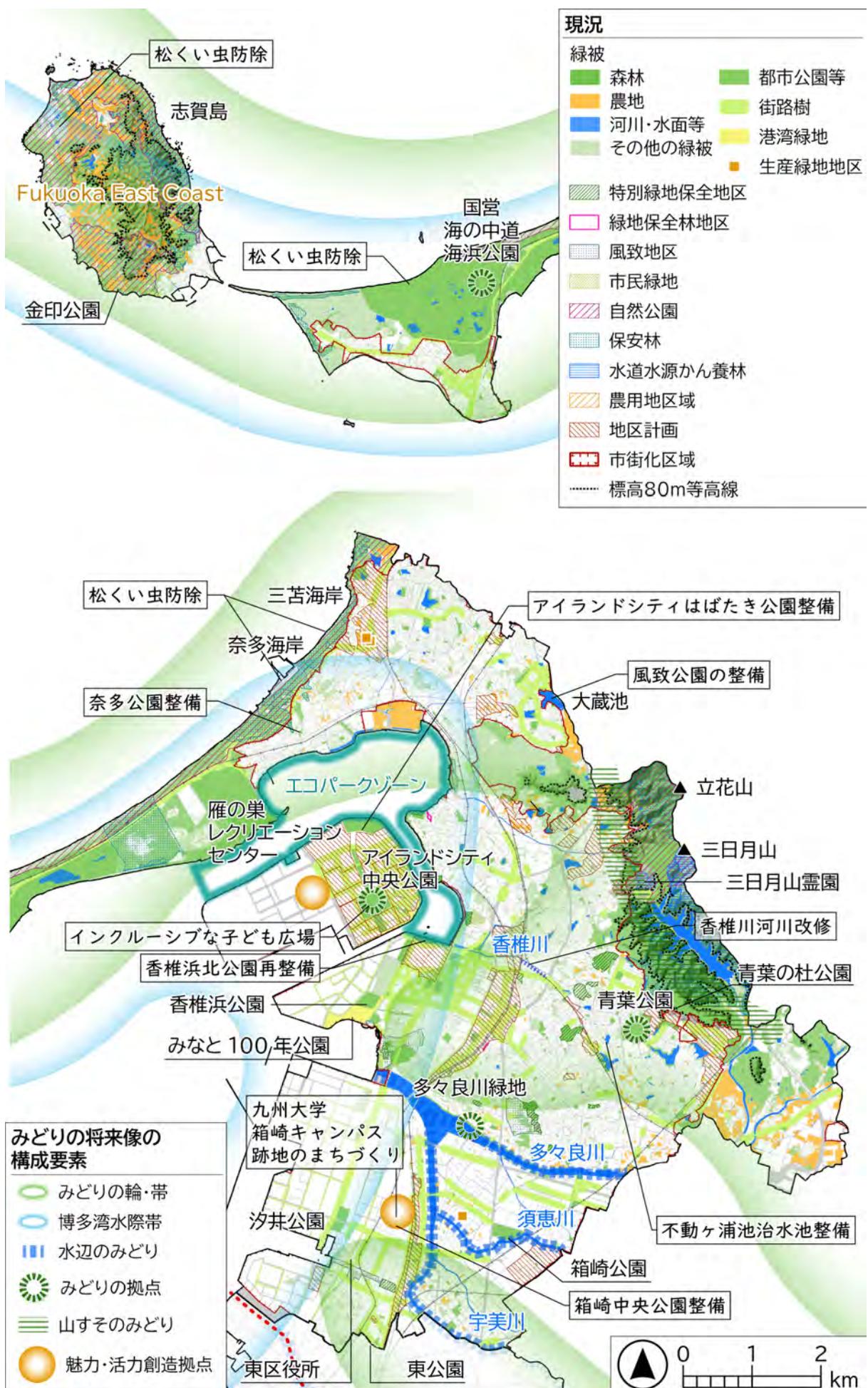
都市公園数・面積(R6):

445箇所

6,186,311m²

■主な公園緑地など

- ・国営海の中道海浜公園
- ・雁の巣レクリエーションセンター
- ・アイランドシティ中央公園
- ・多々良川緑地
- ・青葉公園
- ・アイランドシティはばたき公園
- ・みなと100年公園
- ・金印公園



2 博多区

お互いが支え合い、安心して暮らす、歴史と伝統が息づくまち・博多区

(1) 博多区のみどりの概要

九州の陸の玄関口でにぎわう博多駅や海の玄関口である博多港、空の玄関口である福岡空港と、陸・海・空の交通拠点を有しています。また、由緒ある神社仏閣や、趣のある街並みなどの歴史的資産も多く、博多祇園山笠をはじめとする祭りも盛んで、歴史と伝統が息づくまちです。

空港東側の東平尾公園には、陸上競技場、球技場、プール等各種スポーツ施設があり、立花寺には立花寺緑地リフレッシュ農園が整備され、スポーツやレクリエーションの場として親しまれています。

■区の概要

人口:252千人(R2)

面積:31.62km²(R2)

■みどりの分布

緑被率:23.1%(R4)

都市公園数・面積(R6):

237箇所

1,698,349m²

■主な公園緑地など

- ・東平尾公園
- ・東公園
- ・山王公園
- ・大井中央公園
- ・上月隈中央公園
- ・月隈パークゴルフ場
- ・楽水園
- ・板付遺跡
- ・金隈遺跡公園

(2) みどりのまちづくりの方向性

- 四王寺山から東平尾公園にのびる「みどりの帯」において、樹林地や公園などのみどりの保全を図るとともに、市民や企業などの多様な主体によるみどりの保全や管理、活用を促進します。
- 福岡市の「陸の玄関口」である博多駅前、「海の玄関口」である博多港、「空の玄関口」である福岡空港において、都市の顔となるみどりづくりを行います。
- 「水辺のみどり」である御笠川や那珂川などにおいて、良好な河川環境を保全するとともに、河川沿いのみどりの充実や水に親しむ場の創出などに取り組みます。
- 福岡の顔にふさわしい景観・みどりの創出とオープンスペースを活用した魅力づくりに取り組みます。
- 区内随所に残る史跡や神社仏閣、昔ながらのまち並み等の歴史文化遺産のみどりを保全し、また、それらの歴史的風致と調和した周辺のみどりの保全・形成を図ります。

(3) 主な事業・取組み

- 樹林地の保全・管理（特別緑地保全地区、風致地区等）
- 公園の整備（那珂中央公園等）・管理
- インクルーシブな子ども広場（整備・運営）
- 水辺環境の整備（博多川護岸整備等）
- 福岡空港周辺のまちづくり（環境対策等）
- 歴史・伝統文化の体験や観光情報発信など、観光拠点づくり
- リバーフロントエリアの魅力づくり
- 公園への民間活力の導入
- 街路樹の整備・管理
- 等



136

地域と共に働くによる花の植替え
(博多区 美野島)



企業と大学の共働による花壇制作
(博多区 東光)



フラワーアレンジメント教室
(奈良屋公民館)



みどりの将来像の構成要素	現況
みどりの輪・帯	森林
博多湾水際帯	特別緑地保全地区
水辺のみどり	緑地保全林地区
みどりの拠点	風致地区
山すそのみどり	保安林
都心部	地区計画
	市街化区域
	標高80m等高線



3 中央区

人が集い、人が輝き、
人が優しいまち・中央区

(1) 中央区のみどりの概要

西公園から舞鶴公園・大濠公園、動植物園のある南公園、鴻巣山と豊かなみどりにも恵まれています。また、7世紀後半から11世紀にかけて、大陸から訪れる人々の迎賓館の役割を果たしていた鴻臚館跡や、徳川幕府の成立とあわせて黒田長政が築城した福岡城跡など、貴重な歴史的文化遺産が身近にあります。

明治の廃藩置県以後も西日本における行政・経済・文化の中核拠点として発展を続け、商業・業務施設の集積が進んでいます。

(2) みどりのまちづくりの方向性

■区の概要

人口: 206千人(R2)

面積: 15.39km²(R2)

■みどりの分布

緑被率: 22.3%(R4)

都市公園数・面積(R6):

129箇所

1,762,085m²

■主な公園緑地など

- ・舞鶴公園

- ・大濠公園

- ・南公園

- ・西公園

- ・天神中央公園

- ・警固公園

- ・水上公園

- ・鴻巣山緑地

- ・松風園

- 鴻巣山から、動植物園のある南公園、舞鶴公園・大濠公園、西公園にのびる「みどりの帯」において、樹林地や公園などのみどりの保全を図るとともに、市民や企業などの多様な主体によるみどりの保全や管理、活用を促進します。
- 「水辺のみどり」である那珂川や樋井川などにおいて、良好な河川環境を保全するとともに、河川沿いのみどりの充実や水に親しむ場の創出などに取り組みます。
- 福岡の顔にふさわしい景観・みどりの創出とオープンスペースを活用した魅力づくりに取り組みます。
- 市民に広く親しまれている舞鶴公園・大濠公園などの身近な自然、福岡城跡や鴻臚館跡などの史跡、文化施設など、多様な資源の魅力がさらに活きる取組みを進めます。

(3) 主な事業・取組み

- 樹林地の保全・管理（特別緑地保全地区、風致地区等）
- 公園の整備・管理
- 公園への民間活力の導入
- インクルーシブな子ども広場（整備・運営）
- 街路樹の整備・管理
- セントラルパーク構想の推進
- 動植物園再整備事業、一人一花運動の拠点機能強化
- リバーフロントエリアの魅力づくり

等



地域と共に働くによる花の植替え
(明治通り)



ペットボトルハンギング講座
(中央区役所)



寄せ植え講座
(中央区役所)



4 南区

みんながつながり、安らぎ、
輝く暮らしのまち・南区

(1) 南区のみどりの概要

閑静な戸建住宅や大規模団地が広がる自然環境に恵まれた住宅・文教地区で、特別緑地保全地区の数は7区の中で最も多くなっています。

南西にそびえる油山では豊かな自然環境を生かした油山牧場・市民の森がリニューアルし、南北に流れる那珂川の水辺環境整備も進んでいます。この他、鴻巣山やため池など、住宅地の近くに、住民が日常的に触れ合える魅力的な自然環境を有しています。

■区の概要

人口:266千人(R2)
面積:30.98km²(R2)

■みどりの分布

緑被率:34.7%(R4)
都市公園数・面積(R6):
275箇所
1,321,863m²

■主な公園緑地など

- ABURAYAMA FUKUOKA(油山市民の森、油山牧場)
- 桧原運動公園
- 那珂川緑地
- 花畠園芸公園

(2) みどりのまちづくりの方向性

- 油山から鴻巣山にのびる「みどりの帯」において、樹林地やため池の保全を図るとともに、地域などの共働によるみどりの保全や管理、活用を促進します。
- 「水辺のみどり」である那珂川や樋井川などにおいて、良好な河川環境を保全するとともに、河川沿いのみどりの充実や水に親しむ場の創出などに取り組みます。
- ABURAYAMA FUKUOKA(油山市民の森・油山牧場)や那珂川、鴻巣山、身近なため池などの資源を活用して住民が触れ合う機会をつくるなど、自然や環境を守り大切にする心を育みます。
- 身近に緑や水辺を楽しめるように、那珂川や樋井川などの河川の保全や街路樹のみどりの充実を図ります。

(3) 主な事業・取組み

- 森林の保全・管理(保安林等)
- 樹林地の保全・管理(特別緑地保全地区、風致地区、保安林等)
- 公園の整備(宮竹中央公園、東花畠中央公園、那珂川緑地等)・管理
- 公園への民間活力の導入
- インクルーシブな子ども広場(整備・運営)
- 街路樹の整備・管理
- 水辺環境の整備(若久川河川改修、源蔵池治水池整備等)
- ふれあい施設(油山市民の森や油山牧場等)の整備等



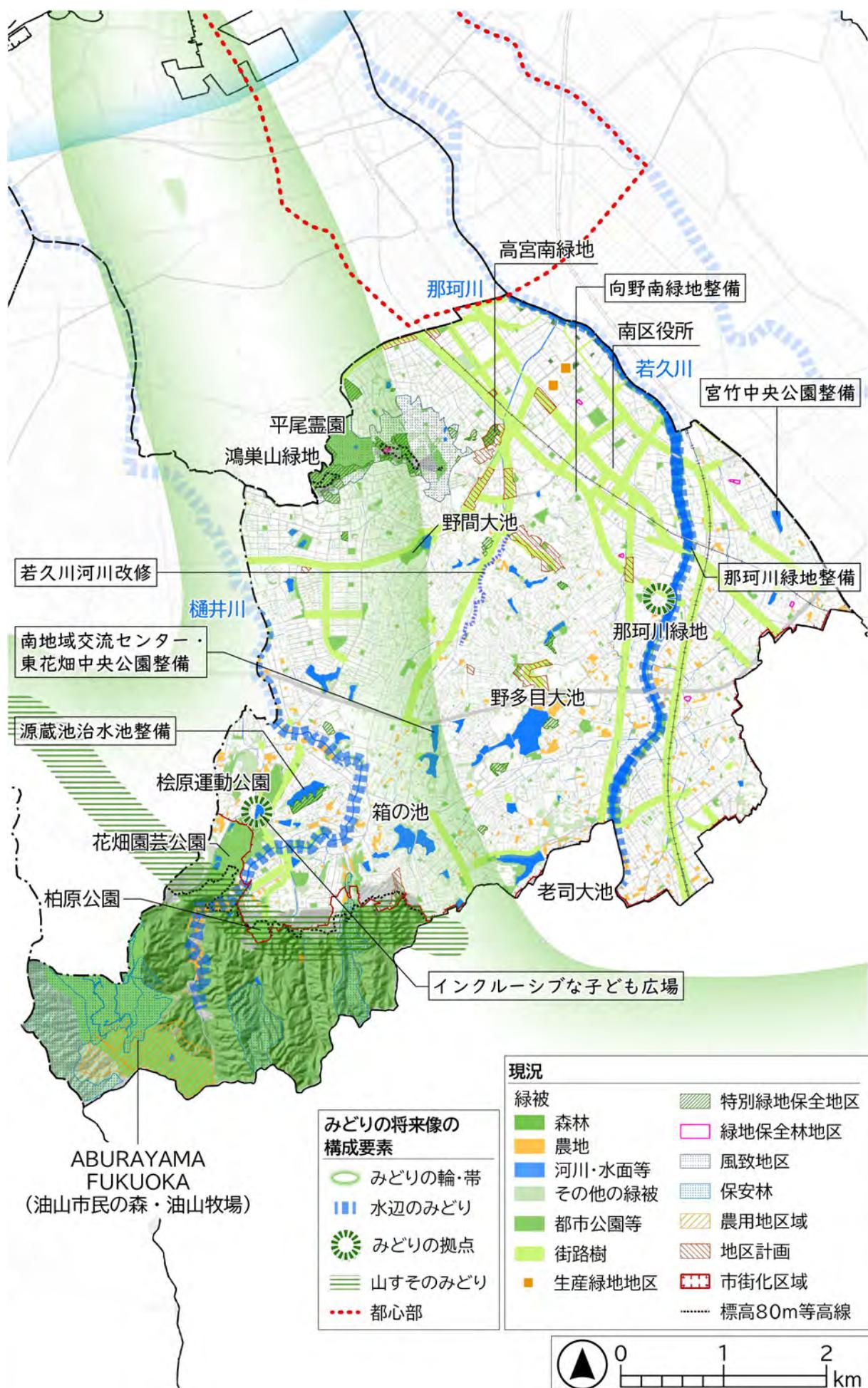
市民団体による花の植替え
(大橋駅前広場)



森林管理に関するワークショップ
(鴻巣山緑地)



桜をテーマにした短歌の募集
(桧原桜公園)



5 城南区

人のぬくもりと自然の安らぎを感じ、
健やかに住み続けられるまち・城南区

(1) 城南区のみどりの概要

緑豊かな油山を有し、大規模な住宅団地や福岡大学・中村学園大学を持つ住宅文教地区となっています。

油山市民の森は豊かな自然環境として市民に親しまれ、油山の中腹に位置する片江展望台は、秋に東南アジアへ向けて飛翔する渡り鳥「ハチクマ」の観測地点として知られています。油山を源流とする樋井川が区域内を流れ、その水を利用したといわれる池泉廻遊式純日本庭園として名高い友泉亭公園は、筑前黒田藩第6代藩主継高公の別邸を公園として整備したもので、四季を通して市民の心を和ませています。

また、田島神楽や梅林古墳、菊池神社など伝統文化や歴史資源にも恵まれています。

(2) みどりのまちづくりの方向性

- 油山から鴻巣山にのびる「みどりの帯」において、市街地を囲む山すそのみどりや、樹林地やため池などの保全を図るとともに、市民や企業などの多様な主体によるみどりの保全や管理、活用を促進します。
- 「水辺のみどり」である樋井川などにおいて、良好な河川環境を保全するとともに、河川沿いのみどりの充実や水に親しむ場の創出などに取り組みます。
- 多様な生物が生息する油山や樋井川などの貴重な自然を次世代に継承するため、その魅力を広く伝えるとともに、身近な自然に親しみふれあう活動を通じて自然環境保全意識の醸成を図るなど、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

(3) 主な事業・取組み

- 森林の保全・管理（保安林等）
- 樹林地の保全・管理（特別緑地保全地区等）
- 公園の整備（七隈緑地等）・管理
- インクルーシブな子ども広場（整備・運営）
- 水辺環境の整備（五ヶ村池治水池整備等）
- 城南区油山・樋井川の魅力発信
- 公園への民間活力の導入
- 街路樹の整備・管理
- 等



地域による歩道の花の植替え
(城南区 鳥飼)



自然体験イベント
(樋井川)



ウォーキングによる健康づくり
(油山市民の森付近)

■区の概要

人口: 133千人(R2)
面積: 15.99km²(R2)

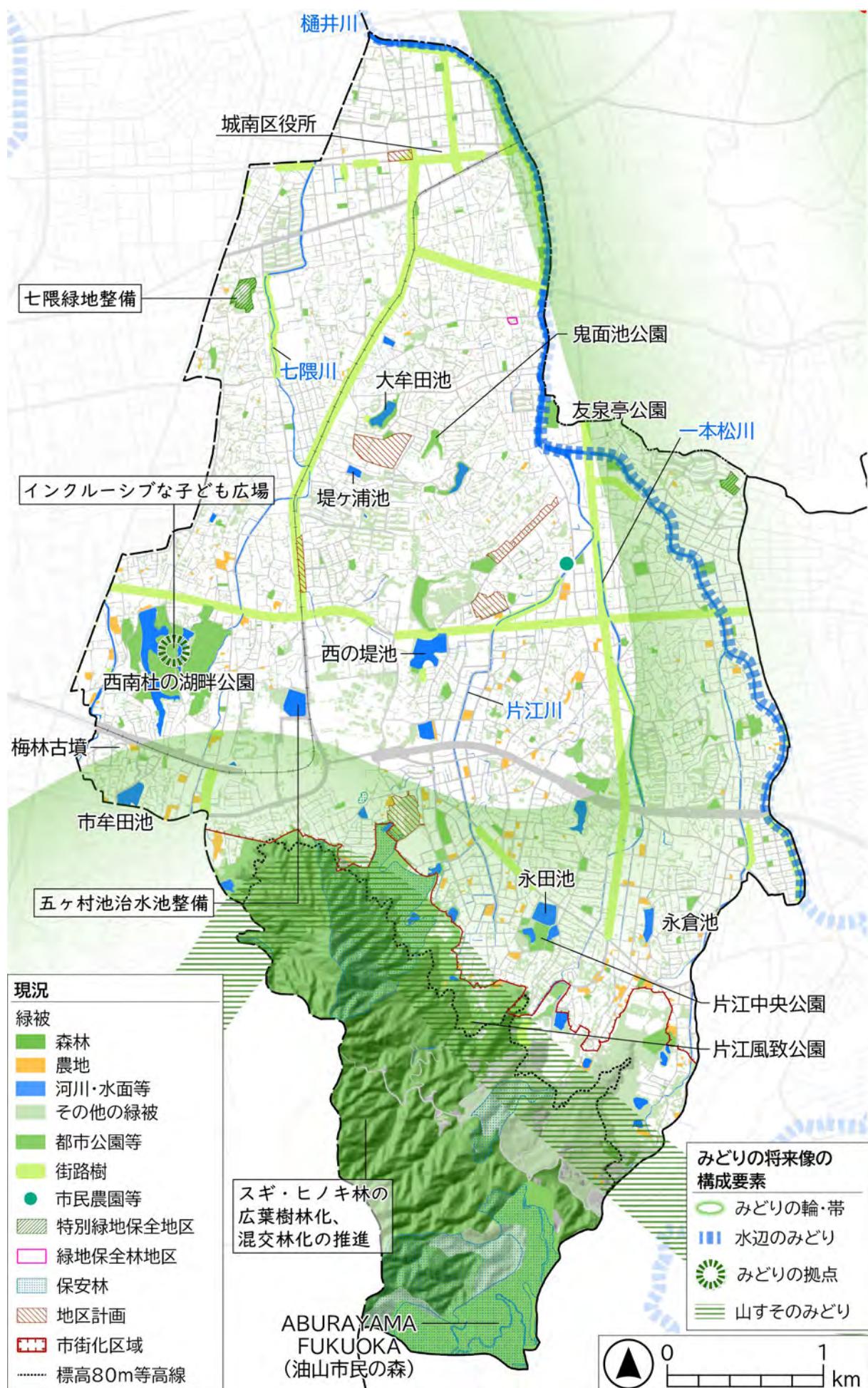
■みどりの分布

緑被率: 36.4%(R4)
都市公園数・面積(R6):

116箇所
442,899 m²

■主な公園緑地など

- ・ ABURAYAMA FUKUOKA (油山市民の森)
- ・ 西南杜の湖畔公園
- ・ 友泉亭公園
- ・ 片江風致公園
- ・ 片江中央公園
- ・ 松山中央公園
- ・ 梅林古墳



6 早良区

ひと・みず・みどりが光り輝き、
ふれあいと交流のあるまち・早良区

(1) 早良区のみどりの概要

7区の中で最も広く、南北に長い地形をしており、北部は博多湾に面し、西部には室見川が流れ、南部には緑豊かな脊振山系という自然環境に恵まれています。西端を清流室見川が流れ、市民の憩いの場として親しまれています。また、弥生時代の遺跡が多く分布し、古代から農業地帯として長い歴史を有しています。

脊振山系の「みどり」と室見川水系の「みず」という豊かな自然環境に恵まれる一方で、地下鉄沿線の藤崎・西新・シーサイドももち地区においては、商業・業務施設や共同住宅等が集積するなど、多様な魅力にあふれています。

■区の概要

人口:221千人(R2)

面積:95.87km²(R2)

■みどりの分布

緑被率:79.3%(R4)

都市公園数・面積(R6):

247箇所

830,409m²

■主な公園緑地など

- ・室見川緑地
- ・シーサイドももち海浜公園
- ・百道中央公園
- ・西油山中央公園
- ・曲渕ダムパーク

(2) みどりのまちづくりの方向性

- 油山周辺の「みどりの輪」において、市街地を囲む山すそのみどりや農地などの保全を図るとともに、市民や企業などの多様な主体によるみどりの保全や管理、活用を促進します。
- 「水辺のみどり」である室見川などにおいて、良好な河川環境を保全するとともに、河川沿いのみどりの充実や水に親しむ場の創出などに取り組みます。
- 脊振山系は、市民の貴重な水の供給源であり、森林の持つ水源かん養機能の増進を図るとともに、市民の身近なレクリエーション・憩いの場として、その自然環境の保全を図ります。

(3) 主な事業・取組み

- 森林の保全・管理（自然公園、保安林、水道水源かん養林等）
- 樹林地の保全・管理（特別緑地保全地区、風致地区等）
- 公園の整備（早良運動公園、室見川緑地等）・管理
- 公園への民間活力の導入
- インクルーシブな子ども広場（整備・運営）
- 街路樹の整備・管理
- 水辺環境の整備（金屑川河川改修等）
- ウォーキングでまちづくり事業

等



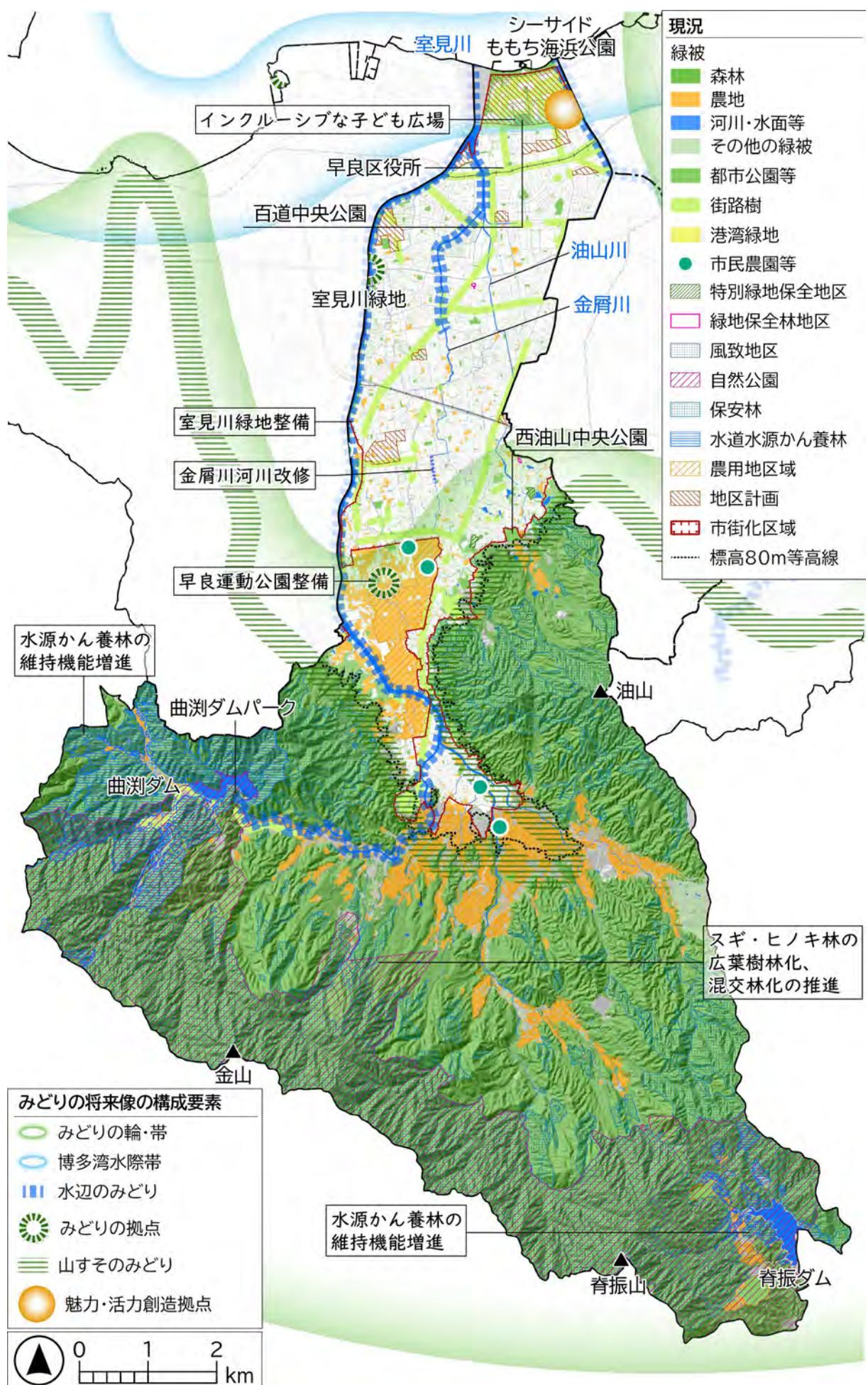
地域と共に働くによる花の植替え
(早良区役所)



市民等による花の作品展示
(早良区役所)



市民団体による道標の取替え
(脊振山系)



7 西区

にぎわいがあり、しあわせを感じ、くらしやすいまち・西区

(1) 西区のみどりの概要

能古島、玄界島、小呂島の3つの島、脊振山系から糸島半島に至るみどりの連なり、博多湾に注ぐ室見川や瑞梅寺川など、豊かな自然環境に恵まれています。今津千潟のカブトガニやクロツラヘラサギなどの希少生物をはじめ、自然、歴史、文化、活動団体など、様々な有形・無形の地域資源を「西区の宝」と位置づけており、今後もこれらを守り続けていく必要があります。また、国指定史跡の元寇防塁や丸隈山古墳、今津人形芝居など、史跡や伝統芸能などの歴史的資産にも恵まれています。

ヨットハーバーやマリーナ、今宿野外活動センター、海づくり公園、今津リフレッシュ農園、高祖山・柑子岳・叶岳・灘山・能古島のハイキングコースなど、多様な施設が整備され市民の憩いの場として親しまれています。

■区の概要

人口:213千人(R2)

面積:84.15km²(R2)

■みどりの分布

緑被率:68.5%(R4)

都市公園数・面積(R6):

259箇所

2,125,789m²

■主な公園緑地など

- ・小戸公園
- ・今津運動公園
- ・西部運動公園
- ・生松台中央公園
- ・かなたけの里公園
- ・今宿野外活動センター
- ・室見川緑地
- ・マリナタウン海浜公園
- ・海づくり公園
- ・今津リフレッシュ農園

(2)みどりのまちづくりの方向性

- 飯盛山から叶岳、長垂山にのびる「みどりの帯」において、市街地に面する山すそのみどりや農地の保全などを図るとともに、市民や企業などの多様な主体によるみどりの保全や管理、活用を促進します。
- 「みどりの輪」や「博多湾水際帯」である今津湾から玄界灘に至る海岸や灘山、今津千潟など貴重な自然環境の保全や活動を図ります。
- 「水辺のみどり」である室見川などにおいて、良好な河川環境を保全するとともに、河川沿いのみどりの充実や水に親しむ場の創出などに取り組みます。
- 環境活動への参加促進などにより環境意識を醸成し、地域の持つ身近で多様な自然を守っていくとともに、離島や市街化調整区域において、定住化の促進や主要産業である農業・漁業の活性化、地域ブランドや特産品の開発、PRなどのまちづくり活動を支援し、地域振興を図ります。

(3) 主な事業・取組み

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ●森林の保全・管理（自然公園、保安林等） | ●公園への民間活力の導入 |
| ●樹林地の保全・管理（特別緑地保全地区、風致地区、保安林等） | ●街路樹の整備・管理 |
| ●公園の整備・管理 | |
| ●インクルーシブな子ども広場（整備・運営） | |
| ●水辺環境の整備（弁天川護岸整備、周船寺川河川改修等） | |
| ●Fukuoka East & West Coast プロジェクト | 等 |



ボランティア団体と共に花の植替え（西区役所）



駅前のボランティア花壇
(姪浜駅前)



企業による松林の保全活動
(生の松原海岸森林公園)



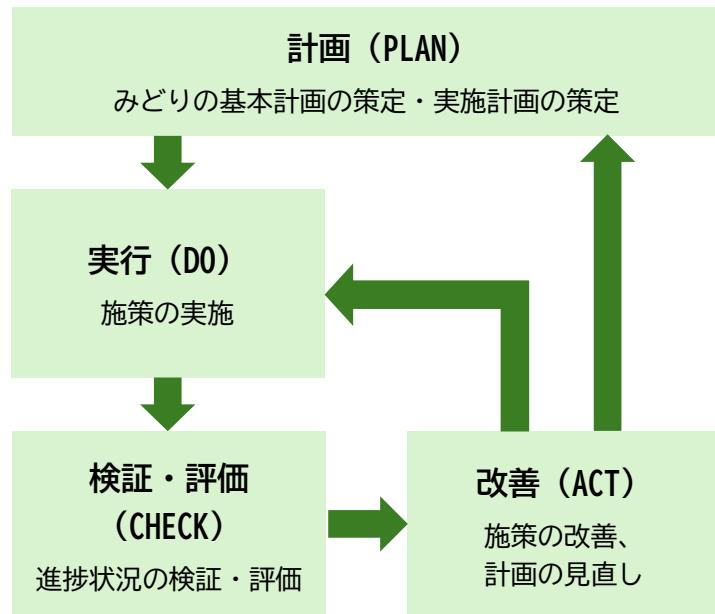
第6章

計画の 進行管理

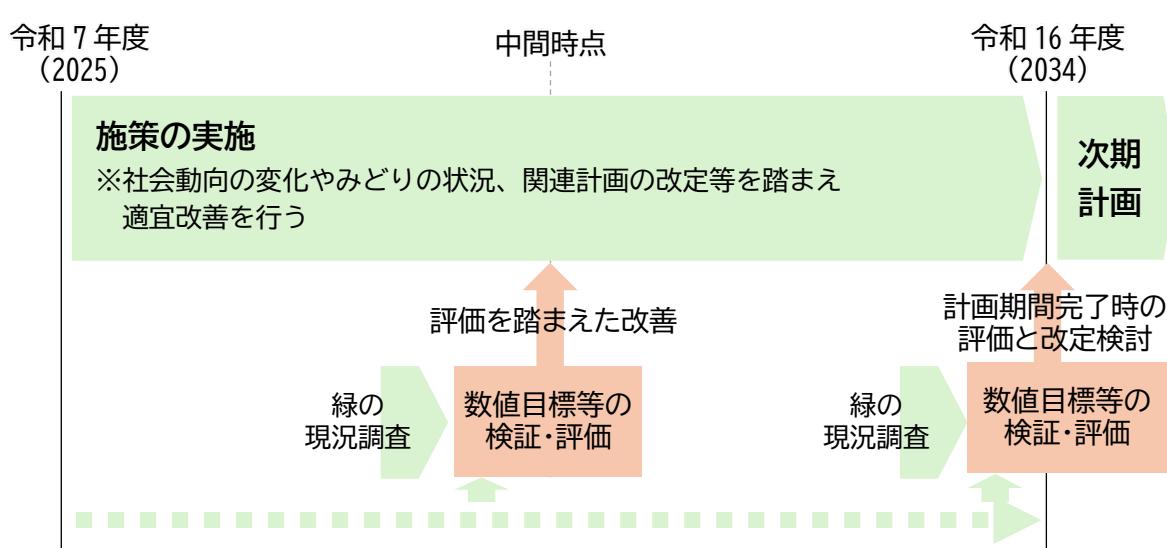
第6章 計画の進行管理

1 進行管理のサイクル

PDCA サイクル¹の考え方のもと、計画の進行管理を行います。進捗状況の把握・評価(CHECK)の段階では、総括目標・成果指標に基づく検証・評価を実施します。



また、PDCA サイクルに加え、市民や企業など多様な主体と連携しながら進捗状況の検証・評価・改善を行うため、OODA（ウーダ）ループ²の考え方などを踏まえ、検証・評価方法について柔軟に取り入れていきます。



¹ PDCA サイクル：政策の企画立案（Plan）、実践・執行（Do）、評価・点検（Check）、改善・対策（Action）の繰り返しにより経営管理を行う手法。マネジメントサイクル。

² OODA（ウーダ）ループ：観察（Observe）、状況判断・方向づけ（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）を回すことでの、変化の激しい状況下で迅速かつ柔軟に意思決定を行うための思考フレームワーク。

2 モニタリング指標

本計画では、市内のみどりの状況を確認し、みどりに関わる市民・企業などの多様な主体が共有するモニタリング指標として「緑視率」を設けます。計画期間中、経年的に緑視率の推移を追うことで、街中のみどりの変化を捉え、取組みの改善を図ります。

モニタリング指標	緑視率 ¹
設定の背景・目的	緑被面積が増加する一方、身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合は、直近10年間では約30%前後とほぼ横ばいとなっています。そこで、身近にあるみどりの実感を高めていくため、目に見えるみどりの量を把握するための指標として「緑視率」を測定し、施策立案の参考とします。
測定箇所	天神地区、博多駅周辺地区の街路 ・市民や来訪者等、多くの人々の視界に入る場所 ・市民が市内の中でみどりを増やしたいと思う場所（R5 市政アンケート調査（母数102件）：天神地区33件、博多駅周辺地区22件） ・都心部の再開発などによって、今後まちの景観が変わっていく場所
測定方法	<ul style="list-style-type: none"> 測定場所：交通量の多い交差点部及び街路の端部 撮影時期：7～8月頃 撮影場所：街路の中央部（交差点の中央） 撮影方法：地上1.5mの高さで水平に撮影 撮影方向：道路の前後2方向 ※端部は一方向のみ 算出方法：写真を撮影し、AI緑視率調査プログラムで算出 ※国土技術政策総合研究所開発 <p><緑視率の撮影・分析イメージ></p> <p>出典：国土技術政策総合研究所プレスリリース資料</p>
評価実施時期	計画期間中間時・完了時

なお、緑視率に限らず、みどりの状況をモニタリングするために必要となる新たな指標や関連する調査等については、計画期間の中間時点の評価や社会動向等を踏まえ、適宜、取り入れていくものとします。

¹ 緑視率：人の視界に占める緑の割合を示す指標。

福岡市みどりの基本計画

策 定 2026年（令和8年）●月
編 集 福岡市 住宅都市みどり局 みどり推進部 みどり企画課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 (092) 711-4446
FAX (092) 733-5590
